

令和2年度 博士論文

持分プーリング法の研究

駒澤大学大学院 経営学研究科

林世富

## 持分プーリング法の研究

### <目次>

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 持分プーリング法の意義                     | 1  |
| 1. 持分プーリング法の定義と概要                   | 1  |
| 2. 持分プーリング法の問題点                     | 3  |
| 3. APB 意見書第 16 号の公表                 | 9  |
| 4. 持分プーリング法の会計処理                    | 11 |
| 第2章 持分プーリング会計の形成                    | 14 |
| 1. 持分プーリング会計の背景                     | 14 |
| 2. 持分プーリング会計の適用                     | 18 |
| 3. 持分プーリング法以前の会計処理                  | 23 |
| 4. 持分プーリング思考の出現                     | 31 |
| 5. 持分プーリング会計の実務                     | 32 |
| 第3章 持分プーリング会計の基準                    | 37 |
| 1. 企業結合に関する会計基準の変遷                  | 37 |
| 2. ARB 第 40 号の会計処理                  | 38 |
| 3. 持分プーリングとパーチェスの識別基準               | 39 |
| 4. ARB 第 43 号                       | 43 |
| 5. ARB 第 43 号の影響                    | 44 |
| 6. 1960 年代の企業結合会計の実務                | 45 |
| 7. ARB 第 48 号による改訂                  | 48 |
| 8. ARB 第 48 号における持分プーリングとパーチェスの識別基準 | 51 |
| 第4章 持分プーリング会計の発展                    | 61 |
| 1. 持分プーリング発展の状況                     | 61 |
| 2. 持分プーリング会計発展の理由                   | 64 |
| 3. 1960 年代の企業結合会計の諸問題               | 71 |

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 4. 不十分な企業結合情報の開示                  | 72  |
| 5. 利益の過大表示                        | 75  |
| 6. 会計処理の非一貫性                      | 83  |
| 第5章 持分プーリング会計に対する批判的見解            | 86  |
| 1. 1960年代の企業結合会計論                 | 86  |
| 2. 企業結合を買収と公正価額プーリングに分類する見解       | 87  |
| 3. 支配主体アプローチによるその他の見解             | 90  |
| 4. 企業結合を買収と持分プーリングに分類する見解         | 91  |
| 5. 会計主体論アプローチ                     | 99  |
| 6. すべての企業結合に持分プーリング会計を適用する見解      | 101 |
| 7. すべての企業結合に買収会計を適用する見解           | 102 |
| 8. すべての企業結合に公正価額プーリング会計を適用する見解    | 103 |
| 9. その他の見解                         | 104 |
| 第6章 持分プーリング会計の限定適用                | 107 |
| 1. APBO第16号                       | 107 |
| 2. 持分プーリング会計の条件とその適用              | 110 |
| 3. 持分プーリング会計の条件に対する反響             | 111 |
| 4. APBO第16号における持分プーリングの基本的考え方     | 117 |
| 5. 持分プーリング会計の適用条件                 | 118 |
| 6. 結合当事会社に関する条件                   | 119 |
| 7. 持分の結合に関する条件                    | 122 |
| 8. 持分の結合と矛盾するような取決めをしないことに関する条件   | 128 |
| 9. APBO第16号における持分プーリング会計適用条件の非論理性 | 129 |
| 第7章 APBO第16号以降の持分プーリング会計          | 131 |
| 1. 持分プーリング法における会計報告基準             | 131 |
| 2. パーチェス法における会計報告基準               | 135 |
| 3. APBO第16号以後の企業結合会計              | 139 |
| 4. 企業結合会計論                        | 141 |
| 5. FASBの調査研究                      | 144 |

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 第8章 持分プーリング会計の廃止        | 147 |
| 1. 持分プーリング法廃止の背景        | 147 |
| 2. 米国における持分プーリング法の廃止    | 149 |
| 3. IASB における持分プーリング法の廃止 | 152 |
| 4. 日本における持分プーリング法の廃止    | 154 |
| <参考文献>                  | 157 |

## 第1章 持分プーリング法の意義

### 1. 持分プーリング法の定義と概要

持分プーリング法とは、武田によれば、結合会社が被結合会社に対して普通株式を発行し、一定の条件に適合した結合に適用され、結合当時会社の資産・負債・利益剰余金を帳簿価格で結合し、のれんを計上しない会計方法である<sup>1</sup>。資本（株主資本）についても、資本金、資本剰余金、利益剰余金といった内訳が、原則としてそのまま引き継がれる。

米国では、持分プーリング法（持分プーリング会計）が出現する以前は、株式を対価とする合併については、パーチェス法（買収会計）で会計処理するのが通例であった。その理由は、新設合併の場合は、利益剰余金をもって会社をスタートさせることはできないという原則による。また吸収合併の場合は、現金等を対価とする純資産の取得との類似性から取得時の公正価値を反映する取得原価の原則に従うべきと考えられたからである。

しかしながら、1920年代の初めには、新設合併の場合でも留保利益を引き継ぎ、さらに純資産を帳簿価額で引き継ぐ会計処理（プーリング会計）が例外的に採用されるようになった。このようなプーリング会計が認められるのは、本来共通の親会社を持つ子会社同士の合併のような実質が何ら変化せず、単なる法形式の変更であるような合併の場合に限られるはずであった。

ところが、1940年代中頃までには、従来から関係のある会社同士の合併だけでなく、それ以外の合併についてもプーリング会計が行われるようになった。その理由は、プーリング会計を適用すれば、合併企業は業績のよい企業を買収することによって被合併会社の利益を合算でき、さらに無形資産としてののれんが発生しないため、結合後の償却負担もないので、パーチェス法と比較して合併後の報告利益をより大きく計上できるからである。企業経営者は、自身の業績評価に有利なプーリング会計を好んだのである。このようなプーリング会計は、その後、持分プーリング法として普及することになる。

持分プーリング法が普及した理由をまとめると、以下のとおりである。

- (1) 被結合会社の資産の公正価値は、その帳簿価値を上回る時、企業結合をパーチェス法によって処理するなら、結合後の会社の減価償却費などの費用がその分大きくなり、

---

<sup>1</sup> 武田安弘『企業結合会計の研究』（白桃書房、1982）、375頁。

したがって、純利益は結合前の当事会社の純利益を合計する場合よりも小さくなって、1株当たり利益の低下をもたらす。

持分プーリング法は、結合当事会社の資産・負債・資本をそれぞれの帳簿価額で結合し、結合前から1つの会社であるかのように処理するものであるから、業績のよい会社を結合すれば、被結合会社の利益を結合会社の利益に加えることによって報告利益を高めることができる。

- (2) パーチェス法によって、企業結合時、のれんは計上され、これを償却すれば、結合後の会社の1株当たり利益が低下する。のれんは、取得会社が被取得会社またはその株主に提供した取得会社の株式または現金などの対価額が被取得会社より受入れ純資産の公正価額を超える額である。のれんは償却しなければならない。こうした多額ののれんが償却されるならば、結合の会社の償却費は著しく増加し、1株当たり利益は低下せざるを得ない。
- (3) 持分プーリング法においては、結合当事会社の資産・負債・資本はそのまま帳簿価額で結合されるから、被結合会社の利益は結合会社の利益に加算され、結合会社の利益を大きくし、1株当たり利益を高められる。また、結合後、結合により取得した資産を売却することによって物価上昇時には多額の利益を計上することができる。
- (4) 米国の内国歳入法では、被結合会社の株主が結合によって結合会社の株式を取得しても、その株式を売却するまで課税はされない。また、税法は、のれん償却を損金に算入することを認めていないこと、被結合会社の所有者の税を軽減し、所有者に対する分配には資本利得税を課税すること、さらには営業損失の繰延べを認めているため、結合とその持分プーリング法に対する強い動機づけを与えている。
- (4) 持分プーリング法においては、被合併会社の利益剰余金をそのまま引き継ぐことができるので、合併後の会社の利益剰余金は合併前の当事会社の利益剰余金の合計額になる。したがって、持分プーリング法は利益の分配に際して配当に利用できる金額を減じない。
- (6) 持分プーリング法においては、資産の評価やのれんの計上を回避することによって報告利益及び1株当たり利益を高めるだけでなく、業績が好調な他の会社を結合することによって取得会社の利益に被取得会社の利益を加え、当該年度において多額の利益を得たかのように報告利益を財務諸表に示すことができる。

## 2. 持分プーリング法の問題点

米国会計士協会(AIA、1957年以降 AICPA)の会計手続委員会が1950年に公表した会計研究公報 第40号「企業結合」(ARB 第40号)は、法的形式にとらわれることなく経済的実質に即して会計処理を行うべきであるという考えを基礎としている。当時のAIAの委員長であったWilcoxは、企業結合を持分プーリングと買収に区別し、両者を全く別の意味を有する用語と捉えて、それぞれの特徴を明らかにした<sup>2</sup>。そして、両者の識別を行う上で、相対的規模が考慮されなければならないこと、及び記録する原価をいかに決定するかについて言及し、持分プーリング法について検討すべき4つの点を指摘している。

- (1) 合併会計においては、被取得企業の利益剰余金は、存続企業に引き継がなければならないが、被取得企業の帳簿に欠損が生じている場合には、これを容認すべきであるかという問題を指摘している。Wilcoxは、これに対し欠損が生じている企業であっても合併されることに何ら問題はないとする。
- (2) 合併会計においては、財務情報の有用性を高めるために若干の修正がなされるほかに新たな原価が生じることはない。だが、帳簿価額で引継ぎを行うことに関して情報開示の点で問題が残るので、持分プーリング法に疑問を呈している。
- (3) 以前から関係のある企業間の合併についての問題がある。この場合、当事者である企業が関係を持ち始めた時点の取引が結合と見なされ、独立した企業の性質が消滅した時点を経合時点とすべきであると述べている。
- (4) 多くの場合、企業結合はパーチェス法か持分プーリング法かどちらかに区分されるが、例外的に、パーチェス法によって処理しながら利益剰余金の引継ぎを行うような合併も存在し得る。この場合には部分パーチェス法や部分プーリング法も容認されるべきであると主張する。

米国において企業結合が会計上広く用いられることになったのは、ARB 第40号公表以降である。ARB 第40号によれば、企業結合は形態からトラスト、持株会社、結合リース、営業譲渡、合併に分けられる。

### (1) トラスト

トラストとは、競争企業が契約に基づいて営業体として結合し、参加企業はその法律実

---

<sup>2</sup> Wilcox, E. B., "Business Combination: An Analysis of Merger, Purchases, and Related Accounting Procedure," *Journal of Accountancy* (Feb 1950), pp. 102-107.

体を維持するが、経営権を受託会社に移転し、参加企業がその経済的独立性を失う企業結合である。参加企業の株主はその有する株式を受託会社に譲渡し、受託会社はその株主にトラスト証券を渡す。トラスト証券は議決権が与えられないが、それ以外の株式属性を有している。トラスト証券の所有者は財産に対する公正な持分を有するが、支配権を放棄する。それに対して、受託会社は1つの会社ではなく、会社の結合体であり、支配権を有するのみである。参加企業はすべての面でそのままであり、その株式が各企業の株式から受託会社に移転されるだけである。受託会社は各会社の役員を選任し、各会社の役員はトラスト全体の一環として各会社を管理する。

## (2) 持株会社

持株会社とは、他社を支配するため、当該他社（子会社）の議決権付株式を所有する会社を意味する。法律上は、持株会社は議決権付株式の50%を超えて所有している会社である。しかし、株式の分散によって、實際上、会社を支配するために議決権付株式の過半数を所有する必要はない。他社を支配するに足る株式を有するとともに、営業財産を所有して営業活動を行う会社は親会社または営業活動を行う持株会社と呼ばれる。これに対して、他社の株式のみを資産として所有し、営業活動を行わない子会社の営業活動を支配できない会社は純粋持株会社と呼ばれる。

持株会社は、公開市場において、他社の株式を購入することによって、当該他社を結合することができる。結合にあたって、株式総会の承認を得る必要もないし、他社の経営者との契約も必要でなく、何らの結合の発表もない。また、自社の株式を他社の株式と交換して結合することができ、結合にあたって現金を支出しないで資金の増加を図ることができる。

## (3) リース

リースは短期リースと長期リースに分けられる。長期リースはさらに、設備リース、不動産リースと結合リースに分類できる。ここで、企業結合に関連性があるのは結合リースである。結合リースとはある企業（賃貸企業）が他の企業（賃借企業）に対して、契約により賃貸料を取って、一定期間にわたって企業全体の総営業財産の利用を認める結合形態である。賃貸財産の所有権は賃貸企業にあるが、その利用・管理・占有は賃借企業である。企業財産の全部が賃貸されると、賃貸企業は営業活動を営む企業として存在しなくなり、単に賃貸権を有し賃貸料を受け取る企業にすぎなくなる。また、賃貸料が賃貸企業から賃貸企業の株主に直接配当として支払われることもあるし、賃貸財産に対する税金が賃貸企



業によって支払われることもある。こうした場合には、賃貸企業は単位法律実体として名目的に存在する企業にすぎない。

#### (4) 営業譲渡

営業譲渡とは、ある会社が他社の資産の全部または実質的全部を取得することによって生じる結合形態である。それは、取得会社の立場からは営業譲受・資産の購入を意味する。ある会社がその資産の全部を他社に売却し消滅すれば、それは実質的に合併であり、経済学上は合併の形態に含まれる。しかし、営業譲渡は、企業結合の方法として、法律上、以下の点で合併と区別される。

- ①営業譲渡は取引上の契約であるのに対して、合併は法律に基づく。
- ②営業譲渡においては、所有権の移転は売却証書によって行われるが、合併においては、所有権は合併契約の履行によって移転される。
- ③営業譲渡はその会社の資産の全部または実質的全部を含むが、合併はつねに資産全部の完全な移転である。
- ④営業譲渡では、負債を引き継ぐ契約がなければ、売手の負債はふつう買手によって引き継がれない。しかし、合併では、被合併会社の負債は自動的に合併会社に引き継ぐことになる。
- ⑤営業譲渡はそれ自体、売手の会社実体を消滅させるものではなく、合併は被合併会社の実体を消滅させる。
- ⑥営業譲渡は、売手会社の株主の承認を要するのみであるが、合併は当事会社すべての株主の承認を必要とする。

営業譲渡のための対価は、取得会社の現金のこともあれば有価証券のこともある。

#### (5) 合併

合併とは2つ以上の企業が1つの経済的企業に結合することを意味する。合併には吸収合併と新設合併の2つの種類がある。吸収合併は、合併当事会社が既存の2つ以上の会社のうち、1つが存続し、これに他の会社の財産及び株主を吸収して、吸収された会社が解散する合併である。それに対して、新設合併は、合併当事会社が既存の2つ以上の会社はすべて解散し、それと同時に新会社を設立して、解散する会社の財産及び株主をこの新会社に吸収する合併である。

吸収合併と新設合併は、法律上、多少の手続的な相違があるが、基本的にはほとんど相違がない。これらは会社法に定められた手続に従ってのみ行われ、合併の効果として、解

散会社は自動的に消滅し、その資産・負債及び株主は存続会社または新設会社に引き継がれる。しかしながら、米国では、實際上合併は、解散会社の資産を取得し、あるいはその議決権付株式を取得して、子会社として支配し、その後で被取得会社を解散することによって行われる。こうした手続による合併は、最終的に、被取得会社が解散し、取得会社に資産・負債が引き継がれるので、実質的に合併と異なるものではない。

米国の企業結合会計に関する学説や実務、基準を考察した Wyatt (1963) や武田 (1982) によると、1940年代頃までは、一般に、合併は現物出資あるいは資産取得と見なされ、パーチェス法的な会計処理が適用されていたようである。合併会社の拠出資本は合併にあたって発行する新株の総額だけ増加し、被合併会社の留保利益が合併会社に受け継がれることはなかった。ただし、当時は買収価格と被取得会社純資産の帳簿価額との差額を合併直後に資本剰余金や留保利益にチャージして消却することが認められていた。そのような処理をすれば、合併後の利益に対する影響は持分プーリング法と変わらない。パーチェス法は経営者にとって、とくに不利な会計方法ではなかったのである。

しかし、関係会社間の合併のように単に法人格が変化するにすぎない合併については、早くから、パーチェス法とは異なる会計方法が主張されていた。そこでの主な論点は、合併後の会社（存続会社または新設会社）が合併当事会社の留保利益を受け継ぐことができるのかどうかという、いわば留保利益の承継問題であった。例えば、共通の親会社に支配されている2つの子会社が合併して新会社が設立されても、親会社と子会社とを合わせた経済実体には実質的な変化がない。にもかかわらず、1920年代までは、合併当事会社の留保利益は新会社の設立とともに資本化されていたようである。新会社は留保利益をもって事業開始することはできないという原則に従っていたのである。ところが、1920年代末頃から、関係会社間の合併のように新しい経済実体が形成されない合併については、その実質に従って、合併当事会社の留保利益を合併後の会社の留保利益として受け継ぐことが認められるようになった。したがって、持分プーリング法が合併の会計方法として確立される前に、関係会社間の合併については、すでに持分プーリング法に近い会計処理が主張されていたのである。

ただし、株式交換による関係会社間の合併では、経済実体のみならず合併当事会社の株主持分も継続する。したがって、それを会社間取引と見なしても株主間取引と見なしても、その実質は事業の継続である。それに対して、現金を対価とする関係会社間の合併では、被合併会社の事業に対する株主持分が清算される一方、会社間での支配の移転はない。そ

れは株式交換による合併と本質的に同じ問題を提起する。1920年代末頃から、関係会社間の合併については、留保利益の承継を認める見解が示されていた。しかしながら、それでもなお、留保利益の処理に関する合意は形成されていなかったようである。そこで、Werntzは、企業結合の実質を判断するための基準を示しながら留保利益の承継問題を再考している<sup>3</sup>。そこでは次のような4つの要素を考慮することによって、企業結合の実質が判断される。

- (1) 結合当事会社の相対的規模
- (2) 結合当事会社間の関係程度
- (3) 結合による株主持分の変化程度
- (4) 結合前における結合当事会社間の事業関係の性質と程度

その実質にしたがって導かれた会計処理を要約すると、以下のとおりになる。

- ①独立会社間の結合については、すべての結合当事会社の留保利益を結合後の会社の資本剰余金とすべきである。つまり、すべての結合当事会社の留保利益が受け継がれない。
- ②一方の会社の相対的規模が非常に小さく、明らかに大規模会社が小規模会社を支配している場合には、結合後の会社はその大規模会社の留保利益のみを受け継ぐことができる。つまり、小規模会社の留保利益は受け継がれない。
- ③同一の親会社によって完全に所有されている2つの子会社が合併する場合には、合併後の会社は2つの子会社の留保利益を受け継ぐことができる。
- ④親子会社間の合併については、合併後の会社は親会社と子会社の留保利益を受け継ぐことができる。
- ⑤関係会社間の合併であっても、子会社に重要な少数株主持分がある場合には、留保利益の承継は認められない。

この考え方に従うと、合併当事会社の相対的規模に格差がある場合には、その合併が大規模会社による小規模会社の取得と見なされ、大規模会社の留保利益のみが受け継がれる。それ以外のケースでは、原則として、株式交換による合併であっても関係会社間の合併でないかぎり、合併当事会社の留保利益が合併後の会社に受け継がれることはない。独立会

---

<sup>3</sup> Werntz, W. W., "Corporate Consolidation, Reorganizations and Merger," *New York Certified Public Accountant* (1945), pp. 379-387.

社間の合併において、持分プーリング法的な会計処理が適用されることはないのである。株主持分の継続性に基づいて合併の実質を捉えようとする観点はそこでは重視されない。

それに対して、Wilcox（1950）は、株主持分の継続性に基づいて企業結合を「合併」と「買収」とに分類している。そこでは、結合当事会社の株主持分の全部あるいは実質的全部が結合後の会社において継続する取引を「合併」と定義している。一方、売却によって所有権が実質的に変化する取引を「買収」と定義している。そして、前者については、合併当事会社の留保利益が合併後の会社に受け継がれ、その資産と負債も帳簿価額のまま合併後の会社に加えられる。後者については、被取得会社の純資産が買収価額（取得原価）で取得会社に加えられる。「合併」には持分プーリング法が「買収」にはパーチェス法がそれぞれ適用されるといってもよい。

これに従うなら、株式交換による合併はつねに「合併」と見なされ、現金を対価とする合併はつねに「買収」と見なされることになる。しかしながら、Wilcox は、たとえ合併当事会社の株主の実質的全部が引き続き合併後の会社の株主となったとしても、その持分に重大な変化がある場合には、その合併の実質は「買収」と見なしている。つまり、合併当事会社の株主が合併後の会社のリスクとベネフィットを共有していても、それだけでは「合併」とは見なされないのである。株式保有に伴うリスクとベネフィットが合併前と合併後で大きく変化しないことが「合併」と見なされるための必要条件になっている。ただし、合併後の会社の株式は合併会社事業と被合併会社事業を合わせた事業成果に対する請求権であり、したがって、被合併会社株主についても合併会社株主についても合併前と合併後では、当然その持分の内容は変化しているはずである。

持分が変質するという点で両者に違いはない。しかし仮に、合併によって被合併会社の株主持分が著しく変質し、合併会社の株主持分がそれほど変質しないとしたら、両者を対等に扱うことはできない。そこで、Wilcox は、このような合併の実質を、被合併会社の株主持分の清算を擬制して、「買収」と見なすのである。

このように、Wilcox では、株主持分の継続性に基づいて合併の実質が捉えられているものの、そこで株主持分の継続性という概念は合併前の持分と合併後の持分との同質性まで含意している。これまで、合併を株主間取引と見なす観点からは持分プーリング法が、会社間取引と見なす観点からはパーチェス法が導かれると述べてきた。ところが、Wilcox では、合併を株主間取引と見なしてもパーチェス法が導かれている。株主持分の変質が小さい会社については事業の継続性が認められて取得原価ベースの利益計算が継続するのに対

して、株主持分の変質が大きい会社については事業の中断が想定されて、その資産と負債が公正価値に評価替えされるのである。

ただし、合併を会社間取引というよりはむしろ株主間取引と見なし、その実質を株主持分の継続性に基づいて捉える考え方は、その後公表される会計基準にも受け継がれている。

### 3. APB 意見書第 16 号の公表

1960 年代頃、持分プーリング法は、コングロマリット企業が結合によって拡大成長するための手段として濫用され、その財務諸表における報告利益を高め、人為的に 1 株当たり利益を高めて、株価の高騰をもたらすために利用された。こうした株価の高騰は必ずしも収益力を伴うものではなく、実際、1960 年代末の株価の低落期には、コングロマリット企業の株価ほど低落傾向が激しかった。しかも、その会計処理及び表示は、公認会計士によって一般に認められた会計原則（GAAP）に準拠しているとして監査報告書に記載され、証券取引委員会（SEC）もこれを承認していた。このため、企業結合会計は混乱し、一般に認められた会計原則に対する社会的信頼性が失われ、企業結合会計、とくに持分プーリング法は盛んにジャーナリズムにおいて取り上げられ、社会問題化されるようになった。

こうした背景のもとに、1970 年 2 月 23 日に会計原則委員会（APB）は意見書の公開草案「APB 意見書の提案：企業結合と無形資産」を発表した。

草案は次の点において、1957 年に公表された会計研究公報第 48 号「企業結合」（ARB 第 48 号）と基本的に異なっている。

- (1) 会計上の企業結合形態ないし企業結合の分類として使われていた買収と持分プーリングの用語は、パーチェス法と持分プーリング法として、企業結合の会計処理の意味に使われていること。
- (2) ARB 第 48 号において持分プーリングの最も基本的な条件とされていた所有主持分の継続性は示されず、同等規模の会社間の結合で、かつ議決権付普通株式が発行される場合に持分プーリングを適用するというように、持分プーリング法の適用を大幅に限定し、大部分の結合をパーチェス法で処理すべきことを要求したこと。
- (3) 持分プーリング法の条件が数多く設定され、これらの条件すべてに適合しない結合取引は、すべてパーチェス法によって処理されなければならないと、持分プーリング法の条件を強制的に適用していること。

(4) 持分プーリング法の濫用は、会計報告の方法が通じても行われたので、会計報告の公正性を保持し、濫用の可能性を除去するため、企業結合の会計報告について詳細な規定を設けた。

(5) のれんを資産として処理し、40年を超えない期間にわたって、原則として定額法により組織的に償却することを強制したこと。

APB 意見書第 16 号による持分プーリング法の適用条件は、以下のとおりである。

(1) 結合する会社の特質

(2) 持分結合の方法

(3) あらかじめ定められた取引の欠如

(1)から(3)で説明された条件のすべてを満たす企業結合は、持分の結合と見なされ、持分プーリング法により会計処理することが求められる (APB 意見書第 16 号, para. 45)。

当該要件の具体的な内容は次のとおりである

(1) 結合する会社の特質

①結合会社は自律性があり、合併計画開始前2年以内に一度も結合の相手会社の子会社もしくは一部門となったことがないこと。

②結合会社は他の結合会社から独立していること。

(2) 持分結合の方法

①結合は単一の取引で行われるが、特定の計画にしたがって結合計画開始後1年以内に完了する。

②会社は結合計画完了の日に、結合の相手会社の実質上すべての議決権付普通株式と交換に、自社の議決権付普通株式の大部分と同一の権利を持つ普通株式のみを発行して交付する。

③どの結合会社も、結合計画開始後2年以内または結合計画開始日と完了日の間において、結合の計画のために議決権付普通株式の持分を変動させないこと。結合の計画のための変動とは、株主に対する分配、有価証券の追加発行、交換及び償還を含むものである。

④各結合会社は結合以外の目的によってのみ議決権付株式を再取得し、またいかなる会社も結合計画開始日から終了日までは、通常の株式数以上を再取得してはならない。

⑤結合のための株式交換の結果、結合する会社における個々の普通株主間の持分比率が結合前のように変化しない。

⑥結合の結果できた会社における普通株所有権者持分に与えられる議決権が株主により行使しうること。株主は一定期間その権利を行使することを拒まれたり制限されたりしないことである。

⑦結合は結合計画完了日に確定する、また証券の発行もしくはその他の対価に関する計画のいかなる条項も、未確定であってはならない。

### (3) あらかじめ定められた取引の欠如

①結合存続会社は、結合のために交付された普通株式の全部または一部の償還ないしは再取得に、直接的または間接的に同意しないこと。

②結合存続会社は、結合される会社の旧株主の利益のために、その他の財務的契約、例えば、事実上持分証券の交換を否定することとなる交付株式を担保とする貸付保証契約のような契約を結ばないこと。

③結合存続会社は結合後2年以内に、結合された会社の資産の重要な部分を処分することを意図もしくは計画してはならないこと（ただし、各会社の結合前からの通常の営業過程での処分及び重複ないしは過剰設備の除去は含まない）。

## 4. 持分プーリング法の会計処理

### (1) 資産、負債の引継ぎ

企業結合に持分プーリング法が適用される場合には、すべての結合当事企業の資産及び負債は、そのまま帳簿価額で企業結合後も引き継がれることになる。資本について、すべての結合当事企業の資本金、資本剰余金及び利益剰余金といった内訳が、自己株式の処理等を除き、原則としてそのまま引き継がれる。

企業結合後に引き継がれる資産及び負債の帳簿価額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した「適正な帳簿価額」であることが必要である。

### (2) 結合年度の連結財務諸表

持分プーリング法を適用する場合、結合年度においては、期首に企業結合が行われたと見なして連結財務諸表を作成する。その場合、企業結合の時期に関わらず結合年度の結合当事企業の収益と費用を合算してよいか、また、過去年度の財務諸表を、比較表示のために、修正再表示すべきかという問題もある。

### (3) 会計処理方法の統一

結合当事企業の会計処理方法に相違がある場合には、連結財務諸表における親子会社間

の会計処理の統一に準じて、同一の環境下で行われた同一の性質の取引については会計処理を統一する必要がある。

#### (4) 企業結合前の取引などの消去

企業結合年度の連結財務諸表においては、結合当事企業間の企業結合前の取引は消去して表示し、それらの取引から生じた損益については企業結合年度の連結財務諸表において、未実現損益の処理に準じて消去することとする。ただし、それらの金額に重要性が乏しい場合には、償却しないことができる。

#### (5) 企業結合に要した支出額の会計処理

持分プーリング法が適用される企業結合に要した支出額は、パーチェス法が適用される場合と異なり、企業結合の対価を構成しないと考えられることから、発生時の事業年度の費用として処理する。

#### (6) 個別財務諸表上の会計処理

##### ①株式交換と株式移転

株式交換と株式移転による企業結合に持分プーリング法が適用される場合には、すべての結合当事企業の資産、負債及び資本はその帳簿価額で企業結合後も引き継がれるため、個別財務諸表においても、結合当事企業の企業結合日における適正な帳簿価額による純資産額に基づいて完全子会社株式の取得原価を算定する。

##### ②合併

合併による企業結合に持分プーリング法が適用される場合には、結合当事企業の資産、負債及び資本の適正な帳簿価額を引き継ぐ。結合当事企業の会計処理方法に違いがある場合には、会計処理方法の変更に準じて適正な方法に統一し、当該処理により生じた差額は結合年度の損益として処理する。会計処理の統一は、企業結合計画の中で企業結合前の各結合当事企業の財務諸表において正当な理由に基づく会計方針の変更として行うことも認められるが、この場合にはその影響額を適切に開示しなければならない。

#### (7) 共同支配企業の形成

企業結合会計基準にいう共同支配企業形成は「持分の結合」であるため、「持分プーリング法に準じた処理方法」を適用することとする。

この持分プーリング法に準じた処理方法とは、資本の内訳の引継方法及び企業結合年度の連結財務諸表の作成に係る規定を除き、持分プーリング法と同一の処理方法をいう。た



だし、共同支配企業を共同支配する企業（投資企業）が、当該共同支配企業の形成にあたり事業を移転した場合には、移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて当該共同支配企業に対する投資の取得原価を算定することとし、共同支配企業の資本のうち投資企業の持分比率に対応する部分との差額を処理しないこととする。

以上、持分プーリング法の意義と問題点、並びに会計処理について簡単に述べてきたが、本論文の目的は、このような持分プーリング法が誕生してから制度会計において廃止されるまでの議論をまとめ、その存在意義を問い直すことにある。持分プーリング法に関する研究は近年では乏しく、まとまった議論を見ることはほとんどない。そこで、本論文では以下において、40年近く前の武田教授の研究（1982）を近年の制度会計の発展や研究成果で補うことで、現時点における持分プーリング法の評価を試みることとする。

## 第2章 持分プーリング会計の形成

### 1. 持分プーリング会計の背景

#### (1) 水割株の多発と州会社法による容認

18世紀末から1920年代まで、不況期における企業価値の隠蔽、及び合併による不公平な利益獲得の手段として、企業価値の名目的な高騰が利用され、水割株が慣習化されたことにより、のれんの資産性に疑問が生じていた。水割株の発生は1929年の株式大暴落の1つの要因とされているが、SECの歴史的な原価主義の会計方針に影響を与えるものだった。パーチェス法による買収会計も原価主義に基づくが、取得資産を公正価額で評価することは、実務上、資産の再評価という考え方によるものである。SECは会計実務を指導する立場にあり、同委員会がセラニーズ会社とチュービッツ会社の合併に持分プーリング法の適用を認めることは、持分プーリング会計の確立を意味した。

当時、いくつかの州会社法においては、合併に際して利益剰余金の引継ぎを認めていた。例えば、カリフォルニア州の会社法は、合併当事会社の帳簿上の剰余金は、株式の発行その他によって、資本金に組み入れられない場合には、新設会社または存続会社の利益剰余金または払込剰余金として計上することが認められていた。また、モンゴメリー郡では、2つまたは2つ以上の会社が合併し、州会社法が合併後の会社を合併前の会社の継続であると認めた場合、合併当事会社すべての利益剰余金は結合されて新しい実体の利益剰余金を構成することになっていた。しかし、法律上継続が生じない場合には、合併後引き継がれる利益剰余金は、大部分資本剰余金として示されていた。州会社法が合併後に利益剰余金を引き継ぐことを認めたのは、持分プーリング会計が誕生する条件の1つと考えられる。

#### (2) 非課税リオーガニゼーション範囲の拡大

一般的に、企業結合会計に大きな影響を与えるのは内国歳入法のリオーガニゼーション（企業組織再生）規定と考えられる。Sapienzaは、税法が持分プーリング会計に与える影響について、非課税リオーガニゼーションを認めていることは、この領域において増加している取引を処理方法の採択について会計人に負担を負わせている、個々の資産ではなく、企業全体が譲渡されるので、税法に準拠した手続を用いる決定がなされたように思われる、

プーリングの概念は、この問題に適応するために生まれたと述べた<sup>4</sup>。

内国歳入法は企業結合について、次のような3つの型のリオーガニゼーションを非課税として認めている。

①A型：法律上の合併、すなわち州法に従って行われた吸収合併及び新設合併

A型リオーガニゼーションは、合併後において被合併会社の所有主持分と事業の継続性が維持されるならば、合併会社が合併対価の一部として優先株式や無議決権付株式を発行しても、非課税とされる。被合併会社の所有主持分の継続性は、被合併会社の株主が、合併期日における被合併会社の社外株金額の少なくとも50%に相当する合併会社の株式を受け取ることを意味する。合併会社が取得した資産は、被合併会社が課税される利得を認識する場合を除いて、評価引上げをすることはできない。また、合併会社は損失の引継ぎが認められる。

②B型：議決権付株式との交換による株式の取得

B型リオーガニゼーションは、取得会社またはその親会社の議決権付株式を交付して、被取得会社の株式を取得する結合である。この場合、取得会社は取得直後に被取得会社に対して支配権を取得しなければならない。支配権は、議決権を有するすべての種類の株式について、結合後の総議決権の少なくとも80%、またはすべての種類の株式について、各種類の少なくとも80%を持つことを意味する。支配権は一時的に全部取得する必要はなく、段階的に取得することもできる。現金その他の議決権付株式以外の対価と交換に株式を取得する場合には、それはB型リオーガニゼーションとは認められず、100%課税対象になる。B型リオーガニゼーションでは、当事会社が存続するので、損失の引継ぎは認められない。

③C型：議決権付株式との交換による資産の取得

C型リオーガニゼーションは、取得会社または親会社とその議決権付株式との交換により、被取得会社の実質的全部の資産を取得する結合である。このC型リオーガニゼーションは、取得会社が被取得会社の特定資産の取得を望まず、負債の引継ぎを望まない場合に利用される。C型のもとで非課税とするためには、負債を引継ぐ必要はないが、所有主持分の継続性がなければならない。

---

<sup>4</sup> Sapienza, S. R., "Discussion of Purchase versus Pooling of Interests: The Search for a Predictor," *Empirical Research in Accounting: Selected Studies, Journal of Accounting Research* (1967), p. 205.

また、被取得会社の資産の実質的全部とは、譲渡直前における総資産の公正的な市場価値の少なくとも70%、及び純資産の公正的な市場価値の少なくとも90%を意味する。しかし、議決権付株式以外のものが交換手段として一部使われる場合には、議決権付株式を取得資産の公正的な市場価値の少なくとも80%が必要である。つまり、現金その他の財産は、負債を引き継がないとすれば、取得資産の20%まで利用することができる。被取得会社の資産全部を議決権付株式のみで取得する場合には、被取得会社の負債のどの部分も引き継ぐことができる。現金その他の財産を支払手段として使用し、負債を引き継ぐ場合には、現金その他財産と引き継いだ負債との合計額は、被取得会社の総資産額の20%を超えることはできない。

この3つの型のリオーガニゼーションにおいては、被結合会社の株主が結合会社の株式の交換を受ける場合や、合併によって被合併会社の資産を存続会社または新設会社に移転する場合、課税所得は生じない。被合併会社における資産の帳簿価値は存続会社に引き継がれる。会計の見地から重要なことは、資産と利益剰余金の帳簿価値を引き継ぐことである。非課税リオーガニゼーションでもこれが買収として処理されるならば、取得した資産は公正価値で評価され、その評価益は課税され、公正価値に基づく減価償却費の増加分は税法上損金として控除することができない。また、買収会計が適用される場合には、被取得会社の利益剰余金は資本化され、配当のために利用することができない。これに対して、利益剰余金が資本化されない場合には、取得会社は利益剰余金を配当として分配しなければ、利益剰余金に課税されない。持分プーリング会計は、この2つの問題を解決できる方法である。

非課税リオーガニゼーションの規定は1918年に設けられたが、1940年代までは持分プーリング会計に大きな影響を与えなかった。その理由は、まず、取得資産を帳簿価値で引き継ぐことが1936年まで要求されなかったからである。リオーガニゼーションの規定は、それが1918年に初めて規定されたときは、取得資産の価値引上げが認められ、被結合会社は評価益に対してのみ課税された。しかし、1921年の内国歳入法は、1つ以上の会社のリオーガニゼーションにおいて、ある人が株式また証券の対価として当事会社の株式または証券を受け取ったときは、どのような利得も損失も認識されないことを規定した。そして、この規定においてリオーガニゼーションの最初の法律上の定義がなされた<sup>5</sup>。さらに、財務

---

<sup>5</sup> Sandberg, M., "The Income Tax Subsidy to Reorganizations," *Columbia Law Review*

省は株主だけではなく会社においてもリオーガニゼーションにおける利得を認めなかった。これが正式に認められたのは1924年のメロン法案の立法によってである。そして、取得資産の再評価は、1936年の内国歳入法の立法によって禁止された。利益剰余金の引継ぎは、1932年に合衆国控訴裁判所が利益剰余金の引継ぎを非課税リオーガニゼーションの規定の理論的拡張と定めるまで、確立されていなかったのである。

1930年代に、資産の帳簿価額と利益剰余金引継ぎの規定が確立しても、持分プーリング会計の発展は難しかった。その1つの理由は、1930年代は不況期であったので、会社は損失を被り、合併を行っても、取得資産の公正価額はその帳簿価額を下回るため、持分プーリング会計を利用して、合併後に取得資産を売却して利益を計上しようとしても、被合併会社の利益が極めて低いため、被合併会社の利益を合併することができなかったからである。もう1つの理由は税率である。1930年代の法人税の税率は相当低かった。そのため、被合併会社が公正価額の高い資産と利益を有しても、持分プーリング会計を用いて取得資産を帳簿価額で計上し、利益を引き継いでも、その税効果はかなり小さかったのである。

しかし、1940年代に、企業の状態は上向き、会社所得に対する税率は大幅に引き上げられた。そのため、合併に際して取得資産と利益剰余金の税法上の取扱いは、これまでより実務上かなり重要になった。持分プーリング会計がこれと同じ時期に形成・発展したことは、税法の影響が大きいことを示している。

税法が企業結合会計に与える影響について、もう1つ重要なのは、税法におけるのれんの取扱いである。1918年の内国歳入法は、無形資産の償却を認め、のれんもその対象として認めていた。しかし、1928年の内国歳入法において、のれんの償却は認められないことになった。したがって、のれんの償却は損金として控除することが認められない。それにもかかわらず、持分プーリング会計が発展しなかった理由は、前に述べたように企業経営の状態が悪く、しかも法人税率が低かったからである。さらに1945年以前において、のれんの会計処理に関する実務上は、のれんを直接に資本剰余金に借記する方法であり、それは、損益計算的にはのれんを認識しないことと本質的に同じであり、したがって、結果的には持分プーリング会計と相違はなかった。

### (3) SEC によるのれんの取扱い

1945年11月20日に、SECは会計連続通牒第50号（Accounting Series Release No. 50）

---

(January 1938), pp. 102-103.

を発表し、のれんを資本剰余金に借記することを禁じた。このため、企業はのれんを貸借対照表において無限に繰延べるか、利益剰余金に借記するか、あるいは期間費用として計上するか（税法上は控除できない）の選択をしなければならない。持分プーリング会計は、のれんを認識しない唯一の方法であるからである。SEC によるのれんの処理方法変化によって、持分プーリング会計の必要性が高めることになった。

## 2. 持分プーリング会計の適用

持分プーリング会計は、関係会社間の合併のような形式的な合併に適用される会計方法として現れるが、1945 年頃から関係会社間の合併のみでなく、同等規模の企業間の合併ないし真の合併に適用される会計方法として、その適用範囲が広がることになった。1945 年に、持分プーリングは会計上の概念として導入されたが、その会計方法はこの概念において展開されていた。むしろ、1940 年代には、持分プーリングの用語は一般に使用されないで、持分プーリング会計は合併に適用される会計方法として、企業結合の 1 つの会計方法として論じられている。

このように、持分プーリング会計が特定の企業結合に適用されるものとすれば、それはどのような企業結合に適用され、したがって、伝統的な買収会計の適用とどのように区別するかが問題になる。持分プーリング会計はそれ自体、適用基準の問題を内在して形成されたといえることができる。この会計方法の適用基準は、第 1 章において述べたように、1945 年に Werntz によって提示され<sup>6</sup>、1950 年に Wilcox によって所有主持分の継続性を基本的な基準とし、それに相対的規模その他付帯状況を考慮して、企業結合の会計方法を適用すべきことが提示されている<sup>7</sup>。以下においては、この 2 人の見解に基づいて持分プーリング会計を説明する。

### (1) Werntz の企業結合会計基準

Werntz が提示した会計基準は、持分プーリング会計の基準というより、企業結合会計基準と称すべきものであり、企業結合の性格と会計処理の全般について展開されている。Werntz は、企業結合に適用されるべき会計方法を考慮するにあたっていっそう重要な基準として、次の 4 つのものを挙げている。

---

<sup>6</sup> Werntz, *op. cit.*

<sup>7</sup> Wilcox, *op. cit.*

- ①結合当事会社の相対的規模
- ②結合当事会社間の関係の程度
- ③結合の過程における所有主持分の変化の程度
- ④2つ当事会社間における過去の事業関係の性質と程度

これら4つの基準は、吸収合併、新設合併、その他の企業結合の形態を問わず、企業結合が、全く新しい経済的企業の創設であるのか、または旧企業が新しい企業において継続するか決定するための基礎となるものである。つまり、これらの基準は、企業結合によって形成される企業実体の経済的性格を判断する基準となる。このことは、企業結合会計が企業結合によって形成される企業実体の経済的性格に基づいて決定される関係にあることを意味する。上記の基準のうち、②を除く3つの基準は、ARB第40号における持分プーリングの適用基準4つのうちの3つを占めている。2つの結合当事会社の関係の程度は、Wertzが、企業結合に関係会社間の合併を含めているために設けられたものである。

Wertzは、上記の基準との関連について、それぞれの企業結合に適用されるべき会計方法を設定する。まず、結合当事会社間の関係の程度に基づいて、企業結合を関係会社でない会社間の結合と関係会社間の合併に分類する。次に、関係のない会社間の結合を、結合当事会社の相対的規模に基づいて、同等規模の会社間の結合と規模に大きな差がある会社間の結合に分類して、会計方法を適用する。これらの分類に基づく会計方法は、次のようになる。

#### ①関係のない会社間の結合

関係のない会社間の結合においては、吸収合併、新設合併、その他の結合形態のいずれの場合でも、すべての結合当事会社の利益剰余金は、結合後の会社の資本剰余金としなければならない。関係のない会社間の結合では、結合当事会社すべての利益剰余金を、結合後の会社に引き継がない公正価額プーリングを原則としている。とくに、吸収合併・新設合併のいずれの場合でも、合併後の会社が合併前の会社と相当異なる競争的立場または取引上の立場を占めるように、合併によって新しい事業または新しい経済的企業が生じる場合には、この会計方法が要求されている。

1つの会社の規模が相対的に極めて小さいため、他の会社が明らかに結合の状況を支配している場合には、支払会社の利益剰余金は存続することができる。また、結合当事会社の規模に差がある場合には、大企業による中小企業の買入れであり、真の合併を表さないものであるから、企業結合を株式によるか現金によるかに関係なく、のれんを含

めて、取得会社が取得した資産は公正価額で記録されなければならない。つまり、結合当事会社間の規模に差がある場合には、買収会計が適用される。

企業結合が支配権の取得によって行われる場合には、連結財務諸表の作成にあたって、取得時における子会社の利益剰余金は、親会社または連結会社の利益剰余金と考えるてはならない。

## ②関係会社間の合併

親会社と子会社が合併する場合には、存続会社は連結利益を超えない利益剰余金をもって出発することができる。また、資産は新しい価値を認識しないようにしなければならない。

親会社と子会社は、1つの企業体を構成するものであるから、結合後における親会社の利益剰余金は、法律上の合併に際して引き継がれる。また、関係会社間の合併においては、公正な交渉を欠くから、のれんを計上することは危険であるとして、その計上に反対する。それとともに、利益剰余金の引継ぎが認められる場合には、同時に新しい価値も認識してはならないと、資産と利益剰余金の処理の一貫性を主張する。すなわち、これは持分プーリング会計が適用される。

同一の親会社によって完全に所有されている2つの子会社が合併する場合には、存続会社は親会社による取得以来における当事会社の利益の合計額を超えない利益剰余金をもって、出発することができる。

これは、親子会社間の合併についての利益剰余金の引継ぎを、子会社相互の合併に適用したものである。

## ③結合当事会社間の密接な関係があっても、子会社に重要な非支配株主持分または優先株式の発行がある場合は、2つの子会社が合併するときに、親会社が合併前と同一額の利益剰余金を結合すること以外は、一般の原則に従わなければならない。

これは、関係会社間の合併であっても、子会社に重要な非支配株主持分がある場合には、完全な関係会社間の合併とは見なされないため、親会社の利益剰余金のみ引き継ぐ買収会計が適用されることを意味する。

Werntz は、企業結合の経済的実質に基づいてその会計処理を行うため、4つの基準を示したが、当事会社間の関係の程度と相対的規模を重視していたと考えられる。所有株主持分の継続性については、当時、合併前の会社における実質的すべての株主が存続会社または新設会社の株主として継続する場合、各株主は自分の会社の利益剰余金に対して持分を有



するので、合併後もその利益剰余金はグループとして旧会社に適用でき、かつ株主グループが変化しないのであるから、利益剰余金が失われてはならないし、変化してはならないとされていた。Werntz は、こうした議論は不健全であり、利益剰余金に対する 1 株あたりの持分が合併当事会社で同一である極めてまれな場合にしか適しないと批判する。また、企業結合の法律手続や支配手段を重視することに対して、単に法律上の方法を選択することによって、無限に自由裁量が認められ、また経済的事実に関係なく、企業結合の会計が認められることになると批判している。このように企業結合会計において、当事会社間の相対的規模を基礎とすることは、企業結合はその経済的実質に基づいて処理され、結合の経済的実質は結合当事会社における支配関係に基づいて決定され、企業結合会計が実質的な会計主体との関係で認識されなければならないことを意味する。

## (2) Wilcox の企業結合会計基準

Wilcox は、2 つ以上の会計の純資産と事業が、買収・譲渡・合併・その他によって、1 つの会計に結合されるすべての取引形態を広く示す用語として、結合を用いる。そして、結合の性格が、持分プーリングで売買の実体のない結合取引を合併、結合が売買の性格を持つものを買収と呼び、結合の性格に基づいて結合を合併と買収とに分類する<sup>8</sup>。この場合、合併は会計上の合併であり、持分プーリングを意味するのであって、法律上の合併でないことに注意しなければならない。

合併と買収は、Werntz と異なり、基本的には所有主持分の継続性を基準にして分類される。合併は、結合前の当事会社の株主持分の全部または実質的全部がプールされ、存続会社において継続する結合である。買収は、売却によって株主持分に実質的な変化が生じる結合である。しかし、実務上、こうした単純な基準によって分類することは困難であるため、支配的な基準ではないが、結合取引の実質を評価するいくつかの基準を考慮することが有用であるとする。

Wilcox は主な基準として、結合当事会社の相対的規模を考慮する。つまり、1 つの当事会社が他の当事会社より極めて小さい場合には、これらの会社の結合は、真の合併とは見なされない。しかし、結合当事会社の規模が同等であっても、その結合は合併として判定されるわけではない。この場合、当事会社の所有主持分に相当の変化が生じる場合には、たとえ結合当事会社の所有者の実質的全部が存続会社の所有者として継続しても、その結

---

<sup>8</sup> Wilcox, *op. cit.*, p. 102.

合の性格は買収とされる。すなわち、所有主持分の継続性は相対的規模よりも基本的な基準であり、また所有主持分の継続性は、単に結合当事会社の株主が結合後の会社に収容されることではなく、所有主持分に実質的な変化がないことを意味する。

その所有主持分の継続性は、さらに、結合時のみでなく、結合の直前・直後にも保持されることが要求されている。結合の直後・直前に所有主持分に相当の変化がある場合や、1つ以上の結合当事会社に発行される証券を消却する計画や意図がある場合には、その他すべての点において合併であるような状況でも、その結合は買収とされる。これは、結合の前後に、所有主持分を政策的に操作することを防止するためと考えられる。

合併と買収が、所有主持分の継続性と相対的規模によって分類するとすれば、所有主持分の継続性と規模が何によって測定され、どの程度の継続性と規模の差があれば合併として分類されるかが問題となる。しかし、Wilcox は、これについては明確にしないで、ボーダーラインにある結合について、すべての付帯状況を考えて、公正な判断に基づいて決定しなければならないと述べた。

Wilcox による合併と買収の基本的処理方法は、これまで持分プーリングと買収の処理として述べたことと同じである。しかし、合併の処理は吸収合併の場合に限られ、新設合併の場合には、結合前の当事会社の利益剰余金は全く引き継がれない。しかし、吸収合併と新設合併も合併として、同一の基準を適用するならば、その処理の結果は同じでなければならないはずである。それにもかかわらず、法律上の合併手続によって異なる処理をしていることは、結合取引の実質に従って処理すべきことを提示しながら、法的形式に従って処理していることになる。

また、Wilcox は会計処理上、次のような問題点を指摘している。

- ①合併後の資本金が、合併前の当事会社の資本金の合計額を上回る場合には、その超過額は、まず合併当事会社の資本剰余金から控除し、次に利益剰余金から控除すべきとしている。存続会社の株式を受取人との合併前の持分について、当事会社の合併前の色々な資本及び剰余金勘定に、存続会社の株式を個別的に適用することは、存続会社の資本構成上、意味を持たない、またどのような目的にも役に立たないような、利益剰余金と資本剰余金の混合をもたらすことになるからである。したがって、合併後の会社に示される当事会社の資本剰余金と利益剰余金は、この超過額を控除した後の正味金額である。合併後の会社の資本金が、合併当事会社の資本金の合計額を下回る場合には、その差額は資本剰余金として示される。

- ②合併当事会社の1つに欠損金がある場合には、当該欠損金を他の当事会社の利益剰余金から控除して、その残額を欠損金または利益剰余金として存続会社に引き継ぐことは論理的である。しかし、合併前に準更生により当該会社の資本金を減じて欠損金を消滅したほうが問題は少ないし、反対する理由もないから賢明である。
- ③合併当事会社の会計方針が異なる場合には、存続会社の財務諸表の有用性を高めるために、会計方法を一貫させる必要がある。
- ④関係会社間の結合は関係会社になったとき、それぞれの個別会社の識別が終了したときに完了した結合として見なされるべきである。結合に子会社が含まれるとき、合併か買収かの決定は、関係会社になった日と最終の結合の日が一致するかどうか。したがって、完全または大部分所有されている子会社の場合には、結合の完了直後における存続会社の貸借対照表は、その結合直前における連結貸借対照表と同じでなければならない。結合の完了日に相当の非支配株主持分を有する子会社には、親会社持分と非支配持分に影響を与える取引の性格は、親会社株主持分については買収、非支配株主持分については合併と考えられる。子会社が存続会社になる場合には、逆さ合併と呼ばれ、その貸借対照表は、親会社が存続会社になると仮定した場合と同じでなければならない。
- ⑤合併の会計処理は買収のそれと相互に排他的でなければならない。しかしながら、ある場合には、結合に買収と合併の両方の側面を含むことがある。2つの会社が合併し、同時に第3の会社を買収するような場合である。上記のような相当の非支配持分を有する子会社との合併は、こうした可能性を持つものの1つである。その他は真の持分プーリング以外に、特定資産の対価として存続会社の相当の証券が発行される場合である。こうした場合には、結合当事会社の利益剰余金を引き継ぎ、同時に特定資産の公正価額を記録するのが正しいと考えられる。この処理は、それぞれが関係する資産の部分が相当多額で、したがって、両方の処理の利用が明らかに妥当し矛盾しないほど、性格が非常に異なっている場合にのみ適用しなければならない。

以上のように、Wilcox は、厳格なルール、定義、及び基準ではなく、現実の実体に志向した幅広い原則による企業結合会計の必要性を提唱する。

### 3. 持分プーリング法以前の会計処理

企業結合については買収会計が利用されてきた。ところが、1945年頃から、伝統的な買

収会計と異なる持分プーリング会計が形成されることになる。1945年以前の米国において、企業結合会計には2つの問題点があると指摘されていた。1つの問題点は、企業及び資産の評価の問題である。合併に際して合併会社が、被合併会社から取得資産をどのように評価するか。各合併当事会社の価値を決定する方法に関心が持たれ、合併当事会社の間に最終的に決定された価額が、合併会社における会計記録の基礎とされた。合併取引及びその会計記録の基礎とされた価額は、資産の収益力の資本化や現在価値の分析などによって得られた。そして、合併当事会社の価値が各当事会社の資産の帳簿価額を超える場合には、その超過額はのれんとして処理された。新設合併の場合には、将来の収益力を資本化して、それぞれの会社の相対的な現在価値で記録された。

第2の問題点は、合併会社が被合併会社またはその株主に対して発行する証券の割当と記録である。合併のために発行される株式数は完全合併当事会社間で決定された価値に基づいていた。合併会社が発行する株式は1920年代まで額面金額で発行され、企業価値または資産価値相当の株数を発行していた。つまり、取得純資産の価値は発行株式の額面総額で記録されていた。そして、株式の額面金額または表示価額が資本金勘定に記録された。1920年代以降においては、資産の価値が額面金額または表示価額を超える場合、その超過額は払込剰余金または資本剰余金として記録された。1925年、Kesterは、合併に際しては資本の記録を現物出資と同様に行うべきであり、引継財産については支払った購入価格を表す一括的金額で記録することが望ましいと論じた<sup>9</sup>。もっとも、合併会社が取得した資産は合併会社の帳簿価額で計上され、取得価額と帳簿価額の差額をのれんとして計上し、資産全体として取得価額あるいは公正価額で記録する 경우가多かった。

子会社取得の場合も合併と同様に処理されていた。子会社株式の取得原価と子会社の純資産の帳簿価額に対する親会社の持分との差額は、取得時における連結財務諸表においてのれんとして計上される。

しかし、1920年代まで、實際上、合併会社が発行する株式の額面金額は、被取得会社純資産の帳簿価額を上回って、合併を行うために発行された株式は相当水増しされたと考えられる<sup>10</sup>。したがって、のれんはこうした水増しされた部分から構成された。

---

<sup>9</sup> Kester, R. B., *Accounting: Theory and Practice*, 2nd ed. (Ronald Press, 1925), pp. 531-532.

<sup>10</sup> Wyatt, A. R., *A Critical Study of Accounting for Business Combination*, AICPA, Accounting Research Study No.5(1963), pp. 2-3

1917年に、ベネットが「株式会社会計」において、新設合併会社の会計処理を一部例示した<sup>11</sup>。

ロング社、バイン社、ヴァイン社、ベル・アンド・デービスの4つの会社は合併して、新設会社ロング・バイン社を設立した。ロング・バイン社の資本は16,000,000ドル、その半分は普通株式、残り半分は7%累積優先株式<sup>12</sup>である。両株式の額面金額は100ドルになる。1916年1月1日時点の4つの合併当事会社の貸借対照表は、図表2-1のとおりであった。

図表2-1 1916年1月1日時点の4つの当事会社の貸借対照表

(単位：ドル)

|                | ロング社      | バイン社    | ヴァイン社   | ベル・アン<br>ド・デービス | 合計        |
|----------------|-----------|---------|---------|-----------------|-----------|
| (資 産)          |           |         |         |                 |           |
| 現金預金           | 572,800   | 272,500 | 33,800  | 36,100          | 915,200   |
| 受取手形           | 340,600   | 135,800 | 69,100  | 114,000         | 659,500   |
| 売掛金            | 1,021,300 | 492,750 | 162,800 | 82,400          | 1,759,250 |
| 前払費用           | 46,200    | 38,150  | 9,200   | 4,000           | 97,550    |
| 投資             | 500,000   | 150,000 | ---     | 25,000          | 675,000   |
| 材料             | 964,300   | 510,000 | 188,000 | 152,000         | 1,815,100 |
| 貯蔵品            | 175,100   | 51,000  | 7,800   | 12,400          | 247,200   |
| 担保付有価証券        | ---       | 120,000 | ---     | 35,000          | 155,000   |
| バイン社からの<br>借入金 | 85,000    | ---     | ---     | 16,000          | 101,000   |
| 備品             | 125,000   | 62,000  | 22,000  | 14,000          | 223,000   |
| 特許権・工具         | 450,000   | 244,850 | 132,500 | 92,000          | 919,350   |

<sup>11</sup> Bennett, R. J., *Corporation Accounting* (Ronald Press, 1917), pp. 404-427.

<sup>12</sup> 優先株式とは、配当金や剰余金を優先的に受け取る権利をつけている株式である。累計優先株式とは今期に配当の支払いがなされなかったときに、その未払分を次期以降に繰り越して支払ってくれる株式をいう。

|                 |            |           |           |         |            |
|-----------------|------------|-----------|-----------|---------|------------|
| 建物・工場           | 4,390,000  | 3,359,000 | 450,000   | 110,000 | 8,309,000  |
| のれん             | 1,000,000  | —         | 25,000    | —       | 1,250,000  |
| 減債基金            | 740,000    | —         | —         | —       | 740,000    |
| 合計              | 10,410,300 | 5,436,950 | 1,326,000 | 692,900 | 17,866,150 |
| (負 債)           |            |           |           |         |            |
| 担保付借入金          | —          | 100,000   | —         | 30,000  | 130,000    |
| 支払手形            | 685,000    | 270,000   | 150,000   | 75,100  | 1,180,100  |
| 買掛金             | 350,000    | 540,000   | 202,600   | 205,100 | 1,297,700  |
| 未払費用            | 37,900     | 11,640    | 8,200     | 6,200   | 63,940     |
| 減価償却累計額         | 345,100    | 120,500   | 54,000    | —       | 519,600    |
| 貸倒引当金           | 10,000     | 5,310     | 1,200     | 1,000   | 17,510     |
| 保険引当金           | 105,500    | —         | —         | —       | 105,500    |
| 担保付未払金          | —          | 300,000   | 250,000   | 20,000  | 570,000    |
| 未払社債利息          | —          | 4,500     | —         | 500     | 5,000      |
| 未払配当金           | 230,000    | 105,000   | 30,000    | —       | 365,000    |
| 第1担保付5%<br>利付社債 | 2,500,000  | —         | —         | —       | 2,500,000  |
| 資本金             | 5,000,000  | 3,500,000 | 600,000   | 355,000 | 9,455,000  |
| 剰余金             | 1,146,800  | 480,000   | 30,000    | —       | 1,656,800  |
| 合計              | 10,410,300 | 5,436,950 | 1,326,000 | 692,900 | 17,866,150 |

1912年から1915年まで、この4つ合併当事会社の年間利益と平均利益は、図表2-2のようになった。

図表 2-2 4つの合併当事会社年間利益と平均利益

(単位：ドル)

|          | ロング社      | バイン社      | ヴァイン社   | ベル・アンド・デービス | 合計        |
|----------|-----------|-----------|---------|-------------|-----------|
| (4年間の利益) |           |           |         |             |           |
| 1912年    | 550,000   | 290,000   | 45,000  | 22,500      | 907,500   |
| 1913年    | 640,000   | 340,000   | 71,000  | 29,500      | 1,080,500 |
| 1914年    | 680,000   | 430,000   | 57,000  | 26,400      | 1,193,400 |
| 1915年    | 760,000   | 370,000   | 62,000  | 38,600      | 1,230,600 |
| 合計       | 2,630,000 | 1,430,000 | 235,000 | 117,000     | 4,412,000 |
| 年平均      | 657,500   | 357,500   | 58,750  | 29,250      | 1,103,000 |

各会社の資産・負債、年平均収益によって、新設会社は、合併前4つの企業の財産と交換し、次の合併条件でその株式を交付する。

- ①各会社は合併期日にその株主に配当を支払う。
- ②その他の資産・負債は新会社の株式の額面金額と交換に新会社に移転される。
- ③ロング会社の担保証書と減債基金は新会社に引き継がれる。
- ④各会社の株式割当は、図表 2-3 のようになる。

図表 2-3 新会社の株式割当

(単位：ドル)

|             | 優先株式      | 普通株式      | 合計         |
|-------------|-----------|-----------|------------|
| ロング社        | 4,000,000 | 4,000,000 | 8,000,000  |
| バイン社        | 2,500,000 | 2,500,000 | 5,000,000  |
| ヴァイン社       | 450,000   | 450,000   | 900,000    |
| ベル・アンド・デービス | 250,000   | 250,000   | 500,000    |
| 業務引受人       | 100,000   | 100,000   | 200,000    |
| 小計          | 7,300,000 | 7,300,000 | 14,600,000 |
| 公募分         | 700,000   | 700,000   | 1,400,000  |
| 発行株式合計      | 8,000,000 | 8,000,000 | 16,000,000 |

新設会社の株式の発行とロング会社の資産・負債を引き継ぐ場合についてのみ、合併の会計処理を示す。

(1) のれんの算出

各被合併会社に支払うべき価格を決定する際、各会社ののれんは、図表 2-4 のとおりであった。



図表 2-4 各会社ののれん

(単位：ドル)

|                | ロング社      | バイン社      | ヴァイン社   | ベル・アンド・デービス | 合計         |
|----------------|-----------|-----------|---------|-------------|------------|
| 買入価格           | 8,000,000 | 5,000,000 | 900,000 | 500,000     | 14,400,000 |
| 合併前の資本         | 6,146,800 | 3,980,000 | 630,000 | 355,000     | 11,111,800 |
| 合併に際して認識されたのれん | 1,853,200 | 1,020,000 | 270,000 | 145,000     | 3,288,200  |
| 合併前持っているのれん    | 1,000,000 | —         | 250,000 | —           | 1,250,000  |
| 合併後ののれん        | 2,853,200 | 1,020,000 | 520,000 | 145,000     | 4,538,200  |

合併に際して認識されるのれんは、買入価格と合併前の資本を上回る部分とされている。合併後ののれんは、各会社が合併前持っているのれんと合併時認識されたのれんの両方を加算したものになる。

(2) 株式と社債の発行の処理

|   |             |           |          |           |
|---|-------------|-----------|----------|-----------|
| ① | 未発行普通株式     | 8,000,000 | 授権普通株資本金 | 8,000,000 |
|   | 未発行優先株式     | 8,000,000 | 授権優先株資本金 | 8,000,000 |
| ② | ロング社        | 8,000,000 | 未発行普通株式  | 7,200,000 |
|   | バイン社        | 5,000,000 | 未発行優先株式  | 7,200,000 |
|   | ヴァイン社       | 900,000   |          |           |
|   | ベル・アンド・デービス | 500,000   |          |           |
| ③ | 株式引受        | 200,000   | 未発行普通株式  | 100,000   |
|   |             |           | 未発行優先株式  | 100,000   |
| ④ | 未発行社債       | 5,000,000 | 第1担保付社債  | 5,000,000 |

(3) ロング社の資産と負債の引継ぎ

|          |           |         |           |
|----------|-----------|---------|-----------|
| 現金預金     | 342,800   | 支払手形    | 685,000   |
| 受取手形     | 340,600   | 買掛金     | 350,000   |
| 売掛金      | 1,021,300 | 未払費用    | 37,900    |
| 前払費用     | 46,200    | 減価償却累計額 | 345,100   |
| 投資       | 500,000   | 貸倒引当金   | 10,000    |
| 材料       | 964,300   | 保険引当金   | 105,500   |
| 貯蔵品      | 175,100   | ロング会社社債 | 2,500,000 |
| バイン会社貸付金 | 85,000    | ロング会社   | 8,000,000 |
| 備品       | 125,000   |         |           |
| 特許権・工具   | 450,000   |         |           |
| 建物・工場    | 4,390,000 |         |           |
| 減債基金     | 740,000   |         |           |
| のれん      | 2,853,200 |         |           |

上記の会計処理において、減価償却累計額と貸倒引当金を引き継いでいる点で、従来の買収会計の処理方法とは異なる。

#### 4. 持分プーリング思考の出現

前述したように、1945年以前においては、買収法が企業結合を行うとき、一般的な会計処理方法であった。この会計処理方法では、被合併会社の資産は公正価額で評価計上され、被合併会社の利益剰余金は合併会社に引き継がれない。しかし、1928年に、Wildman and Powellは、新設合併における剰余金を中心に、被合併会社の利益剰余金の引き継ぎを次のように主張している。

「新設合併に関する高度の論争点は、法律上の合併が新たに設立される承継会社によって行われるとき、合併当事会社はその剰余金を失うという考え方に関係している。こうした見解を主張する人々は、利益から剰余金を取得することは不可能であると論じる。言い換えれば、会社は剰余金をもって事業を始めることができない。さらに、彼らは、会社が合併するとき、合併当事会社の剰余金は資本化されるようになると主張する。

上述の議論は、問題の実質ではなく、その形式に注目している見解に基づいているように思われる。新会社は、単に、法律的に設立されているという事実を認識しなければならないと思う。合併前の資産の価値は、必ずしも資産を新しい所有者に移転するという法的形式性によって変わるものではない。合併当事会社の負債は合併手続によって増加も減少もしない。こうした状況下では、負債を超える資産の超過額は合併前も合併後も同一のままである。最後に、その超過額が合併後に配当に利用できる剰余金を表しているならば、それは当然、合併後も同一の事実をあらわさなければならない。」<sup>13</sup>

1920年代には、すでに、新設合併会社は利益剰余金残高をもって事業を開始することができないことが、一般的ルールとして確立されていた。こうした時期に、新設会社が合併によって当事会社の利益剰余金を引き継ぐことができるという、持分プーリング会計の思考が現れている。

1932年にPatonは親子会社間の合併においては、新設会社が旧会社の利益剰余金を引き継ぐことを認めていると主張した<sup>14</sup>。

1945年頃に、当時の証券取引委員会の主任会計担当官Werntzによれば、企業結合における利益剰余金の会計処理について、会計権威者及び会計実務において意見の一致がなく、

---

<sup>13</sup> Wildman, J. R. and W. Powell, *Capital Stock without Par Value* (A. W. Shaw, 1928), p. 224.

<sup>14</sup> Paton, W. A.(ed.), *Accountants' Handbook*, 2nd ed. (Ronald Press, 1932), p. 950.

以下のような様々な見解が存在している<sup>15</sup>。

- (1) 利益剰余金は新会社に引き継ぐことができないし、他の会社に譲渡することができない。存続会社の利益剰余金のみを引き継ぐことが認められる。
- (2) 存続会社または新設会社が実際に合併した両当事会社の継続である場合には、合併後の利益剰余金は、合併当事会社の利益剰余金の合計額に等しい。これは、しばしば、合併当事会社間において極めて密接な関係が存在する場合のみ認めることができる。
- (3) 利益剰余金を引き継ぐことが認められるか否かは、法律の手続による。すなわち、吸収合併または新設合併による場合には、利益剰余金の引き継ぎを認めることはできるが、現金または株式で資産を購入する場合には、これを認めることはできない。
- (4) 合併取引の結果が新しい経済実体の創設である場合には、どのような利益剰余金の引き継ぎも認められない。

#### 5. 持分プーリング会計の実務

1946年2月に、セラニーズ会社とテュービッツ・レーション会社は合併を行って、この2社の合併は実務上、持分プーリング会計を最初に使用した合併といわれた<sup>16</sup>。セラニーズ会社とテュービッツ会社の合併は、利益剰余金の引継ぎを認めているデラウェア州法に基づいている合併になった。合併直近の財務諸表において、セラニーズ会社とテュービッツ会社の普通株式1株当たりの帳簿価額は、図表2-5と図表2-6のとおりであった<sup>17</sup>。

---

<sup>15</sup> Werntz, *op. cit.*, p. 380.

<sup>16</sup> Rayburn, F. R., *A Study of the Effect of Accounting Principles Board Opinion No. 16 on the Use of Pooling of Interests Accounting for Business Combinations and of Institutional Enforcement of the Pooling Criteria of Opinion No. 16* (University of Alabama, 1974), p. 56.

<sup>17</sup> Moonitz, M. and L. H. Jordan, *Accounting: An Analysis of Its Problems*, Vol. 2 (Rinehart and Winton, 1964), pp. 420-421

図表 2-5 1945 年 12 月 31 日時点のセラニーズ会社普通株式 1 株当たりの帳簿価額

| 1945 年 12 月 31 日にセラニーズ会社 |  | (単位：ドル)    |
|--------------------------|--|------------|
| 普通株資本金                   |  | 1,737,072  |
| 資本剰余金                    |  | 22,332,694 |
| 利益剰余金                    |  | 16,066,124 |
| 普通株式持分合計                 |  | 40,135,890 |
| 普通株式 1 株当たりの帳簿価額         |  | 23.11      |

図表 2-6 1946 年 2 月 8 日時点のチュービッツ会社普通株式 1 株当たりの帳簿価額

| 1946 年 2 月 8 日にとチュービッツ会社 |  | (単位：ドル)    |
|--------------------------|--|------------|
| 普通株資本金                   |  | 702,856    |
| 資本剰余金                    |  | 4,869,331  |
| 利益剰余金                    |  | 5,348,733  |
| 普通株式持分合計                 |  | 10,920,920 |
| 普通株式 1 株当たりの帳簿価額         |  | 15.54      |

セラニーズ会社は、チュービッツ会社の優先株式 1 株に対して当社の優先株式 1 株、普通株式 1 株に対して当社の普通株式 3 分の 2、つまり、チュービッツ会社の普通株式 3 株に対してセラニーズ会社の普通株式 2 株を交付して、吸収合併を行ったことになる。この合併において、合併比率 3 対 2 は、図表 2-5 と図表 2-6 の両社の普通株式 1 株当たりの帳簿価額の比率にほぼ等しい。また、SEC に提出した合併計画書から、セラニーズ会社の 1 株当たりの帳簿価額は 21.4 ドル、チュービッツ会社の 1 株当たりの帳簿価額は 14.1 ドルであり、合併比率 3 対 2 はほぼ両社の 1 株当たりの帳簿価額に等しかった。そこで、セラニーズ会社は 1946 年 2 月 8 日に、図表 2-7 のように合併の記録を行った。

図表 2-7 合併の記録

(単位：ド

ル)

|         |            |            |           |
|---------|------------|------------|-----------|
| (借) 純資産 | 17,920,920 | (貸) 優先株資本金 | 7,000,000 |
|         |            | 普通株資本金     | 468,571   |
|         |            | 払込剰余金      | 234,285   |
|         |            | 資本剰余金      | 4,869,331 |
|         |            | 利益剰余金      | 5,348,733 |

図表 2-6 の普通株資本金 702,856 ドルのうち、合併時は図表 2-7 のように 3 分の 2 は普通株資本金 468,571 ドル、3 分の 1 は払込剰余金 234,285 ドルになった。

このセラニーズ会社とチュービッツ会社の合併の監査員として、Black は、この合併について、合併当事会社の相対的規模と産業における重要性及び所有主持分の継続性に基づいて、持分プーリング会計の適用の妥当性を次のように論じている<sup>18</sup>。

(1) 合併について、合併当事会社の相対的規模と産業における重要性は相互に関連づけて考慮されなければならない。これらの要素は、生産高、販売高、総資産、純資産、その他の類似の基準を参考にして評価されなければならない。セラニーズ会社は米国におけるセルロース・アセテート紡糸生産の先駆者であり、米国におけるセルロース・アセテート紡糸生産の 2 分の 1 を生産する最大会社であるが、ヴィスコース紡糸を生産していなかった。それに対して、チュービッツ会社はセルロース・アセテート紡糸とヴィスコース紡糸を両方生産し、とくにヴィスコース紡糸の出品量は市場の 8 割以上を占めていた。セラニーズ会社とチュービッツ会社は、ともに 20 年以上にわたって営業活動を続けてきた会社であり、両社の合併は各会社が個別の会社実体として営業すること以上に、事業の成長と拡張の継続の機会を示すものである。また、両社の事業は補完的であり、利益剰余金の相当多額に上っている。したがって、この合併は、1 つの会社が他の会社を購入また取得しているのではなく、両社の資産と事業が結合され、将来の事業が合併による経済性その他有利性をもって、合併後の基準に基づいて行われることを意味する。

<sup>18</sup> Black, W. M., "Certain Phases of Merger Accounting," *Journal of Accountancy* (March 1947), pp. 214-220.

- (2) 合併当事会社の各株主は、合併前に単一の会社の資産に対して持分を有していたのに対して、合併後は2つ以上の会社に対して持分を有し、すべての株主は合併前と合併後において同一の持分を有する。こうした合併に対する健全な会計方法は、既存の関係会社間の債権・債務を除いて、資産・負債・資本を単純に算数的に加算することである。そして、既存会社の利益剰余金は、合併当事会社の利益剰余金の合計額に等しい金額をもって示されなければならない。合併後の利益剰余金が合併前の利益剰余金の合計額より小さくする会計方法は、いずれの当事会社の普通株式の持分に好ましくない影響を与える。チュービッツ会社の株式と交換されるセラニーズ会社の株式の発行は、基本的に、合併後の会社におけるすべての株主の権利が同一条件であることを表す。セラニーズ会社の株主は、合併前と合併後に同一持分を有するのであるから、2つの会社の資産と収益力はプールされ、すべての株式は、これまでと同じ権利を持って合併後の会社の株主として継続するのである。チュービッツ会社は個別の法律実体として存続することを止めるが、その資産と収益力は実際上存続し、その株主は合併前と実質的に同一なものである。
- (3) 合併条件が決定された基礎を考えれば、株式に割当てられる価値は、論理的には、セラニーズ会社の株式の帳簿価額でなければならない。こうした考えは、取得資産の帳簿価額がほとんど全く同一数値だと考えるものである。株式の市場価額を用いれば、チュービッツ会社の株式に発行されるセラニーズ会社の株式の価値は、合併によって受入正味有形資産の価値を超えて、合併後、のれんを計上しなければならない。こののれんの数値は、どのような合理的な数値が決定されるかによって異なる。のれんの測定は、評価の人数と同じだけの答を受け取るという問題がある。のれんに付される価値は、それが最終的にどのように決定されても、何ら実現性を持たない。存続会社の勘定にこうしたのれんを導入することは、何ら明瞭性に意味を加えるものではなく、実際上、全体の状況をいっそう混乱させる傾向がある。のれんのような項目を記録する唯一の結果は、存続会社の資産と資本の意味のない膨張をもたらすことであり、こうした手続きの妥当性を見出すことはできない。
- (4) 消滅会社の利益剰余金が資本化されなければならないとすれば、両当事会社の株主は、合併後において合併前より普通株式1株あたり利用できる利益剰余金が減少し、損失を被ることになる。合併に際して発行される株式に公正価値を導入して、合併に際してのれんを計上するならば、株主の損失はいっそう大きくなる。というのは、のれんは利益

剰余金に一括して借記されるか、意味のない数値として勘定に残すか、あるいは将来の利益にたいして償却されなければならないからである。利益剰余金は借記すれば減少し、社債権利者との契約による一定金額まで低下すれば、合併後の会社は普通株主にたいする配当を行うことができなくなる。2つの繁栄している会社が、その繁栄をいっそう高めるために、単なる合併という行為によって、普通株主に対する配当ができなくなる状況は不合理である。

- (5) のれんの計上が認められるならば、資産と資本の意味のない膨張をもたらすだけでなく、さらに株価が低下し、容易に帳簿価額以下になる。こうした場合、株価が帳簿価額の指針であるならば、合併の結果計上されるのれんは一括的に、あるいは定期的に償却されなければならないという事実と直面することになる。したがって、株価その他の公正価値によって、のれんを計上することは、企業及び会計の見地から不健全であり、両社の利益剰余金が結合されなければならないという結論は避けられない。

持分プーリング会計の思考は、関係会社間の合併について出現し、それから同等規模の企業の結合へと発展したが、Black は持分プーリングの条件として新たに所有主持分の継続性と事業の補完性を加えている。もっとも、持分プーリングの思考は合併その他の株式交換による結合について提唱され、所有主持分の継続性は持分プーリング会計の暗黙の前提とされているものである。こうした合併当事会社の相対的規模、事業の補完性、及び所有主持分の継続性という合併の構成要素の見地から、合併の性格を判定して会計方法を適用することは、企業結合会計の形成において注目すべきものである。



### 第3章 持分プーリング会計の基準

#### 1. 企業結合に関する会計基準の変遷

企業結合に関する会計基準の変遷は図表 3-1 のようになる。企業結合に関する最初の会計基準は 1944 年の AIA の ARB 第 24 号「無形資産の会計」、持分プーリング法を正式に認めたのは 1950 年の ARB 第 40 号「企業結合」である。その後、50、60 年代において、企業結合にあたって持分プーリング法が大いに利用された。持分プーリング法の濫用が原因で、1970 年に APBO16「企業結合」が公表され、持分プーリング法の適用に様々な条件が付けられるようになった。

図表 3-1 企業結合に関する会計基準の変遷

| 設定機関 | 公表時間        | 会計基準名                            |
|------|-------------|----------------------------------|
| CAP  | 1944 年 12 月 | ARB24「無形資産の会計」                   |
| CAP  | 1950 年 9 月  | ARB40「企業結合」                      |
| CAP  | 1953 年 6 月  | ARB43「会計研究公報の補足・改訂」              |
| CAP  | 1957 年 1 月  | ARB48「企業結合」                      |
| APB  | 1963 年      | ARS5「企業結合会計の批判的研究」               |
| APB  | 1965 年 10 月 | APBO6「会計研究公報の現状」                 |
| APB  | 1968 年      | ARS10「のれんの会計」                    |
| APB  | 1970 年 8 月  | APBO16「企業結合」                     |
| APB  | 1970 年 8 月  | APBO17「無形資産」                     |
| FASB | 1975 年 10 月 | SFAS10「企業結合ためのグランドファーザー条項の適用の延長」 |
| FASB | 1980 年 9 月  | SFAS38「被買収企業の取得前の偶発事象に対する会計」     |
| FASB | 2001 年 6 月  | SFAS141「企業結合」                    |
| FASB | 2001 年 6 月  | SFAS142「のれん及びその他無形資産」            |

注) CAP：米国会計士協会（AIA）の会計手続委員会（1936 年～1959 年）

APB：米国公認会計士協会の会計原則審議会（1959 年～1973 年）

FASB：財務会計基準審議会（1973 年～）

## 2. ARB 第 40 号の会計処理

ARB 第 40 号は 6 つの段落から構成されている。第 1 段落はこのステートメントが意図するところを表明している。まず、企業結合時、2 種類の結合方法、持分プーリング会計と買収会計を区別する。次は持分プーリング法とパーチェス法の各自会計処理の性格を示すことを表明する。第 2、3 段落は持分プーリング法とパーチェス法の識別基準である。第 4、5 段落は持分プーリング法とパーチェス法の会計処理である。第 6 段落は存続会社の表示資本金総額が合併当事会社の表示資本金総額と一致しない場合、その差異額の処理である。

ARB 第 40 号は、「これまで行ってきた事業を単一の会社で行う目的で、2 つ以上の会社が結合するときはいつでも、企業結合のための会計は、結合前の所有主持分が継続するか新しい所有主持分が存在するかによって異なる。それで、結合前の所有主持分が継続する企業結合を持分プーリング、新しい所有主持分が形成される企業結合を買収と呼び、企業結合を持分プーリングと買収の 2 つの形態に分類した」<sup>19</sup>のである。

ARB 第 40 号では、持分プーリング法とパーチェス法の会計処理は、次のようになる<sup>20</sup>。

- (1) ある企業結合が買収と見なされる場合には、取得会社が受け入れた資産は貨幣で測定された原価、または提供したその他の対価の公正価額が、受け入れた財産の公正価額のいずれか明瞭なほうで帳簿に記入しなければならない。すなわち、通常の資産購入取引に適用される会計手続と同一の手続が適用される。
- (2) ある企業結合が持分プーリングと見なされる場合には、企業結合によって新しい会計責任の基礎は生じないから、次のような会計処理を行わなければならない。
  - ① 結合当事会社の資産は、一般に認められた会計原則に従うため、あるいは適用される会計基準を当事会社間で統一するため、必要な修正する場合を除いて、その帳簿価額で結合しなければならない。
  - ② 結合当事会社の利益剰余金を引き継ぐことができる。
  - ③ 結合当事会社の 1 つが結合計画の開始前に、他の当事会社の子会社として取得されている場合には、取得前の子会社の利益剰余金に対する親会社の持分は、結合後の会社の利益剰余金に含めてはならない。つまり、親子会社間の合併においては、親会社が

---

<sup>19</sup> American Institute of Accountants (AIA), *Accounting Research Bulletins No.40, Business Combinations* (1950), para. 1.

<sup>20</sup> *Ibid.*, para. 4-6.

吸収した子会社について、その株式を取得して支配した時点以前の子会社の利益剰余金は、親会社の投資勘定と相殺消去しなければならない。

④結合後の会社の資本金の額が結合前の当事会社の資本金の合計額より大きい場合には、その超過額はまず結合当事会社の資本剰余金の合計額から控除し、次に結合当事会社の利益剰余金の合計額から控除しなければならない。つまり、企業結合に際して、資本剰余金及び利益剰余金の資本組入が行われたものと見なされる。

⑤結合後の会社の資本金の額が結合前の当事会社の資本金の合計額より小さい場合には、その差額は結合にあたって減資が行われたものと見なされ、通常の減資差益と同様に資本剰余金として処理しなければならない。

このように、持分プーリングとパーチェスは、企業結合に伴って新しい会計責任の基礎が形成されるか否かによって区別され、会計処理を予定した会計上の企業結合の分類ないし形態である。そして、持分プーリング会計は、結合当事会社の資産・負債の帳簿価額を結合し、利益剰余金の引き継ぐことを認める会計として、正式に認められることになった。

### 3. 持分プーリングとパーチェスの識別基準

ARB 第 40 号によれば、「持分プーリングは、結合当事会社の結合前の所有主持分の全部または実質的全部が、そのまま結合当事会社の 1 つである存続会社に、または結合目的のために設立された新会社に継続される結合である。パーチェスは被取得会社の所有主持分の一部または全部が除去される結合である」<sup>21</sup>と定義される。持分プーリングとパーチェスが、結合当事会社の所有主持分が継続されるかどうかによって定義されているのであるから、持分プーリングとパーチェスの分類の基本的な基準は、結合当事会社の所有主持分の継続性にあると考えられる。

しかし、ある企業結合が所有主持分の継続性の基準に適合しても、その企業結合は必ずしも持分プーリングと判定されるわけではない。ARB 第 40 号は、持分プーリングかパーチェスかを識別するために考慮すべき要素として、所有主持分の継続性以外に 3 つのものを挙げている<sup>22</sup>。所有主持分の継続性を加えて、持分プーリングとパーチェスの識別基準は以下のようなになる。

---

<sup>21</sup> *Ibid.*, para. 2.

<sup>22</sup> *Ibid.*, para. 3.

#### (1) 所有主持分の継続性

所有主持分の継続性基準は、被結合会社の株主の全部または実質的全部に対して、結合前の被結合会社において有していたそれぞれの持分に実質的に比例する株式を交付して、被結合会社の株主を結合会社の株主になることを意味する。結合会社が被結合会社の株主に金銭のみを交付したり、被結合会社の株主に結合前に有していた持分に比例しない株式を交付したり、異なる種類の株式を交付するときは、所有主持分の継続性基準に適合しないことになって、パーチェスと判定される。また、結合当事会社の株主に発行される株式を消却する計画や意図・取決めがあって、あるいは結合の直前・直後に所有主持分に相当の変化が生じる場合には、その結合をパーチェスとして分類している<sup>23</sup>。

#### (2) 結合当事会社の規模はほぼ同じであること（相対的規模）。

相対的規模の基準は、結合当事会社の1つが他の当事会社と比較して極めて大きい規模の差が出るときは、その結合を持分プーリングではなく、パーチェスと判定する基準である。ARB 第40号は結合当事会社の規模が何によって測定されるかを示していないが、規模基準は極めて重要な意味を持つ。なぜなら、これは企業結合に際して、結合当事会社間で支配関係を認識した上で、企業結合の会計処理は支配的立場にある当事会社の見地から行うべきであり、企業結合における会計責任主体の確立が重要と考えられるからである。しかも、それは、企業結合における会計主体の認識を、持分プーリングとパーチェスの分類の1つの拠りどころとしている。企業結合の会計処理にあたっては、どの当事会社の立場から行うべきかを決定しなければならない。会計主体となる企業がどの当事会社であるかによって、結合の会計内容は異なる。すなわち、結合当事会社の規模差が大きい場合には、規模が大きい当事会社が存続会社として会計主体となって、他の当事会社は被取得会社となって、その企業結合はパーチェスと認識される。それに対して、両当事会社の規模がほぼ同じ場合には、結合における支配会社を識別できないことになって、結合当事会社はそのまま存続することになって、持分プーリングを適用することが承認されることが考えられる。

そこで、規模基準がこうした意味を持ち、持分プーリングとパーチェスを分類する基準とすれば、結合当事会社の規模が何によって測定され、当事会社間で、両社の同等規模の

---

<sup>23</sup> *Ibid.*, para. 2.

場合持分プーリング法で処理され、一方、両社の規模差が大きい場合パーチェス法で処理される。しかし、ARB 第 40 号は規模基準を一般的に示しているだけで、具体的にどのくらいの差が同等規模、どのくらいの差は規模差が大きいについては、明確に示していない。

(3) 経営者または経営支配権が継続すること（経営者の継続性）。

経営者の継続性基準は、結合当事会社の一方の経営者が結合後の会社に収容されなかった、あるいは収容されても結合後の会社における経営支配権が極めて小さいときは、その企業結合をパーチェスと判定する基準である。経営者は企業の会計責任者であるから、結合後の会計主体を決定する要素として重要な意味を持つ。

(4) 企業活動が類似し、または補完的であること（事業の類似性）。

事業の類似性基準は、ARB 第 40 号では必ずしも判定基準として強調されていない。それは、他のことが等しければ、結合当事会社の事業が類似しているか補完的である場合には、持分プーリングであることが強められると指摘しているだけである。

ARB 第 40 号における持分プーリングとパーチェスの分類の基準は、企業結合の重要な構成要素の見地から設定されている。この基準に対して、Magruder は、企業実体的見地と資本主の見地が混在していると批判する<sup>24</sup>。Magruder によれば、所有主持分の継続性は明らかに資本主の見地に立つが、相対的規模及び事業の類似性は企業実体的見地に立つという。確かに、所有主持分の継続性を持分プーリングの基本的な基準とするかぎりにおいては、資本主の見地が強調され、これと相対的規模及び事業の類似性が一貫されないことになる。しかしながら、ARB 第 40 号における持分プーリングの基準が意図しているのは、こうした個々の基準についてのアプローチを一貫させることではなく、結合当事会社が結合後の会社において継続するかどうかであり、そのための判定基準として、企業結合における重要な構成要素を示しているのである。こうした結合当事会社の継続性という点からは、ARB 第 40 号は企業実体的見地に立っているというべきである。

こうした疑問に対する 1 つの回答を示しておこう。

「明らかに、ARB 第 40 号の主な目的は、取引の完結後に生じる会計問題を取り扱う方法を示すことである。これらは企業実体的問題であり、企業実体的見地からのみ取り扱うことができる。ARB 第 40 号が所有主持分という抽象的な条件においてのみ問題を考えたとすれば、当会計問題について結論に達しえなかったであろう。企業実体と資本主持分と

---

<sup>24</sup> “Letter to the Editor,” *Journal of Accountancy* (April 1951), p. 532.

は、会計目的のため区別されなければならないことは認めるが、これら両方に影響を与える取引が含まれるとき、公報においてこれらをともに考えてはならないことにはならないと思われる。」<sup>25</sup>

ARB 第 40 号が 4 つの基準に適合した企業結合を持分プーリングとし、結合後の会計の資産・負債及び利益剰余金を結合前の当事会社の帳簿価額で処理することからみると、これらの判定基準は、持分プーリングをもって結合当事会社が結合日の状態とあまり変化がない結合、結合後も結合前の状態のまま継続する場合の結合形態を意図していると考えられる。持分プーリングがこうした意図に基づくとすれば、それは日本の合併会計における人格合一説<sup>26</sup>と同じ考え方といえる。しかし、人格合一説はすべての合併に対する 1 つの合併本質観であるのに対して、持分プーリングは企業結合の経済的性格によって分類された 1 つの結合形態であることにおいて異なる。

これに対して、パーチェスの会計処理は日本の合併会計における現物出資説<sup>27</sup>と基本的には同一であるが、この会計処理の同一性をもってパーチェスと現物出資説を同一視することは適切ではない。パーチェスは被取得会社の株主を取得会社に承継しないのが原則であり、現物出資説は被合併会社の株主を合併会社に承継するのが前提であり、株主の承継がなければ現物出資という観点は成立しないからである。パーチェスはこうした被結合会社の株主を承継しない場合を含めた結合形態であり、現物出資説のように合併を資本調達取引として考えるのではなく、資産の購入ないしは投資と考えるのである。たとえ被結合会社の株主に株式を交付しても、それは金銭と同様に 1 つの対価と考えるにすぎない。

しかしながら、実際の企業結合には様々な状況があって、これらの基準に基づいて持分プーリングかパーチェスカを判定することは極めて困難である。それは、これらの判定基準のうちどれが支配的であり、どの程度適合すれば持分プーリングであるかが明らかでないからである。このことについて、Wyatt は、「ARB 第 40 号は、取引の適切な分類を行うに際して、基準の相対的重要性について、またはどの基準が支配的であるかについて、

---

<sup>25</sup> *Ibid.*, p. 533.

<sup>26</sup> 人格合一説は、合併を当事会社の一種特別な契約と見なし、その効果として権利義務の包括承継と株主の収容を生ずると解する考え方である。

<sup>27</sup> 現物出資説は、消滅会社の営業全体への出資とそれに対する存続会社の新株発行が合併の本質と解する考え方である。

何らかの指針を与えなかった」<sup>28</sup>と批判している。しかし、各基準の相対的重要性や適合性の度合を定めても、それは相対的な尺度にすぎない。例えば、所有主持分の継続性の基準について、株主の全部ではなく実質的全部を取容するとき、どの程度まで実質的全部と考えてよいのか、その限界線を引くことは極めて困難である。また、ある企業結合の一部が持分プーリングの基準に適合しないため、その結合をパーチェスと見なし、持分プーリングの会計処理と異なる処理をすることにも問題がある。

#### 4. ARB 第 43 号

1953 年に、AIA の会計手続委員会は、これまで発表した ARB 第 1 号から第 42 号までを改訂して、ARB 第 43 号を発表した<sup>29</sup>。企業結合会計についても、若干の改訂がされている。しかし、その大部分は ARB 第 40 号と同じものであり、抜本的な変更はなかった。ARB 第 43 号は ARB 第 40 号を再確認したものと考えられる。

持分プーリングとパーチェスの分類については、パーチェスでは「被取得会社の所有主持分の一部または全部が除去される」としていたが、「被取得会社の所有主持分の重要な部分または全部が除去される」と、字句について適切な修正を行っただけである。しかし、ARB 第 40 号においては、持分プーリングの会計処理と一般の場合に適用される会計原則との関係が示されなかった。持分プーリングの場合、存続会社はすべての結合当事会社の利益剰余金を引き継ぐ必要はなく、存続会社の結合前の損益計算書を表示する方法も示されていなかった。ARB 第 43 号はこれらの事項について、次のように補足している。

- (1) 企業結合以外における一般に認められた会計原則による資産または剰余金の修正は、持分プーリングについても等しく適用される<sup>30</sup>。
- (2) 企業結合によって、結合当事会社の利益剰余金から引き継がれるときは、結合を行った期間及び結合前の期間における存続会社の損益計算書に、結合後の持分に関する経営活動の結果を示さなければならない。つまり、結合後の基準に基づく損益計算書の再表示が要求されている<sup>31</sup>。

---

<sup>28</sup> Wyatt, *op. cit.*, p. 25.

<sup>29</sup> American Institute of Accountants (AIA), *Accounting Research Bulletins No.43 Business Combinations* (1953).

<sup>30</sup> *Ibid.*, para. 5.

<sup>31</sup> *Ibid.*, para. 7.

企業結合について、ARB 第 43 号における重要な変化は、のれんの処理である。ARB 第 24 号においては、のれんを資本剰余金に借記して除去することは望ましくないとしながらも、禁止してはいなかった。しかし、ARB 第 43 号では、のれんはその価値を喪失したことが合理的に明らかになるまでは除去することができないことになり、一定の存続期間を持つことが明らかなのれんは、その存続期間にわたってその取得原価を償却し、損益計算書に費用として計上しなければならなくなった<sup>32</sup>。また、一定の存続期間を持たないのれんでも、企業が全存続期間にわたって価値を持たないと決定したときは、組織的に償却して各期間の費用とすることができることになった<sup>33</sup>。そして、のれんを除去するときは、損益計算書に費用として計上するが、その金額が利益に与える影響について判断を誤らせるほど大きい場合には、利益剰余金に借記しなければならないとした<sup>34</sup>。のれんを資本剰余金に借記して除去することができなくなったため、持分プーリングの利用を高めることになった。

## 5. ARB 第 43 号の影響

ARB 第 43 号は、企業結合会計の実務に著しい影響を与えた。Wyatt の調査によれば、1949 年から 1952 年までの企業結合の会計処理は全く混乱していたが、1954 年から 1956 年までの企業結合会計の処理は 1949 年から 1952 年までのそれより明瞭になっている<sup>35</sup>。1949 年から 1952 年までは、結合会社が被結合会社から引き継いだ資産は被結合会社の帳簿価額で記録され、持分プーリング法として処理されていても、被結合会社の利益剰余金は結合会社において資本剰余金として処理されていた。Wyatt の調査によって、持分プーリング 26 件のうち、利益剰余金を引き継いだのは 11 件にすぎない。これは、ARB 第 40 号においては、持分プーリングの場合に利益剰余金の引継ぎを強制していないこと、一部の州会社法が利益剰余金を資本剰余金とすることを要求していたためと考えられる。しかし、1954 年から 1956 年まで、利益剰余金の引継ぎはあっそう広く認められ、36 件の持分プーリングのうち 27 件が利益剰余金を完全に結合し、他の 8 件は利益剰余金の一部を引き継いだ。

---

<sup>32</sup> *Ibid.*, para. 5-6.

<sup>33</sup> *Ibid.*, para. 7.

<sup>34</sup> *Ibid.*, para. 8.

<sup>35</sup> Wyatt, *op. cit.*, pp. 20-34.



また、パーチェスにおいても、1949年から1952年まででは、発行された株式の市場価値が結合において取得した資産の帳簿価値を超える額は、利益剰余金に賦課して除去されることが多く、結果的には資産について持分プーリングと同じように処理されていた。しかし、1954年から1956年までには、いったんある結合が持分プーリングかパーチェスに決定されると、その会計処理は、首尾一貫してそれぞれの会計処理、すなわち、パーチェスについては資産を公正価値で、持分プーリングについては資産・負債・株主持分を、結合当事会社の帳簿価値で計上するというようになってきた。

しかしながら、持分プーリングとパーチェスの分類自体は、結合の会計処理のように一定のパターンをもたなかった。これは、ARB 第43号における持分プーリングとパーチェスの分類基準がARB 第40号と同じであり、その基準には曖昧なところがあり、前述のような問題点を持つため、企業に有利なように利用されたためと考えられる。

#### 6. 1960年代の企業結合会計の実務

1950年公表されたARB 第40号において、持分プーリング法が認められることになった。この企業結合会計の処理方法は実務会計において次第に普及することになった。そこで、1960年代になると、企業結合を行う企業数の増加に伴って、持分プーリング法は多用されるようになった。実務上、持分プーリング法とパーチェス法の適用実態は、次の図表3-2と図表3-3のようになった。

図表 3-2 1950年代における企業結合会計の実務

| 年度         | 持分プーリング法の<br>件数 | パーチェス法の件数 | 持分法の割合 |
|------------|-----------------|-----------|--------|
| 1949—1952年 | 26              | 54        | 33%    |
| 1954—1956年 | 36              | 55        | 40%    |
| 1958—1960年 | 89              | 66        | 57%    |

出所：Wyatt, A. R., *A Critical Study of Accounting for Business Combination*, AICPA, Accounting Research Study No.5(1963), p. 27 から作成。

図表 3-3 1960 年代における企業結合会計の実務

| 年度     | 持分プーリング法の件数 | パーチェス法の件数 | 持分プーリング法の割合 |
|--------|-------------|-----------|-------------|
| 1960 年 | 67          | 66        | 51%         |
| 1961 年 | 52          | 48        | 52%         |
| 1962 年 | 31          | 36        | 47%         |
| 1963 年 | 45          | 97        | 32%         |
| 1964 年 | 67          | ---       | 100%        |
| 1965 年 | 84          | ---       | 100%        |
| 1966 年 | 107         | ---       | 100%        |
| 1967 年 | 144         | 116       | 55%         |
| 1968 年 | 184         | 190       | 49%         |
| 1969 年 | 185         | 195       | 49%         |

出所：AICPA, *Accounting Trends & Techniques*, 15th ed.-25th ed.から作成。

図表 3-2 と図表 3-3 を見ると、1949 年から 1969 年まで、企業結合時持分プーリング法適用の割合が年々増加している傾向が明らかである。持分プーリング法が普及する理由については、次のように考えられる。

(1) 1 株当たり利益を及ぼす影響

取得会社が被取得会社から受け入れる資産の公正価値が、その帳簿価額より上回る場合には、企業結合会計がパーチェス法を適用すると結合後の会社の費用は多くなり、したがって純利益は結合前の結合当事会社の純利益の合計額より小さくなり、1 株当たりの利益の低下をもたらす。

つまり、公正価値と帳簿価額の差額分だけ償却しなければならないのれんは増加することになる。とくに、1960 年代は企業の成長を中心とした政策とこれに基づくインフレの招来が株価の高騰をもたらし、多額ののれん計上が行われるという状況にあったとされる。そのため、のれんが計上されない持分プーリング法が好ましい選択になった。1969 年には、のれんの金額はのれんを除く総資産額と同額以上である会社が多く、最高では総資産額の

9倍にも上ったとされる<sup>36</sup>。こうした多額ののれんが償却されれば、結合後の会社の償却費は増大し、1株当たりの利益は低下せざるを得ないことになる。

米国においては、結合に際して1株当たりの利益が重視される傾向にある。1株当たり利益は、会社の現在及び将来の市場価値、将来の配当、並びに経営者の経営業績評価の指標として、さらに投資者が投資意思決定をするのに用いられる。結合に際して、こうした1株当たり利益がとくに重視されるのは、結合が企業の成長のために行われ、企業の成長を維持する手段として高い株価収益率が使用されるからである<sup>37</sup>。そしてさらに、1960年代後半においては、結合の大部分はコングロマリット<sup>38</sup>結合であり、それは証券市場の猛烈な投機につけ込んだものと考えられる。そして、将来その株式を買い戻し、損失が生じれば一定の金額を支払う保証をするのが一般であった。このため、結合は1株当たり利益や将来一定の価額で株式を買い戻すオプションを人為的に高めるに行われた<sup>39</sup>。このような株価の高騰は、結合対象を公開成長会社まで拡大するようになり、高騰に拍車をかけることになった。このため、取得に際しては株式を交付するのが一般的となり、1920年代の結合が現金によって行われたのとは大きな違いが生まれた。このような状況から、のれんを計上せずに1株当たりの利益を高め、株価を吊り上げることが可能な会社では、持分プーリング法の適用が可能な会社を選んで結合を行っていた。そこでは、財務諸表に直接影響を与える普通株式の価額をできるだけ高くすることに重点が置かれていたのである。その目的にあった会計処理方法が持分プーリング法であり、コングロマリット結合に大きな貢献をしたと考えられる。

## (2) 結合当事会社の利益を増大させる効果

持分プーリングは結合当事会社の資産・負債をそのまま引き継ぎ、結合前から1つの会社であるかのように処理するものであるから、業績のよい企業を結合すれば、報告利益を簡単に増加させることができる。武田は、1960年代の結合においては巨大会社による中規

---

<sup>36</sup> Spacek, L., "The Merger Accounting Dilemma-Proposed Solutions," *Financial Executive* (Feb 1974), p. 40.

<sup>37</sup> Van Pelt III, J. V., "Accounting for Acquisition: What should be done," *Management Accounting* (Feb 1996), p. 17.

<sup>38</sup> コングロマリットとは、直接の関係を持たない多岐に渡る業種・業務に参入している企業体のことである。

<sup>39</sup> Van Pelt III, *op. cit.*, p. 16.

模会社や大会社の吸収が中心であったことを鉱工業における統計を例示し明らかにしている<sup>40</sup>。それによると、高度集中業種において主導的地位を占めていた大会社が多数吸収され、結合前年度の税引後自己資本利益率 10%以上の企業が 51.1%を占めている。これは被取得会社のかなりな部分が平均以上の利益率を持つ会社であったことを示している。

### (3) 株式の交換

株式の交換によって被取得会社の株主が取得会社の株式を取得しても、税法上その株式を売却まで課税されないことが指摘されている。そのため、これが会計実務に反映される場合、株式の交換による結合は持分プーリングであるという考え方が強くなる。持分が継続することにより課税の対象となることを避け、企業再編が可能となる効果が得られるのである。このように税法は、結合において指導的な役割を果たしている。結合を行う方法は、結合計画の段階で税への効果について当事会社間の意図が考慮される。企業にとって、税の考慮は結合時重要な位置を占めるものとなり、会計処理方法の選択が政策的な目的をもって行われることは否定できない。

以上のような背景を検討すると、適切な会計処理方法という点から持分プーリング法の普及が見られたというより、その財務的配慮及び企業の業績を有利に見せるため、利益増大が容易に可能な手段として当該方法が多く適用されると考えられる。1960年代のインフレを背景とするコングロマリット結合が主流であった当時、持分プーリング法は企業にとって有利な会計処理方法といえる。持分プーリング法の適用が拡張された理由については、企業財務制度研究会も同様な意見を述べている<sup>41</sup>。

## 7. ARB 第 48 号による改訂

1957年1月に、ARB 第 43 号の修正案として ARB 第 48 号が発表された。ARB 第 48 号は 1970年に米国公認会計士協会の会計原則審議会 (APB) による APBO 第 16 号「企業結合」が発表されるまでの 13年間、企業結合会計実務の指針となった会計基準である。ARB 第 48 号の企業結合会計に関する基準的な考え方は、ARB 第 40 号、ARB 第 43 号と異なら

---

<sup>40</sup> 武田安弘「米国合併会計の変遷-1-」『地域分析：愛知学院大学産業研究所所報』第 12 巻第 3 号 (1974)、27-37 頁。

<sup>41</sup> 黒川行治「APB 意見書第 16 号に至る会計基準の変遷—企業結合のタイプの識別基準を中心に—」『合併会計をめぐる米国財務会計基準の動向』（企業財務制度研究会、1996）、138-139 頁。

ない。しかし、ARB 第 48 号は ARB 第 40、43 号から、いくつかの重要なところを改訂して、企業結合会計に関する規定をいっそう整備することになった。

ARB 第 48 号は、ARB 第 40、43 号において企業結合に含めていなかった子会社取得について、結合当事会社の 1 つ以上が子会社として存続する場合には、重要な非支配分株主が社外に残存しなければ、持分プーリングの適用を認めることを明記し、企業結合に子会社取得を含めた<sup>42</sup>。

ARB 第 48 号は、ARB 第 40、43 号と同じように、企業結合を持分プーリングとパーチェスの 2 つの結合形態に分類している。持分プーリングは、結合当事会社における所有主持分の実質的全部の所有者が結合当事会社の資産及び事業を直接的に 1 つ以上の子会社を通じて所有した上で、その他の一定の要素が存在し、単一の会社の所有者となる 2 つ以上の会社の結合とされる<sup>43</sup>。パーチェスは、被取得会社の所有主持分の重要部分が除去され、または持分プーリングに必要なその他の要素が存在しない 2 つ以上の会社の結合とされる<sup>44</sup>。

ARB 第 48 号においても、持分プーリングとパーチェスを分類する最も重要な基準は所有主持分の継続性である。ARB 第 48 号は所有主持分の継続性以外に、その他 3 つの要素を挙げている。これらの基準のうち、事業の継続性は、ARB 第 48 号で新たに設けられたものである。ARB 第 40、43 号では、事業の継続性ではなく、事業の類似性または補完性が挙げられていた。しかし、ARB 第 48 号では事業の類似性を削除され、これに代わり事業の継続性が設けられた。

(1) 結合当事会社の事業の大部分が廃棄されたり売却されたりできないこと（事業の継続性）

事業の継続性は、APB 第 40、43 号における事業の類似性または補完性に代わって、ARB 第 48 号において新設された識別基準である。この事業の継続性が新設された識別基準になる背景には、1955 年以来米国において、企業結合はコングロマリット結合が多くなってきたことがある。1955 年以前における企業結合は、大部分、水平的結合かまたは垂直的結合かであり、類似的または補完的な事業を持つ企業との結合である。しかしながら、

---

<sup>42</sup> American Institute of Accountants (AIA), *Accounting Research Bulletins No.48 Business Combinations* (1957), para. 10.

<sup>43</sup> *Ibid.*, para. 4.

<sup>44</sup> *Ibid.*, para. 3.

1960年から1965年までの間、重要な企業結合のうち、コングロマリット結合は70%を超えるが、水平的結合はわずか13%にすぎない。ARB第40、43第における、事業の類似性または補完性を持分プーリングの基準とすれば、こうしたコングロマリット結合は持分プーリングではなく、パーチェスとして分類されなければならない。

(2) 経営者または経営支配権が継続すること（経営者の継続性）

経営者の継続性は、結合当事会社の経営者が結合後の会社における取締役会の構成員になるか、役員として重要な地位に就くことを意味すると解釈された。しかし、こうした解釈は次第に弱くなり、取締役会の構成員になるか、役員として重要な地位に就くことに求める傾向はなくなっている。Fisch and Mellmanの経験によれば、結合後の新しい企業組織に一致するように、権限と責任の体系が変更された場合でも、継続性は確保できるとされている<sup>45</sup>。

(3) 結合当事会社の1つが明らかに支配できないこと（相対的規模）

ARB第40号は、同等規模の会社の結合を持分プーリング法で処理し、1つの結合当事会社の企業が他の当事会社より極めて小さいときは、パーチェス法で処理することを要求した。しかし、ARB第48号は、結合当事会社の相対的規模を決定的な要素ではないと改訂された。

ARB第48号におけるその他の改訂点は次のようになる。

(1) 結合当事会社の相対的規模は持分プーリングの要素として後退し、結合当事会社の1つが明らかに支配的であるとき、その結合はパーチェスである。

(2) 持分プーリングにおいて、結合当事会社の利益剰余金と欠損金は、法令または適切な会計行為による場合を除いて、その引継ぎが強制されるようになったことである<sup>46</sup>。この場合、結合当事会社の1つまたは1つ以上が子会社として存続し、その結合が持分プーリングの要件に適合する場合には、結合当事会社の利益剰余金は連結財務諸表において結合される<sup>47</sup>。

(3) 企業結合の会計報告について、新たな指針を提供していることである。持分プーリングの場合には、企業結合の行われた期間に存続会社が発表する損益計算書には、結合期

---

<sup>45</sup> Fisch, J. H. and M. Mellman, "Pooling of Interest: The Status of the Criteria," *Journal of Accountancy* (August 1968), pp. 42-48.

<sup>46</sup> AIA, *op. cit.*, para. 9.

<sup>47</sup> *Ibid.*, para. 10.

日以前の当該期間における当事会社の営業活動の結果を含めて表示しなければならない。持分プーリングでは、結合前の当事会社が結合後も継続するとみなされるからである。こうした結合損益計算書を提供しないときは、結合期日前の当事会社の損益計算書を別個に、または適切なグループ別に示さなければならない。比較目的のため、結合年度以前の当事会社の営業活動の結果を表示するときは、結合後の基準に基づいて示すか、別個に示して、いっそう有用な情報を提供するようにしなければならない。さらに、結合が持分プーリングである場合には、財務諸表が結合されている旨を明瞭に記述しなければならない<sup>48</sup>。

## 8. ARB 第 48 号における持分プーリングとパーチェスの識別基準

### (1) 所有主持分の継続性

ARB 第 48 号では、所有主持分の継続性は次の 4 つの基準に基づいて判定される。

- ①被結合会社の出資者が受け取る株式は、その出資者それぞれが結合前に有していた持分に実質的に比例していなければならない。
- ②結合当事会社間の相対的議決権は、議決権の制限されている、または全く議決権のない優先株式や負債証券の発行によって、結合当事会社間で相当の変更があってはならない。
- ③結合当事会社の 1 つ以上の出資者に対して発行された株式の相当部分を、消却する計画または意図及び取決めがないこと。
- ④結合の直前または直後に、所有主持分に相当の変化が生じ、生ぜしめる計画がないこと。

これらの 4 つの基準のうち、ARB 第 48 号が新たに設けたのは②議決権の継続性である。

このほか、結合当事会社が結合計画開始前に 2 種類以上の株式を発行している場合には、資源及び配当について優先権を持つ種類の株式を償還・消却・転換することは、その結合を持分プーリングであることを妨げるものではないことを新たに加えている。したがって、所有主持分の継続性とは、結合当事会社のほとんどすべての普通株式がそれぞれ結合前に有していた持分に比例した持分を有し、結合後の会社の普通株主となることを意味する。

しかしながら、このように所有主持分の継続性を重視することは、所有主持分に継続性

---

<sup>48</sup> *Ibid.*, para. 12.

があるときは企業に継続性があり、所有主持分に変化があるときは企業に重要な変化があることになる。しかし、所有主持分の変化にかかわらず企業として継続することは、会社企業の基本的属性である。株式が広く分散している大企業においては、所有主持分はしばしば変化するが、新企業の創設は認識されない。資産に対する新しい会計責任の基礎は、会社の所有主持分の変化に伴って必ずしも生じるものではない<sup>49</sup>。企業の継続性または変化を決定する主な要素として、所有主持分それ自体の継続性を認めたこと、また所有主持分の変化が生じないから、資産に対する新しい会計責任の基礎が生じないと仮定することは妥当ではない。

また、結合後の会社の発行済株式数は、結合により結合前の各当事会社の発行済株式総数より増加するのであるから、結合当事会社の各株式が結合前に有していた株式の割合に従って、相対的議決権は必然的に低下せざるをえなくなる。

## (2) 事業の継続性

事業の継続性は、持分プーリング概念の基礎をなしている仮定は、結合当事会社の全部が1つの企業において継続することであるから、1つ以上の結合当事会社の事業の大部分の廃棄または売却は、その結合を持分プーリングと考えるのに反することを意味する<sup>50</sup>。持分プーリングが結合後の当事会社において継続すると考えられるかぎり、企業の継続性それ自体は持分プーリングの観念と首尾一貫する。しかしながら、ARB第48号における企業結合の概念には事業の継続性が含まれているのであるから、事業の継続性を持分プーリングのみの基準とすることは論理的ではない。それは持分プーリングの基準というより、パーチェスも含めて、企業結合の前提ともいべきものである。また、事業の継続性が将来の期間にまで及ぶとすれば問題である。Kiesoが指摘しているように、ある企業が企業を継続する意図で他の企業と結合し、その後1つの結合当事会社の大部分を売却すれば、その売却により結合時行った持分プーリングの処理は結合時パーチェスの処理に変更しなければならないことになる<sup>51</sup>。将来の取引または将来の取引の欠如を現在の取引の会計基準を決定するにあたって認めることは、健全な会計ではない。結合当事会社の資産の利用が結合後もそのまま続くという保証はないし、それは新しい会計責任の基礎の形成それ自

---

<sup>49</sup> Kieso, D. E., *The Development of An Accounting Concept of Business Combination* (University of Illinois, 1963), p. 282.

<sup>50</sup> AIA, *op. cit.*, para. 6.

<sup>51</sup> Kieso, *op. cit.*, p. 279.



体を示すものではない。パーチェスにおいても資産の利用が継続するのであり、新しい会計責任の基礎は生じるのである。

### (3) 経営者の継続性

経営者の継続性の基準は、結合当事会社の1つの経営者が除去され、企業の全体的管理に与える影響が極めて小さいときは、その結合をパーチェスとする基準である。ある企業結合が持分プーリングであるためには、結合当事会社の経営者は結合前とほぼ同じ程度の経営権を持たなければならない。しかし、この場合、経営者にはどの範囲までを含めるかが明らかになっていない。そのため、Sapienza は、この基準が結合会社に適用されるのかという問題点を指摘している<sup>52</sup>。持分プーリングは結合当事会社が、結合前も結合後、同じく継続すると考えられるのであれば、それは、結合当事会社すべてに適用されるべきと考えるのが論理的である。

また、Kieso は、この基準が持分プーリングの決定要素を構成するものと評価するが、その位置づけについて次のように批判している<sup>53</sup>。経営者は資産の会計責任及び運用責任に関する重要な要素と見なされる。経営者とは、活発に、実際に、効果的に事業をコントロールして、その他を管理する人または人々のグループである。それが企業の機能である。経営者と出資者が同一人ではない場合には、経営者は持分プーリングの決定要素を構成しなければならない。ARB 第 48 号には、経営者の継続性を重要な基準としているが、付帯状況としてこれを所有主持分というもっと重要な基準に置いている。所有主持分は法的考慮であり、経営者の機能は経済的考慮である。最終的な決定基準として、経営者ではなく所有主持分を選択することは、取引の経済的現実より法的側面にいつそう固執しているように思われる。持分プーリングの処理を適用するにあたって、法的考慮を明白に否定しているにもかかわらず、経済的要素ではなく法的要素に従っている。

この批判は適切である。経営者は企業経営の責任者として企業実体における会計責任主体であり、結合の是非を決定する。しかし、経営者の継続性において重要なことは、結合時においていずれの結合当事会社の経営者が支配権を持ち、結合後の会計において重要な地位に就いただけで、結合前の会社が結合後の会社において継続すると見ることは必ずし

---

<sup>52</sup> Sapienza, S. R., "Pooling Theory and Practice in Business Combinations," *Accounting Review* (April 1962), p. 274.

<sup>53</sup> Kieso, *op. cit.*, pp. 283-285.

も適切ではない。

#### (4) 相対的規模

相対的規模基準は、結合当事会社の企業がほぼ同じであれば持分プーリング、結合当事会社の1つが他の当事会社と比較して極めて規模が小さいときはパーチェスとして判定する基準であり、ARB 第 40、43 号において、持分プーリングとパーチェスを区別する基準の1つとして採用されていたものである。しかし、ARB 第 48 号では、結合当事会社の相対的規模は必ずしも決定的なものではない要素になる。しかしながら、この基準の基本的な考え方が全く消滅してしまっただけではない。結合当事会社の1つが明らかに支配的であるときは、その結合は持分プーリングではなくパーチェスと判定される。この場合、支配的であるかどうかは、結合当事会社の1つの株主が、結合後の会計における議決権の90%ないし95%、またはこれを超えて占めているかどうかを基準とする。

結合当事会社の規模は、各当事会社に共通する要素の絶対的及び相対的な大きさを決定する問題である<sup>54</sup>。その可能な尺度として、①結合後の実体の所有主持分の割合、②総資産の価値の割合、③総資産の帳簿価額の割合、④結合語の純利益に対する貢献の割合が挙げられている<sup>55</sup>。Sapienza は、規模の測定尺度として、純資産のほかに、当事会社の議決権の大きさ、と当事会社の純利益の額も使用することができるとしている。しかし、彼は、ARB 第 48 号における規模は純資産を意味すると解し、またこれに関連する意味で当事会社間の結合後の普通株式を含めている<sup>56</sup>。これに対して、Wyatt は結合当事会社の規模関係は、被取得会社の株主に与えられる株式数であり、結合後の社外株式総数に対する百分率として示されると、結合後に占める株式数の割合を考えている<sup>57</sup>。規模基準の基本的な考え方は、結合当事会社間の支配関係に基づいて結合後の会計主体を決定することであるから、結合後の議決権を規模の測定尺度に用いるほうが規模基準の考えに適合する。規模基準が一般的に規定されていたのに対して、ARB 第 48 号が支配基準ともいうべき支配概念を打ち出し、しかも結合後の会社における議決権の90-95%という具体的な数値で示した

---

<sup>54</sup> Sapienza(1962), *op. cit.*, p. 270.

<sup>55</sup> Fritzemeyer, J. R. and P. A. Pacter, ed., "Accounting for Business Combinations: The Evolution of an APB Opinion," *Journal of Accountancy* (August 1969), p. 66.

<sup>56</sup> Sapienza, S. R., "Distinguishing between Purchase and Pooling," *Journal of Accountancy* (June 1961), p. 36

<sup>57</sup> Wyatt, *op. cit.*, p. 27.

ことは、かなり一般的な陳述からいっそう明瞭な陳述への発展と評価することができる<sup>58</sup>。

結合当事会社の相対的規模は、多くの場合、結合後の会計主体を決定する要素であるが、そうでない場合もしばしば見られる。コングロマリット結合に見られるように、小規模の会社が大企業の子会社を取得することもある。また、ARB 第 48 号は 1 つの会社が他の会社を支配することの判定基準として 90-95% という具体的な数値を示しているが、こうした具体的な数値は便宜的なものである。被結合会社の株主の持分が結合後の会社の 5% のときは、持分プーリング法で処理し、4.9% のときはパーチェスで処理するということには論理性がない。結合当事会社の支配関係によって結合後の会計主体を決定することは、会計の基礎的前提と首尾一貫しているが、具体的に最も望ましい支配基準を決定することは容易ではない。そのため、ARB 第 48 号は議決権の占める割合という最も基本的な可能性に基づき、しかも明らかに支配関係が見出せる確実なものとして、90-95% を示したものと思われる。したがって、持分プーリングかパーチェスかを決定するにあたって、必ずしもこの数値に固執する必要はないと考えられ、この基準を濫用する危険性が存在している。

SEC は ARB 第 48 号が実行可能でなく、また適切でもないので、必ずしも全面的に支持していない<sup>59</sup>。SEC の主任会計担当官 Barr は、経営者の継続性の基準について、トップ・マネジメントの総合化に関する計画が、持分プーリングかパーチェスかを誠実に表すものとして、重要な証拠と考えている。また、小規模の成長会社と、その会社の役員的能力を必要としている大会社が合併した場合には、経営者の継続性があるとされる<sup>60</sup>。

相対的規模の基準については、小規模の会社の持分が結合後の会社の 5% 未満であるときは、持分プーリングと認められなかった。しかしながら、例えば、他の要素が説得力を持ち、他のどのような考えによっても、結合当事会社の規模及び地位がすべての実務目的のため、一定の産業の指導者に持分プーリングを全く利用しえないような影響を持つとき、取得会社の持分が 95% を超えても、つまり小規模の会社の持分が 5% 未満であっても、多くの場合、持分プーリングを認めるようになり、相対的規模はもはや実質的に重要な基準

---

<sup>58</sup> Sapienza(1961), *op. cit.*, p. 36.

<sup>59</sup> Arthur Anderson & Co., *Accounting and Reporting Problems of the Accounting Profession*, 3rd ed.,(1969), p.76.

<sup>60</sup> Barr, A., "Accounting Aspects of Business Combination," *Accounting Review* (April 1959), p.180.

ではなくなる<sup>61</sup>。

所有主持分の継続性については、各結合当事会社が結合にあたって発行された株式を売却する意図の有無を証拠としている。そして、1933年の証券法に基づいて受け取った株式を登録すること、または、これらの株式を売却する意図を示すその他の証拠によって、株式が売却されるか否かを判断し、持分プーリングか否かを決定した<sup>62</sup>。しかしながら、この方針に対して例外が認められ、かなり幅広い制約内において、結合後株式を売却することが認められた<sup>63</sup>。

このように、SECにおける持分プーリングの条件は次第に緩和されていった。これは、すべての場合の指針として使用する論理的な基準が利用可能ではないため、企業結合を処理することが極めて困難と考えられたためである。したがって、一定期間にわたって、企業結合に関する首尾一貫した方針に従うことはほとんど不可能であった。

#### (5) 優先株式の利用

優先株式を対価とする企業結合を持分プーリング法で処理する場合には、その優先株式は次のような性格をもっている<sup>64</sup>。

- ①議決権付である。
- ②普通株式に転換可能である。
- ③当初定めた転換期日到着まで償還できない。
- ④減債基金の規定がない。

このような性格を持っている優先株式は普通株式に極めて類似するため、所有主持分の継続性の基準に適用するものと見なされた。しかしながら、優先株式を発行して持分プーリングとして処理された企業結合において、必ずしもこうした性格を持つ優先株式のみが発行されたわけではない。議決権がない、または議決権を制限されている優先株式、議決権はあるが転換可能ではない優先株式が発行され、これらの場合にも持分プーリングとして処理されている。ARB 第 48 号によって優先株式を発行する結合が持分プーリングとして認められるためには、その優先株式は普通株式と類似的な性格を持つことが必要とされ

---

<sup>61</sup> *Ibid.*, p. 176.

<sup>62</sup> Rappaport, L. H., "Accounting at the SEC," *New York Certified Public Accountant* (1959), p. 450.

<sup>63</sup> Barr, *op. cit.*, p. 76.

<sup>64</sup> Fisch and Mellman, *op. cit.*, p. 43.

た。Fisch and Mellman は、優先株式を発行する結合が持分プーリングとして認められるための論理的な基準として、優先株式が普通株式の代替物である程度を挙げ、普通株式への転換可能性を最も重視している<sup>65</sup>。これに対して、Sapienza は優先株式に議決権があり、あるいは転換可能であれば、ARB 第 48 号のような厳格な解釈を要求する必要はほとんどないと、議決権の有無を基本的に重視している<sup>66</sup>。

転換優先株式の利用による結合が、持分プーリングとして認められるとすれば、転換社債が用いられる場合も持分プーリングとして認められるかどうかの問題になる。Fisch and Mellman のように、普通株式への転換可能性を持分プーリングの基準とするなら、転換社債を発行した場合も持分プーリングと判定することが可能である。しかし、転換社債はそれ自体株式ではないし、議決権もないから、転換社債の発行による結合を持分プーリングとして処理していた例は見られないようである<sup>67</sup>。

#### (6) 現金の利用と部分プーリング・部分パーチェス

企業結合に際して、結合会社が被結合会社の株式または資産と交換に、現金を交付することも行われる。こうした企業結合が持分プーリングかどうかを決定する場合、基本的には、金額と時期の 2 つが問題とされる<sup>68</sup>。金額については、結合に際して交付される金額が比較的小さいとき（全体的に 10% 以下）は、その結合は 100% 持分プーリングと見なされる。こうした少額の金銭の交付は、合併に反対する株主の株式を買い取る場合など、合併を成功させるために行われる。また、普通株式相互の交換とともに、結合取引の一部として被結合会社の優先株式を現金で償還することが行われる。この場合には、相対的に多額の現金が用いられる。しかし、この現金の利用は普通株式を現金で取得するのと異なり、所有主持分の継続性を損なうものではないから、持分プーリングの資格がないと見られていない。

現金交付の時期は、現金が結合に先立って、被結合会社の株式の一部を取得するときに使われたのか、それとも結合のときに使われたのかを意味する。企業結合のため、他社の株式を一部ずつ取得して結合することは段階別取得、1 回で 50% を超える株式を取得して結合することは一括取得と言われる。これらの取得における支払対価は、現金に限定され

---

<sup>65</sup> *Ibid.*, pp. 43-44.

<sup>66</sup> Sapienza(1962), *op. cit.*, p. 268.

<sup>67</sup> Fisch and Mellman, *op. cit.*, p. 44.

<sup>68</sup> *Ibid.*, p. 44.

るものではない。

段階別取得において、他社の株式の一部を現金で取得した場合には、取得株式はパーチェスで処理される。そして、被取得会社の残余の株式を、取得会社の株式と交換で取得して結合した場合には、株式結合の部分を持分プーリングとして処理するのが一般的である<sup>69</sup>。このように、1つの企業結合において、一部はパーチェス、一部は持分プーリングとして処理される企業結合は、部分パーチェス・部分持分プーリングと言われる。

#### (7) 自己株式の利用

持分プーリングにおいて、結合会社が結合前に自己株式を現金で購入し、結合に際して被結合会社の株主に交付する株式の全部または一部として、この自己株式を利用することも多くなっている。

企業結合を持分プーリング法として処理するために、自己株式を現金で取得し、この自己株式を結合に際して使用することは、結果的に現金を使用する結合と同じであり、そこで、ARB 第 48 号ではパーチェスとして処理されることになる。しかし、1962 年頃から、会計士は自己株式の使用による企業結合に対して、持分プーリング法の適用を認め、1960 年代の中頃になると会計士も SEC もこれを問題として指摘するようになった。1965 年 10 月の APBO 第 6 号においては、自己株式を利用する企業結合に持分プーリング法の適用を認めるが<sup>70</sup>、同時に、持分プーリングを行うために交付される自己株式は、新たに発行されたかのように処理されなければならない、そして、その原価は、株式の消却のために適切に会計処理されなければならないと述べられている。

自己株式による結合を持分プーリングとして承認することは、取得した自己株式を消却し、企業結合のために新たに未発行株式が発行されたことと結果的に同じであるという論理に基づいている<sup>71</sup>。しかし、それは取引の実態ではなく、現金で取得したことと同じく現実的な考え方である。なぜなら、こうした行為は、直接現金で結合すれば、パーチェス法として処理され、のれんが計上されるので、これを避けるために行われるからである。また、取得した自己株式の金額が、結合に際して発行される株式の総額と比較して極めて小さければ、自己株式を結合に際して使用しても、所有主持分の実質的変化がないと考え

<sup>69</sup> Rappaport, *op. cit.*, pp. 528-529.

<sup>70</sup> Accounting Principles Board (APB), *APB Opinion No.6, Status of Accounting Research Bulletins* (1965), para. 12c.

<sup>71</sup> Lauver, R. C., "The Case for Pooling," *Accounting Review* (January 1966), p. 74.

られ、その結合は持分プーリングとして処理されている<sup>72</sup>。

#### (8) 合併反対者と非支配株主持分

株主の一部が合併に反対する場合、所有主持分の継続性の点から見ると、合併反対の株主が株主総数中どの程度占めるかは、その合併を持分プーリング法として処理するか、パーチェス法として処理するかを決定する要素となる。実際には、反対株主は5%くらいで、持分プーリング法に影響を与えていない。しかし、反対株主が約16%存在しても、持分プーリングとして処理している企業結合の例もある<sup>73</sup>。

これと同じような問題は、被結合会社が結合後子会社として存続し、結合会社が被結合会社の株主を100%取得できなかつたので、被支配株主持分が存在する場合がある。非支配株主持分が存在し、結合後、結合会社がこの非支配株主持分を現金で取得する場合、この取引をどのように処理するかが問題になる。結合会社が被結合会社を子会社として取得した場合、1つの会計実体を形成しているのであるから、非支配株主持分を結合後現金で取得することは、結合とは個別の取引であり、それは一種の自己株式の取得として処理するのが論理的である。しかし、Fisch and Mellmanは、実務上、現金と株式とが個別の取引において使われる場合には、部分パーチェス・部分プーリングとして処理しているのだから、結合後、非支配株主持分を取得する場合にも、部分パーチェス・部分プーリングとして処理するのが優れていて、いっそう論理的であると主張する<sup>74</sup>。

#### (9) 株式の売却・消却

ARB第48号には、所有主持分の継続性の判定基準として、被結合会社の出資者に発行した株式の相当部分を、消却する計画また意図及び取決めがないことを挙げている。これは、被結合会社の株主の所有主持分がすべて結合会社において継続しなくても、所有主持分の継続があったものと見なされるならば、持分プーリング法として処理されることを意味する。このことはまた、ARB第48号において持分プーリングの定義で、所有主持分の実質的全部と規定しているところから明らかである。したがって、この場合、被結合会社の株主に交付した株主のうち、どのくらいまで消却する計画があれば、持分プーリング法として処理することが認められるかが問題になる。実務上、一般的に使われている基準は、計画された株式売却の割合が被結合会社の株主に交付された株式の25%であり、これを超

<sup>72</sup> Fisch and Mellman, op. cit., p. 45.

<sup>73</sup> *Ibid.*, p. 45.

<sup>74</sup> *Ibid.*, p. 46.

えなければ、その取引は普通に持分プーリングと見なされている。

#### (10) 条件付対価

結合に際して、結合後の会社の将来の業績や株価、または被結合会社が結合後の会社において占める業績の割合によって、被結合会社の株主に結合後の追加的株式や現金、その他の対価を交付するという取決めをすることがある。この対価は条件付対価と言われる。AICPA の調査によれば、買収に関連して発行されるべき追加株式は、1969 年に 60 件見られる<sup>75</sup>。この対価の取決めは、対価が株式の場合には、持分プーリングの理念と矛盾するものと考えられていない。しかし、その取決めが株式ではなくて、現金で交付する場合は異なると考えられる。というのは、条件に基づいて結合後現金を交付することは、本来結合時に支払うべき現金の支払いを繰延べることであり、結合に際して被結合会社は、持分プーリング法ではなくパーチェス法と判定されるからである。

#### (11) 相対的議決権

ARB 第 48 号における所有主持分の継続性の判定基準には、議決権の継続性が含まれる。この相対的議決権は、結合契約に際して決定される。このため、実務においては、相対的議決権の維持というのは、何らかの重要な問題を生じさせる。相対的議決権は、結合契約における多くの要素の 1 つとして、量的・質的に結合契約の過程において決定される。したがって、例えば、議決権がない株式、議決権が制限されている株式、異常に高額の額面金額を持つ優先株式を使用するといった、極めて人為的な非現実的な議決権の割合でなければ、相対的議決権によって持分プーリング法適用しないことは、一般的にはなかった<sup>76</sup>。

---

<sup>75</sup> American Institute of Certified Public Accountants(AICPA), *Accounting Trends & Techniques*, 25th ed.(1971), p.37.

<sup>76</sup> Fisch and Mellman, *op. cit.*, p. 47.



## 第4章 持分プーリング会計の発展

### 1. 持分プーリング発展の状況

1950年にARB第40号において、持分プーリング会計は初めて正式に認められ、会計実務において次第に普及し、1957年からその普及のスピードが著しく速くなる。下記の図表4-1と図表4-2は1950、60年代における、米国の主要企業が対象としての企業結合会計実務のデータである。

図表 4-1 1950年代における企業結合会計の実務

| 年度         | 持分プーリング法の<br>件数 | パーチェス法の件数 | 持分法の割合 |
|------------|-----------------|-----------|--------|
| 1949—1952年 | 26              | 54        | 33%    |
| 1954—1956年 | 36              | 55        | 40%    |
| 1958—1960年 | 89              | 66        | 57%    |

出所：Wyatt, A, R., *A Critical Study of Accounting for Business Combination*, AICPA, Accounting Research Study No.5(1963), p. 27 から作成。

図表 4-2 1960年代における企業結合会計の実務

| 年度    | 持分プーリング法の件数 | パーチェス法の件数 | 持分プーリング法の割合 |
|-------|-------------|-----------|-------------|
| 1960年 | 67          | 66        | 51%         |
| 1961年 | 52          | 48        | 52%         |
| 1962年 | 31          | 36        | 47%         |
| 1963年 | 45          | 97        | 32%         |
| 1964年 | 67          | —         | 100%        |
| 1965年 | 84          | —         | 100%        |
| 1966年 | 107         | —         | 100%        |
| 1967年 | 144         | 116       | 55%         |
| 1968年 | 184         | 190       | 49%         |
| 1969年 | 185         | 195       | 49%         |

出所：AICPA, *Accounting Trends & Techniques*, 15th ed.-25th ed.から作成。

図表 4-1 及び図表 4-2 から、1957 年以降企業結合会計において持分プーリング会計を用いる企業が大幅に増加していることが窺える。Sapienza は 1950 年代を持分プーリング形成の時期と呼んでいる<sup>77</sup>。そして、1960 年代になると、コングロマリット結合の増加に伴って、持分プーリング会計はあっという間に利用されることになる。

こうした持分プーリング会計発展の背景には、1960 年代の米国においては、企業結合に際して 1 株当たり利益に与える影響の重視がある。1 株当たり利益は社外普通株式 1 株当たりの純利益であり、会社の現在及び将来の市場価値、将来の配当、並びに経営者の経営業績評価の指標として、投資家が投資意思決定をするときに用いられる。企業結合に際して、この 1 株当たり利益が重視されるのは、企業結合が企業の成長のために行われ、その成長の状態を維持する手段として、株価収益率を利用しての結合を行うからである<sup>78</sup>。株価収益率は、株価と 1 株当たり利益の関係を表し、株価を 1 株当たり利益で割って計算される比率である。それは、現在の 1 株当たりの報告利益に対して、市場によって現在支払われ

<sup>77</sup> Sapienza (1962), *op. cit.*, p. 263.

<sup>78</sup> Van Pelt III, *op. cit.*, p. 17.

ている価格を表す。このため、利益の成長率が高い株式は、株価収益率が高くなる傾向がある。1株当たり利益の伸びが相対的に高い株式の株価は、相対的に上昇率が高いことが実証されている<sup>79</sup>。

基本的には、取得会社は1株当たり利益を高めるため、1株当たり利益が相対的に低い被取得会社の株式を普通株式で発行して取得する。こうした場合、持分プーリング会計で処理すれば、被取得会社の勘定を修正する必要がないから、被取得会社の利益は自動的に取得会社の1株当たり利益を高めることになる。とくに、1960年代の後半においては、コングロマリット結合は企業結合の割合が高く、それは証券市場の投機を利用された結合で、将来その株式を要求し、損失が生ずれば、一定の対価の支払いを保証することが多かった。このように、形成される証券価値のインフレは営業利益の増加が要因ではなく、1株当たり利益や将来一定の価値で株式を要求するオプション価額の上昇によって人為的に案出されたものである<sup>80</sup>。しかも、株価の高騰は企業の購入価額の高騰を招き、もはやこうした結合はできなくなり、これまでほとんど投資家が見向きもしなかった公開成長会社の株を取得し、その株価をいっそう高めることになる<sup>81</sup>。

営業活動による利益の増加を図るため、企業結合が慎重に行われることは稀であるともいわれ、重点は財務諸表に直接影響を与え、普通株式の価格をできるだけ高めることに置かれる<sup>82</sup>。つまり、コングロマリット結合では、持分プーリング会計が最も利用される会計方法であり、持分プーリング会計はコングロマリット結合に大きな貢献をしたのである。Langerによれば、「会計は合併の変数である。産業における多くの企業の財務諸表とともに、事例研究において観察した行動は、合併の意思決定について、1株当たり利益を与える合併の予想インパクトに基づくプラグマティックなアプローチが、多くの企業の行動方法の妥当な記述であるという強力な証拠を提供する。会計が合併の決定に影響を与えることは明らかであるから、合併会計の問題を解決するため、会計職業人によるどのような努

---

<sup>79</sup> Murphy, J. E., Jr., "Earnings Growth and Price Change in the Same Time," *Financial Analysts Journal* (January 1968), p. 97.

<sup>80</sup> Van Pelt III, *op. cit.*, p. 16.

<sup>81</sup> Briloff, A. J., "The "Funny-Money" Game," *Financial Analysts Journal* (May 1969), p. 79.

<sup>82</sup> Shuckett, D. H., H. J. Harlan, J. Brown and E. J. Mock. *Financing for Growth* (American Management Association, 1971), pp. 114-115.

力も、この事実を認めなければならない」<sup>83</sup>と考えられる。

## 2. 持分プーリング会計発展の理由

武田によれば、企業の経営者にとって持分プーリング法がパーチェス法より人気になった理由は次の6つである<sup>84</sup>。

- ①企業結合を行うとき、結合会社が被結合会社から受け入れる資産の公正価額は、その帳簿価額を上回るときは、もしその企業結合をパーチェス法として処理すれば結合後の当事会社の減価償却費などの費用が大きくなり、したがって結合後純利益は結合前の2つ当事会社の純利益の合計額より小さくなり、1株当たり利益の低下をもたらすことになる。（資産再評価の回避）
- ②企業結合を行うとき、取得会社の買収対価が被取得会社の純資産の公正価額より上回る部分はのれんである。持分プーリング法においてのれんは計上されないが、一方パーチェス法においてのれんは計上され、これを償却すれば、結合後の会社の1株当たり利益の低下をもたらす。（のれん計上の回避）
- ③持分プーリング会計においては、結合当事会社の資産・負債・資本はそのまま帳簿価額で計上されるので、被結合会社の利益は結合会社の利益に加算され、結合会社の利益を膨張させ、1株当たり利益を高めることになる。また、企業結合後、結合による取得資産を売却することによって、インフレによる多額のインスタント利益を計上することができる。（取得資産の売却によるインスタント利益の計上）
- ④株式の交換による企業結合は、被結合会社の株主が結合会社の株式を取得しても、税法上、その株式を売却するまでは課税されない。（税法上の有利性）
- ⑤持分プーリング会計においては、結合当事会社の利益剰余金が結合され、利益の分配に際して配当に利用できる金額を減じない。（分配可能利益の有利性）
- ⑥持分プーリング会計においては、結合当事会社の利益が加算されるから、年度決算のとき、当該年度の損益計算書に多額の利益を計上できるようになる。（会計報告の有利性）

以下において、それぞれの理由について解説する。

---

<sup>83</sup> Langer, R. D., *Account as a Variable in Mergers* (Arno Press, 1978), p. 205.

<sup>84</sup> 武田安弘『企業結合会計の研究』（白桃書房、1982）、141-142頁。

### (1) 資産再評価の回避

企業結合時パーチェス法で処理する場合に、取得会社が被取得会社より受け入れた資産は取得時における公正価額で計上されなければならない。そこで、取得会社が受け入れた固定資産の公正価額が被取得会社の帳簿価額より上回る際には、結合後における減価償却費は、結合前各当事会社の減価償却費合計額より大きいことになる。この被取得会社の固定資産公正価額と帳簿価額の差額が大きくなると、結合後の利益は小さく計上されることになる。逆に、受け入れる資産の公正価額が帳簿価額を下回る場合には、結合後の会社の費用が抑えられるので、利益は多くなる。しかし、1960年代の米国においては、企業の成長政策とインフレーションのため、あるいは保守主義的な減価償却政策によって、結合に際して取得した資産の公正価額は、その帳簿価額を上回る場合が多かった。Spacekは、持分プーリングが正式に取り上げられるようになった1945年頃の状況と1960年代後半の状況とは異なるとし、1945年頃においては資産の公正価額が帳簿価額と異なる確率は実質的にゼロであり、持分プーリング会計が認められるようになった当初においては、物的資産の再評価についての関心はなかったとしている<sup>85</sup>。

これに対して、持分プーリング会計は、結合当事会社の資産・負債・資産をそれぞれの帳簿価額で結合し、結合会社と業績のよい被結合会社を結合すれば、被結合会社の利益を結合会社の利益に加えることになり、結合後の会社の利益を高めることになる。実際に、1960年代の企業結合においては、巨大会社による中規模会社・大会社の吸収が中心である。そして、多くの製品分野で、また多くの高度集中業種において主導的地位を占めていた大会社が多数吸収されている。図表4-3は結合会社Aと被結合会社Bの合併後の損益計算書であり、持分プーリング法またはパーチェス法で処理する場合の、それぞれの合併後の損益計算書を示している。

---

<sup>85</sup> Spacek, *op. cit.*, p. 40.

図表 4-3 持分プーリング法とパーチェス法の比較

| 合併後の損益計算書 |             | (単位：ドル)     |
|-----------|-------------|-------------|
|           | 持分プーリング法    | パーチェス法      |
| 売上高       | 219,400,000 | 219,400,000 |
| 売上原価      | 143,100,100 | 144,300,000 |
| 販管費       | 45,388,000  | 45,638,000  |
| のれん償却     | —           | 300,000     |
| 合計        | 188,488,000 | 190,238,000 |
| 税引き前利益    | 30,912,000  | 29,162,000  |
| 法人税       | 15,456,000  | 14,731,000  |
| 純利益       | 15,456,000  | 14,431,000  |

出所：武田安弘『企業結合会計の研究』（白桃書房、1982）、41 頁。

実際売上原価のところ、パーチェス法で処理する場合、被結合会社 B が有していた棚卸資産の公正価額と帳簿価額には 1,200,000 ドルの差額が生じ、売上原価もその差額に影響された。また、パーチェス法によれば、被結合会社 B が持っている建物あるいは備品などの固定資産の公正価額と帳簿価額の差額は、その差額分の減価償却費を販管費に算入することになる。さらに、持分プーリング法では企業結合時にのれんは計上されないが、パーチェス法ではのれん償却で 300,000 ドルの差額が発生した。この 3 つの点で、持分プーリング法ではなくてパーチェス法で処理すると、合併後の損益計算書の純利益が低下する結果を招くことになる。

## (2) のれん計上の回避

企業結合時、のれんが計上されない点は持分プーリング法の発展に大きな影響を与えた。それはのれんが、持分プーリング法においては計上されないが、パーチェス法においては計上され、しかも相当の額が計上されることになるからである。

のれんは、取得会社が被取得会社またはその株主に対して、取得会社の株式または現金などの対価物を提供し、その支払対価が被取得会社より受け入れた純資産の公正価額を上回る部分である。実際上しばしば、取得会社が被取得会社より受け入れる資産は被取得会

社の帳簿価額で計上され、のれんは取得の支払対価が被取得会社より受け入れる資産の帳簿価額を上回る金額として捉えられる<sup>86</sup>。この場合、のれんは被取得会社より受け入れる資産の公正価額と帳簿価額の差額になる。のれんには本来、他の資産の金額として計上すべき部分も含まれる。したがって、この場合の取得資産の金額は、のれんを除いて、持分プーリング法によるときと同じになり、持分プーリング法とパーチェス法の相違点はこのれんについてのみ問題になる。

企業結合においては、取得会社が被取得会社またはその株主に提供する株式は、一般的に結合契約日またはこれに近い日における平均株価、または終値に基づいて測定される<sup>87</sup>。1960年代には、株式の市場価額は高騰する傾向があり、被取得会社から受け入れた純資産の公正価額と帳簿価額の差が大きく、多額ののれんが計上されることになった。それは被取得会社が高騰な市場価額の下で、受け入れる資産の公正価額が膨大になり、のれんとして計上される金額はあっというまに多くなった。Spacekは1950年と1969年における主要な500会社中から60社を抽出し、各社ののれんのコストとのれん以外の総資産の帳簿価額と倍率を調査している<sup>88</sup>。この調査によれば、60社ののれんのコストは、1950年では14,820百万ドルであるが、1969年にはその8倍に増加し、119,035百万ドルになった。また、のれん以外の総資産の帳簿価額に対する倍率は、1950年に最高倍率3.75で、大部分の倍率は1.5以下になり、それに対して、1969年には最高倍率9で、半分の会社が1.5以上になっていた。

こうした多額ののれんが償却されれば、結合後の当事会社の償却費は著しく増加し、1株当たり利益は低下をもたらすことになる。しかも、米国では、のれんの償却費は税法上損金に算入できないから、のれんの償却により利益が小さくなり、課税所得は小さくならず、法人税は減少しない。このため、のれんの償却費と法人税の二重負担で、税引後の利益が減少することにより、当事会社の株主に分配できる利益は著しく低下することになる。

したがって、企業結合がパーチェス法で処理すれば、多額ののれんが計上され、1株当

---

<sup>86</sup> Harmon, D. P., Jr., "Pooling of Interests: A Case Study," *Financial Analysts Journal* (March 1968), p. 84.

<sup>87</sup> Eiteman, D. S., *Pooling and Purchase Accounting*, Bureau of Business, Research, Graduate School of Business Administration (University of Michigan, 1967), p. 14.

<sup>88</sup> Spacek, *op. cit.*, p. 48&54.

たり利益を高めることができないことになる。それだけでなく、多額ののれんを計上することは、取得会社が受け入れた純資産をその帳簿価額または公正価額より法外に高い価額で購入したという悪い印象を与えることになる<sup>89</sup>。このため、パーチェス法により多額ののれんを計上することは嫌われ、のれんが将来の利益に大きい影響を与えるとき、結合取引をパーチェス法で処理すれば、企業結合は成功しないと見られてしまう<sup>90</sup>。

これに対して、持分プーリング法は、結合当事会社の資産・負債をそのまま帳簿価額で結合し、のれんを計上しない。また、のれんの性格及び会計処理については多くの議論があり、証券アナリストその他の金融界から批判を受けている<sup>91</sup>。持分プーリング会計ではのれんは計上されないから、のれんの性格や償却の問題を避けることができる。こうしたのれんの計上を避けることが持分プーリング会計適用の主な動機になっている。会計士やSECが持分プーリング会計を認めた背景には、こうしたのれんに対する配慮があった<sup>92</sup>。

### (3) 取得資産の売却によるインスタント利益の計上

持分プーリング会計においては、取得会社が被取得会社の取得資産は帳簿価額で計上されるから、取得会社はインフレによる含み利益を有することになり、結合後利益が小さいとき、企業結合時取得した資産を売却することによって、結合後利益が高めることができる。このように、会計操作によって、得られる利益は、インスタント利益と言われる。図表4-4はBurtonが123社の取得資産の売却によるインスタント利益の計上程度を表す調査結果である。

---

<sup>89</sup> Burck, G., "The Merger Movement Rides High", *Fortune* (February 1969), p. 82.

<sup>90</sup> Rappaport, L. H., *SEC Accounting Practice and Procedure*, 3rd ed. (Ronald Press, 1972), pp. 21-24.

<sup>91</sup> National Association of Accountants (NAA), *Financial Reporting for Security Investment and Credit Decisions*, NAA Research Studies in Management Reporting No.3 (1970), p. 260.

<sup>92</sup> Wright, R. F., "Corporate Mergers, Acquisitions and Divestitures," *New York Certified Public Accountant* (January 1967), p. 25.



図表 4-4 取得資産の売却によるインスタント利益計上の状況

|                | 持分プーリング法 | パーチェス法 | 全体    |
|----------------|----------|--------|-------|
| 取得資産を売却した会社の割合 | 17.3%    | 15.6%  | 16.2% |
| 売却した取得資産の割合    | 8.6%     | 19.9%  | 13.1% |
| 売却益による利益の増加率   | 3.2%     | 2.7%   | 3.0%  |

出所：Burton, J. C., *Accounting for Business Combination*, the Research of Financial Executives Institute (1970), p. 44.

この調査結果によれば、123社のうち16.2%が結合後に取得資産を売却していることがわかっている。こうした取得資産の売却がもたらす利益は、結合後最初年度に純利益を3%増加させると見られている。また、結合時に持分プーリング法で処理するかとパーチェス法で処理するかとでは、取得資産の売却による結合後の当事会社の純利益増加について大きな差異はなかった。

一方で、パーチェス法で処理する場合には、取得会社が持っている19.9%の取得資産を売却すると、結合後の利益は2.7%増加するという結果がある。それに対して、もっとも効果がある持分プーリング法では、取得会社が持っている8.6%の取得資産を売却すると、結合後の利益は3.2%増加することになる。持分プーリング法の効果はパーチェス法と比較して、倍になることが見て取れる。それは、企業結合時にパーチェス法で処理すれば、取得資産は公正価額を評価し、取得資産を売却するときの差額が小さくなるからである。例えば、持分プーリング法で、売却した取得資産の帳簿価額と売却した時価は100万円の差額があり、その代わりにパーチェス法で、売却した取得資産は結合時公正価額で評価し、50万円の差額を認識し、それで、売却した取得資産の帳簿価額（公正価額を評価して入れ替え）と売却した時価は50万円の差額しかない。このインスタント利益の計上は、米国の会計実務における持分プーリング会計の利用に対して、利益インフレの手段であるとしてもっとも批判する点の1つである。

#### (4) 税法上の有利性

米国においては、企業結合を行うとき、支払対価が現金で支払われる場合には、その結合がパーチェス法で処理されることについてほとんど議論はないが、支払対価が株式利用の場合には、その結合を持分プーリング法で処理するか、それともパーチェス法で処理す

るかが問題になる。内国歳入法では、株式の交換による結合の場合には、結合会社は被結合会社の資産を帳簿価額で引き継ぐことが認められる。これが会計実践に反映しているため、株式の交換による企業結合は持分プーリング法で処理するのが適当だという考え方が強い。つまり、持分の継続性が非課税リオーガニゼーションの本質になる<sup>93</sup>。

また、内国歳入法では、被取得会社の株主が企業結合によって取得した取得会社の株式を売却するまでは課税されない。第二次世界大戦後、法人税の課税標準が大幅に引き上げられたため、税法上非課税となる結合が利用されるようになった。このため、自己の企業を売却したい者、とくに業績がよい会社の所有者は、引退に際して、こうした税法の規定を利用し、現金ではなく買手の株式を希望した。したがって、税法は、これらの会社を大規模な会社へ結合させるように促進し、持分プーリング会計の発展をもたらしたことになる。また、税法はのれんの償却は損金に算入することを認めないこと、被結合会社の所有者の相続税を軽減し、所有者に対する分配には資本利得税を課税すること、営業損失の繰延べを認めているため、企業結合時に持分プーリング会計に対する強い動機を与える。したがって、ARB 第 40 号が持分プーリング会計を認めることは、結果的に、税法と会計の差異を調整したものと見ることができる。

このように、持分プーリング会計は決算報告書上の利益を多くし、財務政策的に有利であるため広く普及した。結合の会計処理が財務政策的に決定されるため、結合形態、したがって結合の会計処理は、結合交渉の要件とされ、受入純資産の取得価額がその帳簿価額より低いときは、パーチェス法で処理されることになる。

#### (5) 分配可能利益の有利性

企業結合時にパーチェス法で処理すれば、被取得会社の利益剰余金は取得会社に引き継がれない。したがって、結合後の当事会社の利益剰余金は取得会社の利益剰余金部分だけである。この場合、結合によって被取得会社の株主を受け入れると、1株当たり利益剰余金は減少することになる。これに対して、企業結合時に持分プーリング法で処理した場合には、被取得会社の利益剰余金をそのまま引き継ぐことができるので、結合後の当事会社の利益剰余金は取得会社の利益剰余金と被取得会社の利益剰余金を合算することになる。したがって、持分プーリング会計では利益の分配に際して配当に利用できる金額が減少しない。しかし、利益剰余金の引継ぎは必ずしも重視されていない。例えば、Eigen は、持

---

<sup>93</sup> Eiteman, *op. cit.*, p. 85.

分プーリングでは、被結合会社の利益剰余金はふつう大きくなく、配当について法的制約を受けるため、重要な意味を持たないと考えている<sup>94</sup>。

#### (6) 会計報告の有利性

持分プーリング会計は、資産の再評価とのれんの計上を回避することによって、会計報告書の利益及び1株当たり利益を高めることになる。業績がよい他の会社を結合することによって、取得会社の利益に被取得会社の利益を加え、当該年度において多額の利益を得たように、財務諸表に示すことができる。のれん計上の回避とともに、こうした結合後の報告利益や1株当たり利益を高めるように利用される。

成長を享受しない企業の場合には、利益のてこ入れの利点を達するのと同様な手段として、転換優先株式を発行して、後日普通株式に転換することを利用して結合が行われた。普通、被取得会社の利益は優先配当より大きいから、他の事情が変わらなければ、取得会社の1株当たり利益は優先配当後に残る利益の部分だけ高くなる。すなわち、優先株式を含む企業結合において、パーチェス法か持分プーリング法かの選択は、所有主持分の継続性ではなくて、主として、結合後の財務諸表に対してもっとも好ましい影響を与える方法に基づいていることである<sup>95</sup>。

### 3. 1960年代の企業結合会計の諸問題

企業結合は企業集中の手段であり、企業の歴史における重要な事象である。それは、企業の規模のみではなく、企業経営の同一性、所有構造、法的構造、営業活動や資源の性質、その他多くの重要な側面に大きな変化をもたらす<sup>96</sup>。したがって、企業結合当事会社の利害関係にとって、企業結合がどのように行われ、企業結合によって企業がどのような影響を受けるかを知ることは極めて重要なことである。1960年代後半の米国においては、コングロマリット結合が数多行われ、企業結合会計、とくに持分プーリング会計を利用して、決算報告書に人為的な過大利益が表示された。しかも、こうした会計報告が、公認会計士によって一般に認められる会計原則に従って作成された企業結合の会計報告には問題があり、これを通じて一般に認められる会計原則の妥当性が問題とされた。それは、以下のよ

<sup>94</sup> Eigen, M. M., "Is Pooling Really Necessary?" *Accounting Review* (July 1965), p. 539.

<sup>95</sup> Eiteman, *op. cit.*, p. 95.

<sup>96</sup> Griffin, C. H., T. H. Williams and K. D. Larson, *Advanced Accounting*, 4th ed. (Irwin, 1980), p. 220.

うな企業結合の会計報告の諸問題であり、Burton は、米国における企業結合の会計報告について、これまで問題とされてきた点として、次の3つを挙げている<sup>97</sup>。

- ①企業を適切に分析するために必要十分な開示がなされていないこと。（不十分な企業結合情報の開示）
- ②一般に認められた会計原則の適用は、企業結合における企業の状態と成果について誤った表示をもたらしていることがあること。（利益の過大表示）
- ③会社間において会計方法に一貫性がないこと。（会計処理の非一貫性）

以下において、それぞれの内容について詳しく解説する。

#### 4. 不十分な企業結合情報の開示

##### (1) 被結合会社の結合前の情報開示

企業結合が結合後の当事会社にどのような影響を与え、結合後の当事会社が将来どのように成長するかは、当事会社の利害関係者にとって重要なことである。このため、結合前の会社の営業活動の結果と結合によって生じたことを、明確に区別して報告する必要がある。しかし、公表される財務諸表においては、結合前における被結合会社に関する情報は十分に提供されず、結合によって生じた結果または営業活動の改善による成長が、十分に区別されていない。すなわち、企業結合が持分プーリング法で処理されるときは、結合前の被結合会社は結合後の会社で存続するのであるから、比較の目的ために、当事会社の結合後の基準に基づく過年度の財務諸表が再表示されなければならない。しかし、こうした再表示がなされていないケースがある。また、企業結合がパーチェス法で処理されるときは、企業結合は取得会社による被取得会社の取得と考えられるから、取得会社が結合によってどのような影響を受けるかを知るためには、結合前における被取得会社の業績とプロフォーマ財務諸表の開示が必要である。プロフォーマ財務諸表とは、結合当事会社が結合後に与える影響を容易に知ることができないので、まだ実行されていない結合取引が完成したならばという仮定に基づいて作成される財務諸表である。つまり、プロフォーマ財務諸表は予想されている取引が、どのように影響を与えるかを示す財務諸表である。

プロフォーマ財務諸表は次のように3つの欄を設けて表示することができる<sup>98</sup>。

---

<sup>97</sup> Burton, *op. cit.*, p. 38.

<sup>98</sup> Bedford, N. M., K. W. Perry and A. R. Wyatt, *Advanced Accounting, An Organizational Approach*, 3rd ed. (John Wiley, 1973), p. 652.

①結合当事会社の財務諸表

②結合の過程において生じる変化

③結合を行ったと仮定する場合のプロファーマ財務諸表

プロファーマ貸借対照表は図表 4-5 のようになる。

図表 4-5 プロファーマ貸借対照表

(単位：千ドル)

| 資産     | A 社    | B 社    | 修正     | プロファーマ貸借対照表 |
|--------|--------|--------|--------|-------------|
| 現金預金   | 2,500  | 800    |        | 3,300       |
| 受取勘定   | 12,500 | 3,200  |        | 15,700      |
| 棚卸資産   | 21,000 | 6,000  |        | 27,000      |
| 投資     | 14,000 | —      |        | 14,000      |
| 固定資産   | 42,000 | 12,000 |        | 54,000      |
| のれん    | 2,400  | —      | 22,000 | 24,400      |
| その他の資産 | 3,600  | 800    |        | 4,400       |
| 合計額    | 98,000 | 22,800 | 22,000 | 142,800     |
| 負債・資本  |        |        |        |             |
| 流動負債   | 14,000 | 3,800  |        | 17,800      |
| 固定負債   | 22,000 | —      |        | 22,000      |
| 普通株資本金 | 36,000 | 6,000  | -2,000 | 40,000      |
| 払込剰余金  | 4,200  | 4,000  | 33,000 | 41,200      |
| 利益剰余金  | 21,800 | 9,000  | -9,000 | 21,800      |
| 合計額    | 98,000 | 22,800 | 22,000 | 142,800     |

出所：武田安弘『企業結合会計の研究』（白桃書房、1982）、153 頁。

A 社は B 社に普通株式を交換することにより吸収合併することになる。A 社は B 社の額面 3 ドルの普通株式 2,000,000 株と交換し、額面 5 ドルの A 社の普通株式 800,000 株を交付する。A 社が発行する株式の公正価値は 51.25 ドルである。その他の条件は未決定であるため、パーチェス法によるプロファーマ貸借対照表を作成することにした。しかしなが

ら、米国の会計実務におけるパーチェス法で処理する場合、結合前の会社の開示状況はこうした情報をほとんど提供しない。持分プーリング法で処理する場合でも、十分に情報提供されていない。

### (2) 被結合会社の結合後の情報開示

企業結合が成功するかどうかを評価し、結合後における当事会社の成長を知るためには、利益成長の構成要素と、それが企業内部においてどの程度造出されたかの情報が必要である。このため、米国の財務アナリストは、結合後における被結合会社の結果を知ることに関心を抱く。したがって、彼らは、一般に結合年度及び結合後の年度における被結合会社の資料を求めることにしている。そして、こうした資料がほとんど提供されていないことは重大な欠陥であると考えている。

企業結合の会計報告の問題は、セグメント別報告という一般的な報告問題の一部でもある。1960年代の米国においては、企業結合の主な目的は、将来個別会社として営業する完全な事業を支配・取得することである。被結合会社の結合後の経営活動成果を報告することは、セグメント別報告書を作成することより容易である。それは、個別の会社として事業を営む場合には、セグメント別報告書を作成する場合に生じる結合原価の配分の問題が避けられるからである。しかし、こうした情報を開示する結合会社は極めて少ない。Burtonの調査によれば、結合が行われた年度に、企業結合後、結合年度の純利益に与える影響を開示する会社はわずか11.7%、そのうちパーチェス法で処理する場合に開示する会社は6.7%しかない。1株当たり利益に与える影響を開示する会社はわずか5.9%、そのうちパーチェス法で処理する場合に開示する会社は2.3%である<sup>99</sup>。これらのことは、企業結合の開示に相当な欠点があることを示している。

### (3) 結合対価の開示

米国においては、結合会社が被結合会社の株主に交付する対価には、結合会社が新たに発行する普通株式のみでなく、自己株式、現金、転換優先株式、転換社債、その他の手段が利用される。結合に際してどのような種類の対価が用いられたかを明らかにすることは、企業結合の実態を明らかにする上で必要である。しかし、こうした結合対価は実際には適切に示されていない。Burtonの調査によれば、企業結合を持分プーリング法で処理する場合には、結合対価はほとんど開示されていない。また、企業結合をパーチェス法で処理す

---

<sup>99</sup> Burton, *op. cit.*, p. 41.

る場合には、結合対価を開示するのは28%のみである<sup>100</sup>。さらに、企業結合を容易にするため、結合後の状況によって、追加的対価を支払うという条件付の結合が時々行われる。こうした追加的な対価の交付を必要とする条件付支払いは、利害関係者にとって重要な手段である。これについては、適切な開示がなされている。

持分プーリング会計では、企業結合は当事会社そのまま結合されたものとする。したがって、結合対価の額は関係ないため、企業結合が持分プーリング法で処理される場合には、結合に際して発行される株式の市場価値額は開示されない。しかしながら、持分プーリング会計においても、企業結合は各当事会社及びその株式を評価することで行われるのであるから、結合の実態を評価するために、株式の市場価値額の開示は重要なことである。また、米国では1つの会社が1年間に多数の結合を行うことが時々ある。こうした場合、被結合会社が大規模ではないとき、公表財務諸表に企業結合に関する事項を詳細に開示することは実際的ではないという理由で、限られた開示または全く開示しないことがある。

#### (4) プロフォーマ財務諸表の表示方法

持分プーリング法においては、企業結合によって新しい会計主体は創造されないと考えるため、結合後の企業を分析するために過去の財務諸表が再表示されなければならない。しかし、こうした財務諸表は分析目的のために開示される財務諸表であって、現実の結合後の会社の歴史的財務諸表ではない。ところが、実務においては、結合後の会社の過去の財務諸表として示されている。各当事会社は、結合前は個別会社であり、これを結合前から結合しているかのように示すことは適切ではない。

## 5. 利益の過大表示

### (1) インスタント利益の計上

米国の企業結合会計実務について、もっとも批判される点の1つは、結合会社が企業結合によって取得した被結合会社が結合前に保守的な処理などにより極めて低い歴史的原価で計上している資産を、結合後売却して利益を得て、こうした資産の売却による利益を結合後の企業の利益として表示したことである。その主な批判は、実務において企業結合が持分プーリング法で処理される場合に、結合会社は被結合会社より取得した資産を被結合会社の帳簿価値のままで計上するが、交付株式を取得資産の公正価値額を反映するような市

---

<sup>100</sup> *Ibid.*, p. 41.

場価額で発行したことである。また、企業結合がパーチェス法で処理される場合にも、取得資産を公正価額で適正に記録しないことがある。

こうしたインスタント利益は、企業結合に際して被結合会社から受け入れた資産が帳簿価額で記録されたために生じたものであり、この利益は本来結合前の被結合会社の利益と考えられるものである。これを結合後の会社の利益として計上することは、結合後の会社の経済的成果を混乱させることになる。しかし、受け入れた資産の売却による利益の計上は、利益操作の手段として利用されることになるとしても、結合とは別の行為であり、こうした利益を特別利益として、営業活動を評価する経常利益と区別して表示するならば、この問題は解決できる。むしろ、問題は受入資産が帳簿価額で記録されることである。結合対価が受入資産の公正価額を含む価額で交付されるならば、受入資産は公正価額で記録されなければ一貫しない。つまり、持分プーリング会計は企業結合時には結合取引の実態を示さない。そのため、インスタント利益及び資産隠しという問題が生じる。

米国の企業結合会計において、濫用として批判されているもう1つの問題は、会計年度終了後あるいは会計年度の末期に企業結合を行って、持分プーリング法で処理すれば、結合年度における結合会社の利益に被結合会社の利益を加えて示すことができる会計実務である。この批判においては、会計年度が終了後に企業結合をして、被結合会社の利益を結合年度直前の会計年度の報告利益に含めていることになる。というのは、たとえ企業結合が財務諸表を公表する前に行われても、会計年度終了後行われたものは、結合直前の年度の財務諸表に含めてはならないからである。

こうしたインスタント利益の計上は、経営者が投資者の期待に応じて、経営活動により稼ぐ利益ではなく、株価収益率が低い会社を持分プーリング会計によって結合し、市場が期待している1株当たり利益目標を達成するために行われる。Burtonの調査によれば<sup>101</sup>、持分プーリング会計の28%が決算期日から3カ月以内に行われ、18%が会計年度終了後で財務諸表公表前に行われた。そして、後者の4分の3が結合直前の会計年度の財務諸表に被結合会社の利益を遡及して含めていた。持分プーリング会計が会計年度末期に行われた場合の利益に対する影響は明らかではないが、会計年度終了後に行われた場合には、一般に10%以下の純利益を増加することになり、極端な場合、純利益が50%増加する例もある。1株当たり利益に与える影響は、2%以下の増加はもっとも多いことがわかっている。

---

<sup>101</sup> *Ibid.*, pp. 44-45.



このように、会計年度終了後の利益を直前の会計年度の利益に加えたのは、結合後の財務諸表が単なる歴史的事実を示すものではなく、将来の予想を可能にするように過去の事象を意味するよう示すべきであるという、会計士の考えに基づくようである<sup>102</sup>。このため、会計年度終了後で、財務諸表公表前の企業結合は将来にとって重要性があるため表示される。しかし、会計年度終了後の企業結合を財務諸表に表示する場合、これを適切に区分していないため、財務諸表の利用者にとって、誤った判断を下すことになる。また、こうした表示は、当該年度の利益を大きく操作できる可能性を持つことになり、實際上、利益の増加を誇張することが時々行われた。

## (2) 買収会計による人為的成長

企業は営業活動による利益の成長がなくても、他の企業を買収する手段を通して、利益の成長を相当高めることができる。ある企業が期中に他の企業を買収すれば、取得の日から被取得会社の利益は取得会社の利益に含まれることになる。被取得会社が相当大規模である場合には、取得会社の当該年度における純利益は被取得会社の利益を含めることによって、過年度における利益を上回る増加を示すことができる。この場合、取得後の当該年度の利益に取得前の当該年度の被取得会社の利益も含めれば、その年度における取得会社の利益はいっそう増加することになる。図表 4-6 は、Burton が挙げた例に基づいて、期中に企業結合が行われるとき、取得会社に対して報告利益に与える影響を示している<sup>103</sup>。

図表 4-6 期中の結合による取得会社の報告利益

(単位：千ドル)

| 年度 | 取得会社  | 被取得会社       | 取得後の会社 |
|----|-------|-------------|--------|
| 1  | 1,557 | —           | 1,557  |
| 2  | 1,434 | 1,281(7 カ月) | 2,715  |
| 3  | 1,493 | 1,949       | 3,442  |

ある会社は1年度目、企業結合を行わず、取得後の会社の報告利益は取得会社の報告利益のまま1,577,000ドルになる。しかしながら、取得会社は2年度目の6カ月目に企業結合

<sup>102</sup> *Ibid.*, p. 46.

<sup>103</sup> *Ibid.*, p. 47.

を行い、そこで取得後の会社報告利益は取得会社分の1,434,000ドルと被取得会社の7カ月の1,281,000ドルを加えて、2,715,000ドルになる。また、取得後会社の3年度目の報告利益は取得会社の1,493,000ドルに被取得会社の1,949,000ドルを加算し、3,442,000ドルになる。この例において、被取得会社の利益は取得会社の利益に含められ、取得会社の利益は3年間ほぼ一定であるにもかかわらず、しかも被取得会社の利益が2年目から3年目に事実上減少しているにもかかわらず、取得後の会社の利益は増加している。

Burton は、こうした利益の成長を表示することが濫用と見なされるかどうかは、相違の立場から相違する結果になり、株主の見地と営業活動の見地を対比している。そして、取得会社の株主の見地から見ると、被取得会社を取得するために取得会社の資源を利用されるから、こうした利益の成長は適切と見る。しかしながら、営業活動の見地から見ると、それは取得会社の営業活動に基づく利益ではないので、こうした利益を表示することは財務諸表利用者の判断を誤らせることになる<sup>104</sup>。確かに、他の会社を取得することによる利益の成長は、製品需要の拡大によって得られる利益の成長とは異なる。しかしながら、他社を取得することは取得会社の経営過程として行われるものであり、他の会社の取得による利益の成長は取得会社の成長を構成する。しかし、こうした利益の成長は営業活動の改善による利益の成長と性質を異にするので、これらの利益の実態を識別できるような開示方法が必要である。

### (3) 1株当たり利益の人為的成長

1株当たり利益の人為的成長には、以下のような3つのものがある。

#### ① 株価収益率の適用による1株当たり利益の人為的成長

企業結合に際して問題となるのは、営業活動による利益の成長がなくとも、株価収益率が低い会社を結合することによって1株当たり利益を高め、経済的実質を反映しないような1株当たり利益の成長を表示していることである。企業結合による1株当たり利益の変化は、例えば、図表4-7のようになる。

---

<sup>104</sup> Burton, *op. cit.*, p. 48.

図表 4-7 企業結合による 1 株当たり利益に与える影響

(単位：千ドル)

|                     | 結合前    |         | 結合後    |
|---------------------|--------|---------|--------|
| (株価収益率 A>B)         | 取得会社 A | 被取得会社 B | 取得会社 A |
| 純利益                 | 10,000 | 10,000  | 20,000 |
| 株数                  | 1,000  | 1,000   | 1,500  |
| 1 株当たり利益            | 10     | 10      | 13.3   |
| 株価                  | 20     | 10      |        |
| 株価収益率 (株価/1 株当たり利益) | 2      | 1       |        |
|                     | 結合前    |         | 結合後    |
| (株価収益率 A<B)         | 取得会社 A | 被取得会社 B | 取得会社 A |
| 純利益                 | 10,000 | 10,000  | 20,000 |
| 株数                  | 1,000  | 1,000   | 3,000  |
| 1 株当たり利益            | 10     | 10      | 6.7    |
| 株価                  | 10     | 20      |        |
| 株価収益率 (株価/1 株当たり利益) | 1      | 2       |        |
|                     | 結合前    |         | 結合後    |
| (株価収益率 A=B)         | 取得会社 A | 被取得会社 B | 取得会社 A |
| 純利益                 | 10,000 | 10,000  | 20,000 |
| 株数                  | 1,000  | 1,000   | 2,000  |
| 1 株当たり利益            | 10     | 10      | 10     |
| 株価                  | 10     | 10      |        |
| 株価収益率 (株価/1 株当たり利益) | 1      | 1       |        |

取得会社は 1 株当たり利益を高めるため、基本的には、株価収益率の低い被取得会社

の株式を普通株式の発行によって取得する。こうした取得を持分プーリング会計で処理すれば、被取得会社の勘定を修正する必要はないから、被取得会社の利益は取得会社の1株当たり利益を高めることになる。例のように取得会社は株価収益率の低い被取得会社を取得し、1株当たり利益を高めることになり、取得会社は株価収益率の高い被取得会社を取得し、1株当たり利益を低めることになり、取得会社は株価収益率が等しい被取得会社を取得し、1株当たり利益変化しないことになる。

#### ②配当率が低い証券の利用による1株当たり利益の人為的成長

米国においては、普通株式より低い配当率や利子率を有する優先証券は企業結合時の支払対価として時々利用される。こうした証券が企業結合に際して、被結合会社の普通株式と交換に発行されるときは、1966年以前においては、その証券の発行数は1株当たり利益の計算式の分母に含められない。これに対して、分子の利益に含まれる金額は、優先配当額や利子額をはるかに上回る金額であり、その部分だけ普通株式に対する利益が増加し、結合による1株当たり利益が増加することになる。

#### ③投資利益率の過大表示

持分プーリング会計に対して、批判されるもう1つの問題点は、持分プーリング法のもとでは、歴史的な原価主義によって投資利益率が極めて過大に表示されることがある。結合会社と被結合会社は持分プーリング法による結合に際して、結合会社が発行された株式は被結合会社の帳簿価額で記録される。これらの株式の市場価額が極めて高い場合には、結合会社の株主の投資価値は実際上帳簿価額より相当大きい。こうした場合、帳簿価額による高い投資利益率は株主の立場から適切ではない。というのは、市場価額が高いほうの会社の株主は、実際上帳簿価額によれば市場価額に基づく持分について相当の割合を放棄することになるからである。結合会社の株主にとって、結合における真の原価は帳簿価額ではなく、発行された株式の市場価額、または市場価額を基礎として決定された価額であることである。したがって、これを見ると、持分プーリング会計は適切ではないことになる。

#### (4) 結合期日の操作

企業結合の期日を操作すれば、企業結合後の報告利益を高めることができる。ここでは2つの事例を示す。まずは、営業活動が季節変動を受ける会社を、営業活動が最低になる時期に結合を行う場合には、パーチェス法では、取得会社の当該年度の利益には被取得会社の好調期の高い利益のみが含まれる。1株当たり利益の計算は社外株式の平均に基づく

から、財務諸表に示される 1 株当たり利益は、こうした場合には実際の傾向を反映しないことになる。

また、被取得会社が保守主義の下に、棚卸資産を相当に評価損がある場合や貸倒引当金を相当設定している場合がある。パーチェス法では、こうした損失は被取得会社において取得前に記録され、したがって、取得会社にとって全く報告される必要がない。しかし、持分プーリング法では、これらの損失は結合前の年度に記録されるが、結合後の会社においてこれを前期損益修正益として利益を含め、したがって、結合後の会社にとって報告利益を高めることができる。

#### (5) のれんの計上と償却

米国においては被結合会社を買収するときには、交付された株式の価額は、企業結合時における株式の市場価額に基づいて決定される。株式は支払対価として使用され、その市場価額が支払対価の額を決定することにすれば、株式の市場価額がその額面金額を相対的に金額超える場合には、多額ののれんが計上されることになる。このため、取得会社の株式が市場において希少である場合には、高い株価を利用して他の会社を取得し、相当多額ののれんを計上することができる。負債比率が高い会社の一部は、この方法で払込資本を相当増加させる<sup>105</sup>。しかし、株式の市場価額は変動しやすく、株式の市場価額の総額がそのまま取得した企業の価値を表すことには問題がある。むしろ、結合交渉において様々な考え方から十分に検討することによって、会計責任のもっとも適切な証拠を提供される<sup>106</sup>。

負ののれん (negative goodwill) とは、企業結合が行われるときに、支払対価が取得した被取得会社の純資産の公正価額より下回る部分と言われる。負ののれんは、会計実務上、利益に付加して償却している。したがって、取得会社が取得後の利益は、その償却額だけ大きくなるが、この処理は企業結合会計の濫用と考えられる。

#### (6) 結合関連費用の開示

米国においては、企業結合を行うとき、結合に関連する費用の相当多額を結合に際して生じる払込資本から控除する傾向が増大している。しかし、これらの費用は一般的に公表財務諸表にほとんど開示されないで、その控除後の結果だけ示される。AICPA の調査によ

---

<sup>105</sup> Burton, J. C., *Accounting for Business Combination*, the Research of Financial Executives Institute (1970), p.51.

<sup>106</sup> Wyatt, A. R. and D. E. Kieso, *Business Combinations: Planning and Action* (International Textbook Company, 1968), p. 120.

る結合関連費用の開示状況の結果は表6のようになる。図表4-8のようになる、1968－1970年の3年間、結合関連費用を開示していない会社の割合は8割以上である。

図表 4-8 結合関連費用の開示状況

|                  | 1968年 | 1969年 | 1970年 |
|------------------|-------|-------|-------|
| 結合関連費用を開示している会社  | 46    | 41    | 27    |
| 結合関連費用を開示していない会社 | 260   | 285   | 227   |
| 開示していない会社の割合     | 85%   | 87%   | 89%   |

出所：AICPA, *Accounting Trends & Techniques*, 25th ed.(1971), p. 36.

米国では、株式の発行に関連する費用は期間費用ではなく、株式発行による払込額から控除されなければならないことが確立された会計原則であるから、株式が結合に際して発行される場合にも、この原則から乖離する明らかな理由はないと考えられる。

しかしながら、パーチェス法では、企業結合は通常の資産の購入と同じと考えられるから、結合に直接要した支出額は企業を取得する支出であり、したがって、株式の発行とはほとんど関係なく、むしろ企業の購入原価の一部として、資産に計上するのが適切である。一方で、持分プーリング法のもとでは、新たな資本は創出されず、したがって、資本勘定に結合関連費用を計上する根拠がない。

米国においては、企業結合が支配権の取得によって行われる場合には、取得会社は被取得会社の株式を、その市場価額を相当上回る価額で取得する。例えば、リットン社は、支払対価が株式の市場価額を超えるプレミアムとして、ルイス・アリス社に72.2%、米ロン・ブック社に22.5%、ジェファーソン社に44.9%、ランディス・トール社に33.3%、ニューブリテイン社に56.4%支払っている<sup>107</sup>。このプレミアムは、持分プーリング会計のもとでは記録されない。というのは、持分プーリング会計では、企業結合は2つの当事会社そのまま結合されるものと考えられるものである。そのため、持分プーリング法で処理される場合には、パーチェス法で処理される場合より高いプレミアムを支払う傾向がある。持分プーリング法で処理される場合、平均的に支払対価は被結合会社の現在の市場価額よ

<sup>107</sup> 松井和夫『コングロマリットと証券市場』（日本証券経済研究所、証券資料第113号、1972）、60頁。

り 39%上回って支払われている。それに対して、パーチェス法で処理される場合、平均的に支払対価は被結合会社の現在の市場価額より 28%上回って支払われている<sup>108</sup>。しかし、持分プーリング会計において、こうしたプレミアムの支払いを記録しないことは、企業結合の実態を示さないことになり、この点で持分プーリング会計は適切ではないと考えられる。

米国においては、企業結合を行われるときには、結合後の状況によって将来追加的対価を支払う取決めをすることが時々ある。Burton の調査によれば、条件付対価を含む企業結合は、企業結合件総数の 18%を示している<sup>109</sup>。追加的対価の支払いは取得後の状況を確定によって決定されるため、その取得後の状況を合理的に確認するまでに支払わなくて記録されない。しかし、こうした対価は当事会社の株主にとって重要なことであり、企業結合の実態を知るためにも、企業結合が当該企業将来にどんな影響を与えることにも、開示することは必要になる。

持分プーリング会計においては、追加的株式の発行は発行数株式数に変化を与えるから、1株当たり利益にも影響を与える。AICPA が 1966 年に APBO 第 9 号発表するまで、この条件付株式は、確実になるまで記録されず、1株当たり利益の計算にほとんど反映されていない<sup>110</sup>。

## 6. 会計処理の非一貫性

### (1) 企業結合会計方法の代替性

米国において企業結合会計がもっとも批判された基本的問題は、企業結合の経済的実質を反映するかどうかに関係なく、経営者が報告利益をできるだけ大きくなる会計方法を選択する傾向があることである。パーチェス法と持分プーリング法は、多くの場合、経営者の意思決定で選択できる代替的会計方法となる。しかし、こうした会計方法の選択適用は、公認会計士によって一般に認められた会計原則に従うものになる。したがって、企業結合は、同一の経済実態であっても、経営者が選択する会計方法によって全く異なる結果にもたらすことになる。

### (2) のれん測定 of 非一貫性

---

<sup>108</sup> Burton, *op. cit.*, pp. 53-54.

<sup>109</sup> *Ibid.*, p. 56.

<sup>110</sup> *Ibid.*, p. 55.

のれんの測定方法は財務諸表において、もう1つの問題点である。一般に認められたのれんの定義は、支払対価が取得した純資産の公正価額より上回る金額である。しかし、多くの会社は支払額と取得資産の帳簿価額との差額をのれんとして記録している。Burtonの調査によれば、のれんは買収の約50%を超える結合において計上され、のれんを計上した会社の66%において、買収価額が有形資産の帳簿価額を超える場合、その超過額した金額をのれんとして計上し、その他の無形資産を記録しない<sup>111</sup>。

### (3) のれん償却の非一貫性

のれんの償却については、いくつかの見解がある。企業はのれんの償却を会計政策的に処理している。AICPAの調査によれば、財務諸表に企業結合によるのれんを示している会社のうち、1967年では、のれんを償却している会社は24%、のれんを償却していない会社は48%、明示していない会社は28%になり、1968年では、のれんを償却している会社は17%、のれんを償却していない会社は54%、明示していない会社は29%になる<sup>112</sup>。また、Burtonの調査によれば、のれんを償却している会社は37%、のれんを償却していない会社は56%、そのほか7%の会社が結合年度に全額償却している<sup>113</sup>。このため、同一の企業でも、のれん償却方法によって、結合後の各会計年度の利益が異なることになる。

### (4) 結合新株の買戻し・売却に対する持分プーリング法の適用

会計実務においては、結合後株式を買戻す条件で結合に際して株式を発行する場合や、自己株式が支払対価の結合も、持分プーリング法で処理される。株式を買戻す条件で株式を発行することには、所有主持分の継続性が擬制的であることをあらわし、また自己株式の交付は実質的に現金を交付したものと考えられる<sup>114</sup>。また、Burtonの調査によれば、結合前の年度に自己株式の重要な買入ではなく、結合に際して発行する株式を買戻す取決めをしていたのは、持分プーリング法の4%にすぎない<sup>115</sup>。

以上で、1960年代の米国における企業結合会計の諸問題を検討した。1960年代の米国

---

<sup>111</sup> *Ibid.*, p. 58.

<sup>112</sup> AICPA, *Accounting Trends & Techniques*, 22nd ed. (1968), pp. 83-84, 23rd ed. (1969), pp. 94-96.

<sup>113</sup> Burton, *op. cit.*, p. 59.

<sup>114</sup> 武田安弘『企業結合会計の研究』（白桃書房、1982）、167頁。

<sup>115</sup> Burton, *op. cit.*, p. 60.



企業結合会計においては、パーチェス法だけではなく、持分プーリング法にも問題点が存在している。いずれの企業結合方法においても、企業結合の十分な実態が示されず、財務諸表における報告利益は人為的に高めることがあった。

とくに、持分プーリング会計では、企業結合により1株当たり利益を高めるように表示されるために、1960年代において、これを利用して熱狂的にコングロマリット結合が行われた。というのは、持分プーリング会計により1株当たり利益を高めて株価の上昇をもたらした。これによって資金を用意しなくても株式を発行して、他社を支配・取得することができたからである。そして、他社を取得すれば、また持分プーリング会計を利用して1株当たり利益をいっそう高めて株価の高騰をもたらした。株式による別の他社の取得を可能にした。

## 第5章 持分プーリング会計に対する批判的見解

### 1. 1960年代の企業結合会計論

1960年代における企業結合の著しい増加に伴って、持分プーリング会計を濫用することが指摘され、持分プーリング会計に対する批判はますます強くなっていった。一方で、持分プーリング会計を支持する議論も多かった。こうした状況で、企業結合会計について様々な見解が発表された。1960年代における企業結合会計論は、①会計方法の適用の見地と、②アプローチの相違の見地から分類することができる。

#### (1) 会計方法の適用による分類

会計方法の適用による分類は、企業結合を行うとき、適用される会計方法の相違による分類である。米国における基本的な企業結合の会計処理方法は、①買収会計、②持分プーリング会計及び③公正価額プーリング会計の3つに分類することができる。そのほかに、実務上には部分買収・部分プーリング会計がある。しかし、その部分買収・部分プーリング会計は買収会計とプーリング会計の折衷案であり、基本的な企業結合会計方法とはいえない。また、持分プーリング会計と公正価額プーリング会計はのれん処理のところで相違点がある。

1960年代における企業結合会計論は、次のようにパターン化することができる<sup>116</sup>。

- ①企業結合を買収と持分プーリングに分類し、それぞれの結合形態別に買収会計と持分プーリング会計を適用する見解
- ②企業結合を買収と公正価額プーリングに分類し、それぞれの結合形態別に買収会計と公正価額プーリング会計を適用する見解
- ③すべての企業結合に買収会計を適用する見解
- ④すべての企業結合に持分プーリング会計を適用する見解
- ⑤すべての企業結合に公正価額プーリング会計を適用する見解

#### (2) アプローチの相違による分類

アプローチの相違による分類は、企業結合に適用する会計方法を決定するアプローチの相違に基づくものである。こうしたアプローチの相違に基づいて、企業結合会計論は次の

---

<sup>116</sup> 武田安弘『企業結合会計の研究』（白桃書房、1982）、170頁。

ようにパターン化することができる<sup>117</sup>。

①企業結合の経済的性格に基づいて会計方法を適用するアプローチ

企業結合の経済的性格を決定する主な要素を何か求めるかによって、このアプローチはさらに次のように分類できる。

- (a) 企業結合における支配主体の識別可能性に基づくもの
- (b) 企業結合に際して結合会社が提供する対価の形態に基づくもの
- (c) 結合当事会社の所有主持分に与える影響に基づくもの
- (d) 結合当事会社の事業の継続性に基づくもの
- (e) 結合当事会社の相対的規模に基づくもの

②財務諸表の有用性に基づいて会計方法を適用するアプローチ

③会計主体論アプローチ

④その他のアプローチ

1960年代における企業結合会計論は、必ずしもこれらのアプローチの1つのみを採用するのではなく、2つ以上のアプローチを採用する場合もある。

## 2. 企業結合を買収と公正価値プーリングに分類する見解

企業結合を買収と公正価値プーリングに分類する見解は、企業結合における支配主体の識別可能性を企業結合の経済的性格の主な決定要素とする考え方である。支配主体の識別可能性とは、結合当事会社のいずれかの会社が企業結合における支配会社であり、結合後の会計責任の主体となることを決定できるかどうかを意味する。

Wyatt は、「会計の機能を次のように考える。会計は企業取引の形で経済活動を対象とする。企業の経済活動は、一般に経営者と呼ばれる単位または主体によって行われ、会計は、この主体による企業活動の結果を表現する行為である。会計は、過去における企業の行動と将来の経営者の意思との連結環として役立つものである。したがって、会計は、特定主体に関連する経済事象の結果を適切に示さなければならないし、これらの結果が妥当性を持つとすれば、当該主体の行動の基本的性格を反映するものでなければならない。認識された経済事象の実態を否定するような会計記録は非論理的であり、経済事象を代表し

---

<sup>117</sup> 同書、170頁。

ないような結果を生み出すことになる」と述べている<sup>118</sup>。

会計にとってもっとも重要なものは、企業取引の交換の特質である。取引の交換は、2つまたは2つ以上の独立する企業実体間における財産と持分の交換を含むものである。会計行為は、ふつう所有主持分グループではなく、ある企業実体がこれまで支配していなかった経済的資源に対して支配権を取得するために行われる。所有主持分グループの構成が毎期変化し、この変化が使用している資産にはほとんどあるいは全く影響を与えないときには、何らかの会計行為も必要性がない。しかし、所有主グループの構成が変化し、企業実体が支配する経済的資源が1つの取引において変化するときには、企業実体が支配する新しい資産に影響を与える会計行為が必要である。

企業結合においては、①企業実体の資産と負債が増加する、その結果、②企業実体の所有主持分が増加する、という2つの事象が発生する。結合取引が独立した当事者間における通常の契約から生じるなら、当該結合当事会社は企業実体の経済的資源が変化する他の取引の処理法と首尾一貫するように結合取引を処理しなければならない。しかしながら、これまで関係を持っている2つの会社が単なる法的形態が変化し、その持分を結合するにすぎないときのように、結合取引の実質を欠いているような場合には、何らかの意味がある会計行為の必要性はない。独立した企業実体間の結合は、資産の譲渡を含む交換取引である。そして、企業結合会計の論争は、結合を推し進める交渉を行い、経営者が結合の重要な経済事象を認識し、年次報告書において株主にとってもっとも重要な事象の1つとして報告することが、企業結合が企業にとって極めて重要な経済事象であることを示すものである。

企業結合を重要な意味を持つ交換取引として、Wyattは、「企業結合は実質と意味を持った1つの事象である。さらに、その事象は基本的に交換事象であり、2つの独立した経済的利害関係者が資産及び持分を交換するために契約する事象である」<sup>119</sup>と論じた。そして、こうした交換取引を処理するための会計行為は、企業取引の結果を適切に示すために必要なものである。

結合当事会社間の独立性は、企業結合を交換取引と見るための基礎である。したがって、相互に独立した当事会社間を結合するときには、他との意味ある交換取引と見なされない

---

<sup>118</sup> Wyatt, *op. cit.*, pp. 19-22.

<sup>119</sup> *Ibid.*, p. 70.

持分プーリングは否定されることになる。しかしながら、結合取引の交換取引的性格は、持分プーリング法を否定する根拠になっても、独立企業間のすべての企業結合をパーチェス法で処理することを意味しない。というのは、結合取引の交換取引的性格は、結合によって結成される会計責任会計を不明のままにし、結合取引の実質を明らかにするものではないからである。つまり、独立の結合当事会社のうちいずれの会社が結合後の会社を支配し、結合後の会計責任主体になるかによって、会計の内容が異なることになるからである。しかも、こうした結合の主体となる会社が、結合当事会社間で任意形式的に決定されるならば、結合後の会社は結合取引の実質を反映しなくなる。これに関連して Wyatt は、「結合取引における会計責任の主体の識別は決定的な問題である」<sup>120</sup>と述べている。企業結合の会計責任の識別は、企業結合会計論を統一的に説明する基礎と考えなければならない。Wyatt は「企業結合会計は、結合が行われる方法に関係なく、結合取引に実際上、中小企業を取得する支配主体が含まれる事実に基づいて行われなければならない」<sup>121</sup>と論じている。

企業結合が支配主体による被結合会社の取得と考えるなら、取得会社は継続し、取得した被結合会社の資産・負債についてのみ新しい会計責任の基礎が生じ、その結合はパーチェス法で処理されなければならないことになる。しかし、買収会計を適用するためには、企業結合における支配主体を明確に識別できなければならない。したがって、同じ規模の企業が結合するとき、結合の基本的性格は交換取引であっても、結合当事会社の1つが結合における支配主体として識別できないときには、買収会計を適用することができない。1つの企業実体が他の企業実体を取得することが明らかでなく、結合後の実体が当事会社のいずれとも性格、営業範囲、資源及び人員に対する支配、並びに営業方法などが相当異なるときは、結合後の会社は新しい会社として、公正価額プーリングを適用すべきである。

企業結合会計が支配主体の識別によって異なるとすれば、結合における支配主体を判定することが極めて重要なことになる。それは、必ずしも企業の規模の大きさによるものではない。実際には、結合当事会社間の政治力・勢力関係が介入し、その判定基準をどのように設定するかが問題になる。大部分の企業結合は中小企業を含むものであり、結合当事会社のうちいずれの会社が支配主体であるかは、多くの場合識別可能である。そして、結

---

<sup>120</sup> *Ibid.*, p. 69.

<sup>121</sup> *Ibid.*, p. 74.

合取引を適切に判断するためには、将来事象の予測ではなく、実際に行われる行為に基づいて、その基礎を提供するのは結合交渉の検討である。

Wyatt の企業結合会計論においては、企業結合における当事会社間の支配関係によって結合後の会計主体が識別され、かかる会計主体の立場から企業結合に適用されるべき会計方法が決定される。しかしながら、Wyatt は大部分の企業結合は買収であるという現実認識を基礎としているため、大企業が中小企業を合併する場合のように、支配主体が識別できる場合より、同等規模の企業が結合し支配主体を明確に識別できないような場合のほうが、支配主体識別のアプローチにとって、いっそう重要なものであるとしている。というのは、同等規模の企業が結合する場合のように、支配主体が識別できない場合には、結合後の企業に占める被結合会社の資産の割合は、大企業が中小企業を結合するよりも相当高く、経済力も結合前と相当異なると考えられるからである。Sapienza は、実務の立場からいっそう極端に、被結合会社が結合会社の財務諸表に与える影響は多くの場合小さく、こうした場合には、企業結合を持分プーリング法で処理するか、パーチェス法で処理するかは重要でなく、重要なものは結合当事会社の規模が同等の場合のみであると論じている<sup>122</sup>。

### 3. 支配主体アプローチによるその他の見解

Wyatt と同じく、支配主体が識別できる結合は買収、識別できない結合は公正価額プーリングとする見解は、Keiso、Van Pelt、Hinkelman などに見られる。

Keiso は、企業結合によって交換が生じるかどうかを基準にして、すべての企業結合形態を、①結合時に会計的認識を必要としない結合形態と、②結合時会計的認識を必要とする結合形態に分類する<sup>123</sup>。①は資産の交換が行われない結合形態であり、②は資産の交換が行われる結合形態である。そして、会計の職能は、こうした交換から生じる企業資産の変化を示し、その測定・転達をすることになる。資産の交換が行われる結合形態はさらに、①取得会社を識別できる結合と、②取得会社を識別できない結合に分類される。Keiso は取得会社を識別できる結合は買収、取得会社を識別できない結合は新企業の形成と見なす。したがって、Keiso においては、Wyatt より支配主体アプローチが、いっそう明確に認識されている。

---

<sup>122</sup> Sapienza, S. R., "An Examination of AICPA Research Study No.5 Standards for Pooling," *Accounting Review* (July 1964), pp. 583-584.

<sup>123</sup> Kieso, *op. cit.*, pp. 267-269.

Van Pelt は、1つの会社の持分所有者が企業結合において支配していると見なされない場合には、その結合を組織変更として取り扱い、2つの当事会社の資産を再評価しなければならないと主張する<sup>124</sup>。Hinkelman は2つの同等の組織変更の結合の場合は、規模、営業活動、いずれかの当事会社からの潜在的な収益力に相当の差異のある新しい事業をもたらす、資産はのれんを含めて公正価額で記録され、利益剰余金に承継されないと述べている<sup>125</sup>。

このように、支配主体が識別できない企業結合を公正価額プーリングとみる Wyatt の見解は、米国における多くの人々に影響を与えたが、公正価額プーリングは、AICPA の研究計画諮問委員会において、ほとんど一致で反対された。

#### 4. 企業結合を買収と持分プーリングに分類する見解

##### (1) 支配主体アプローチ

企業結合をパーチェスと持分プーリングに分類することは、会計実務においてもっとも支持を受けているものであり、AICPA が一貫して採用している見解である。1969年に財務担当取締役協会の調査によれば、企業結合が持分プーリング会計と買収会計のいずれかによって処理され、しかもこれら2つの方法を同一の取引に対する代替的会計方法としないとする意見は、財務アナリスト41名のうち33名、コントローラ113名のうち101名、公認会計士58名のうち42名に及んだ。このうち、被結合会社の株式または資産に対して結合会社の株式を交付して行う結合を持分プーリングとする意見は、78%にも及んでいる<sup>126</sup>。

この分類への第1のアプローチは、支配主体の識別可能性に基づくものである。Eitemanによれば、支配主体アプローチにおいては、企業結合における支配主体を識別できる結合は買収、支配主体を識別できない結合は持分プーリングに分類される<sup>127</sup>。会計の基本的要

---

<sup>124</sup> Van Pelt III, J. V., "Accounting for Acquisition: What should be done," *Management Accounting* (Feb 1996), p. 18.

<sup>125</sup> Hinkelman, H. I., *Accounting for Business Combinations* (New York University, 1964), p. 226.

<sup>126</sup> FEI Surveys, "Accounting for Business Combinations," *Financial Executive* (August 1969), pp. 30-34.

<sup>127</sup> Eiteman, *op. cit.*, pp. 140-152.

件は特定の見地から首尾一貫する会計手続を適用することであり、実質的に大部分の企業結合は支配企業による1つ以上の会社の取得であるとされる。こうした取得のための会計責任は、継続企業の見地を反映しなければならない。支配企業の見地から見ると、企業結合は単に企業の拡張という目的を達成するためのいくつかの代替的会計方法の1つにすぎないものであり、被結合会社の資産は支配企業の能力に追加されるものと見なされなければならない。継続企業の購入価額は取得企業の見地からは資本投資を表すものであり、大部分の結合は投資意思決定との関連において買収として処理されなければならない。持分プーリングはこうした投資概念と首尾一貫しない。しかし、結合当事会社が相対的同等規模である場合には、概念的に、会計責任・会計分析・会計報告の関心の中心となる支配主体を識別することができない。Wyatt は、こうした結合による結合後の主体を本質的に新企業であるとして、公正価額プーリングによって処理すべきことを推奨するが、公正価額プーリングという概念を明らかに確立された会計の原価基準から離脱させるものである。会計は、主に、他の企業または個人と完成した交換取引が特定の企業に与える影響を取り扱う。会計における原価認識の意味ある基準は、交換取引が購入会社の見地から見られるべきことを要求する。購入会社が識別されなければ、結合時適正な原価決定はありえない。支配主体が決定されない交換取引においては、新しい会計責任の基礎はありえない。というのは、取得原価の当初の認識を確立するための購入会社が存在しないからである。

2つの同等規模の会社が結合するときには、将来の会計分析及び会計報告のため、どの企業がいっそう適切な関心の中心であるかを確立することは難しい。投資する会社は存在しないから、2つの企業は形式的及び精神的に存続主体として継続する。明らかに投資主体が存在しないときには、結合後の主体の会計責任は、結合前の2つの当事会社の見地から示すのが適切である。こうした企業結合は買収として記録してはならない。というのは、明確な経済的関心領域が存在しないならば、結合は實際上投資意思決定との関連でみることができないからである。

Eitemanによれば、すべての交換取引の状況を検討してみると、支配的な報告企業が認識できないことが検証されるときは、同等規模の企業結合に対して持分プーリング会計が認められなければならない。そして、持分プーリングの本質的属性を挙げることは難しいが、結合当事会社の意図がもっとも重要な要素である。Retzも、買収会計と持分プーリング会計の論理的な差異は、買収会計の場合には1つの当事会社が支配会社でなければならないことであり、持分プーリング会計の場合には2つの当事会社が同等に結合することで



あると述べている<sup>128</sup>。

企業結合における支配主体を識別できない場合には、いずれかの当事会社が投資をしたのかが決定できないから、Eiteman が主張するように買収の会計手続を適用できない。しかしながら、新実体に対する公正価額プーリングの適用を原価基準の離脱と見ることは論理的でなく、これをもって買収会計の手続を適用できない結合を持分プーリングと考えることは論理的なことである。結合後の会社は結合前の会社の単なる1つの集団ではなく、1つの統一的な組織として形成されることもあれば、密接な関係を持ちながら各企業の独立性が強い場合もあるからである。

## (2) 相対的規模アプローチ

企業結合を買収と持分プーリングに分類する第2の見解は、結合当事会社の規模に基づくものである。このアプローチでは、同等規模の結合会社間の企業結合は持分プーリングであり、当事会社間の規模差が大きい企業結合は買収に分類される。Briloffによれば、被結合会社の株主が結合後の企業の少なくとも30%の普通株式を取得する場合を除いては、持分プーリングを廃すべきである<sup>129</sup>。また、Beyerは、結合当事会社のうち小さいほうの会社が大きいほうの会社の規模以上であることと、取締役会に結合当事会社からほぼ比例的に代表が含まれること、この2つを持分プーリングの基準としていると論じた<sup>130</sup>。企業結合における支配主体は、多くの場合、規模の差異に基づくと考えられるので、この規模の差異や取締役会の構成によって買収と持分プーリングを分類する見解は、支配主体の識別可能性のアプローチの1つと考えられる。それは、支配主体の識別基準を結合当事会社の規模に求める支配主体アプローチである。同等規模の会社間の企業結合には、その結合に対して持分プーリングと公正価額プーリングの2つの考え方が成り立つので、これは支配主体アプローチの2つの考えのいずれかをとるかによって決定される。

規模の大きい会社は多くの場合、支配会社であるが、例外の場合にもある。また、規模にどの程度差があれば、買収であるかなどの問題がある。この意味では、Beyerが規模の

---

<sup>128</sup> Retz, D. J., "Business Combination: Pooling or Purchase?" *Management Accounting* (February 1973), p. 45.

<sup>129</sup> Briloff, A. J., "Distortions Arising from Pooling-of-Interests Accounting," *Financial Analysts Journal* (March 1968), p. 79.

<sup>130</sup> Beyer, R., "Goodwill and Pooling of Interest: A Reassessment," *Management Accounting* (February 1969), p. 14.

ほか取締役会の構成を持分プーリングの構成要素としたことは合理性がある。

### (3) 対価形態アプローチ

企業結合を買収と持分プーリングに分類する第3の見解は、結合対価が株式か、現金その他の資産かという対価の形態に基づくものである。この見解の下では、株式の発行による企業結合は持分プーリング、それ以外の対価による企業結合は買収と見なされる。これは、Lauver や Schrader らによって主張されている。

Lauver は、企業結合の基本的な型を次のように4つに分類する<sup>131</sup>。

- ①A 会社は、株式で B 会社の社外株式と交換する。
- ②A 会社は、株式で B 会社の純資産と交換する。
- ③A 会社は、現金その他の資産、あるいは手形で B 会社の株式と交換する。
- ④A 会社は、現金その他の資産、あるいは手形で B 会社の純資産と交換する。

そのうち、①と③の交換は A 会社と B 会社の株主との取引である。②と④の交換は A 会社と B 会社との取引である。また、これらの交換は、結合当事会社の株主の立場から見ると、次のように2つに分類できる。①と②では、結合前の株主がすべての企業結合後も株主として持分が継続される。③と④では、A 会社の株主のみ、結合後の当事会社に持分が継続し、B 会社の株主は、現金その他の資産、あるいは手形を受け取って、持分を放棄するか債権者になる。

これらの取引が所有主持分に与える影響は明らかであり、企業結合会計における見解の相違は、その影響に対して会計的認識を与えるかどうか、またはどのように与えるかをめぐって生じる。会計において、一般に理論上、所有主持分のすべてが継続する①と②の結合を、持分プーリングとして認識し、1つの当事会社の所有主持分が除去される③と④の結合を、買収として認識する。

Lauver によれば、持分プーリングの理論が基礎としている原理は、2つの企業が結合前と同一の所有主持分を持ち、使用される純資産に何らの変化もなく、1つの企業になるとき、結合後の企業の資産、資本、及び利益が2つの当事会社のその合計額と同一でなければならないことである。これが実務において意味することは、資産のいずれに対しても、新しい会計責任の基礎が生じないことである。すなわち、利益剰余金を含めて資本勘定は、法律の定めによって変化するだけで、結合され引き続がれて、交換される資産と株式の市

---

<sup>131</sup> Lauver, *op. cit.*, p. 66.

場価額は無視される<sup>132</sup>。

Lauverは、こうした持分プーリングの原理を明らかにするため、A会社のある株主とB会社のある株主が、自分が持っている株式の一部または全部を交換することと、A会社とB会社が株式を交換して結合することは本質的に異なることはないとする。すなわち、A会社の株主とB会社の株主が、その所有する株式を交換する場合には、企業は株主と個別の独立した主体であるから、この交換は株主間の個人的取引であり、A会社、B会社のいずれでも、会社にとって会計上は認識されず、両社の資本、資産、利益には何ら影響を与えない。しかしながら、これらの株主間の交換は、所有主持分の交換であり、これまで有していた会社に対する持分の一部を放棄し、他の会社に対する持分の一部を取得する。株主に与える影響の見地からは、この株主間の交換取引と株式交換による企業結合との違いは、形式の問題である。いま、A会社の株主とB会社の株主とが、それぞれの会社の持分を交換し、B会社がA会社に吸収合併されたことになる。A会社はB会社の株主にその交換対価として、A会社の株式を交付する。この場合には、A会社、B会社が交換取引に含まれるため、企業結合が行われ、会計問題が生じるが、株主に及ぼす影響は株主間の個人的取引と実質的に同じである。いずれの場合も、株主はその投資を変え、企業に対する資本の投下はそのままであり、結合後の企業を結合前の会社の全体として処理するならば、結合後の財務諸表にいつそう有用である。こうした見方は、事実のみではなく、A会社とB会社の株主の可能な態度を示す。これと同じ問題は、企業結合についてもいえることもある。唯一の相違点は、企業結合の場合には、株主個人ではなく、株主グループについて問題とされることである。

Lauverが株式の交換による企業結合を持分プーリングと主張する論点は、次のとおりである<sup>133</sup>。

- ①株式の交換による企業結合は、本質的に、株主間の取引であり、結合に含まれる取引は、存続企業の財務諸表における会計的認識に関するかぎり、実質でなく形式の問題である。全体としての企業及び全体としての株主に、何も変化は生じない。結合後の事業または経済資源は、結合前個別の2つの企業のそれを合計したものに全く同じものである。

---

<sup>132</sup> *Ibid.*, pp. 66-67.

<sup>133</sup> *Ibid.*, pp. 66-72.

- ②株式の交換による企業結合において生じたのは、2つの当事会社の純資産総計に対する株主の持分が、契約比率で再分配されたことだけである。結合によって、能率や経済性が高まるかもしれないが、これは、ダイナミックな企業において絶えず起こる無数のその他の変化と異なるものではない。株式の交換による企業結合に対して、持分プーリングと買収の接近を表す1つの方法は、何か生じたかについて、プーリングが実質を見るのに対して、買収はその形式を見ているということである。
- ③株主に関するかぎり、投資も資本の引出しもない。
- ④純資産の価値がその帳簿価額を超える額は、結合時に突然に生じたものではなく、長期にわたって多くの要因の結果として生じるものであり、被結合会社ではこうした価値が生じても会計上認識しない。原価は、実際の資産交換に基づいてのみ認識されるからである。したがって、株式の交換による企業結合に価値の変化を反映することは不必要であり、現実ではない。結合のときのみ、現在価値を認識する態度は資料の比較という属性を損なうことになる。
- ⑤買収においては、結合後の営業上の変化の結果を無視すれば、結合前と同一水準で活動を行っても、利益は結合前の当事会社の合計より小さくなる。
- ⑥買収理論の欠点は、株式と資産を同質のものとするところから生じる。この2つの相違点は、資産が交換される時、利益は資産減少の結果として生じるが、株式が交換される時には、株式が表す企業に対する持分の再分配はあるが、資産が変化しないから利益は変化しないことである。市場価額と株主の再分配の両方を認識することは、1株当たり利益に二重の影響を与える。株式と資産と相違を認識することは、会社が所有する自社の株式が、その資産の1つでないという伝統的な原則と首尾一貫する。その相違を認識する場合には、会計は形式ではなく実質を示すという伝統的な方法で継続する。形式は株式取引と市場において付されるその価値を強調し、実質は企業の継続性を強調する。
- ⑦株式の交換から生じる相対的な持分の変化は、株主が財務諸表に含まれない経済的要素を認識した証拠であるとして、当事会社の1つまたは両方の市場価値を、結合後の企業の財務諸表において認識すべきであるという見解がある。しかし、株式交換比率は当事会社の株主にとって重要なものであり、企業結合に際して行う会計において考慮する必要はない。会計の他の領域では、個々の株主やグループの株主の相対的権利や持分に生じた変化を、直接に取り扱っていない。会計は、本質的に純資産の色々な

変化のみを示し、純資産または純利益の1株当たりの金額に与える変化の影響を無視する。1株当たり純資産や純利益に与える影響は、財務分析の問題になる。

かくして、Lauverは、「株式の交換による結合は、企業が実質的に影響を受けるものではないから、新しい会計責任の基礎を生じない。結合当事会社の所有主持分はすべて存続し、個々の企業の資産は不変のままであり、株主による投資も資本の引き出しもない。各当事会社の株主の持分は再分配によって影響を受けるが、所有主持分の再編成を認識しようとはしていない。会計主体は大部分その所有者、この場合には、企業に継続した株主の確認によって定義されるから、結合当事会社の主体は合併され、形式的・法的要請を除いて何らの変化もなく1つになった<sup>134</sup>」と結論する。

したがって、対価として株式を交付したときとそれ以外の場合とを区別した場合、株式を交付したときは持分プーリングであると考えられる。企業結合は、これまで行っていた事業を継続して行う目的で、共通の所有主持分に2つ以上の会社が結合するときに生じる。企業結合の方法は、その結合が買収か持分プーリングと考えられるべきかどうかを決定する。買収においては、1つの会社は他の会社の資産を取得するが、持分プーリングにおいては、1つの会社は他の会社の資産を取得しないし、支配もしない。むしろ、1つの会社を支配している株主が他の会社を支配している株主と結合して、結合後の会社を支配する株主の結合グループを形成する。したがって、株式持分以外の対価が交換され、1つの株主グループがこれまで支配していた資産に対する所有主持分を放棄したとき買収が生じる。それに対して、株式持分が交換され、両当事会社の株主が結合後の会社に対する所有主持分が継続するとき、持分プーリングが生じることになる。

Lauverは、株式の交換による結合は当事会社の株式を併合しただけであり、経済的実質においては何も生じないと考えている。これに対して、Schraderらは、組織理論の見地から、会計実体を人間の活動と考え、次のように多くの結合を活動の結合と見なしている。

「会計実体は、ある共通の目的に向けられた役割において、識別された人間によって行われる交換活動から成り立っている。これらの活動グループが結合される場合には、結合されたグループの歴史は結合前のグループの歴史であると見られる。それは実体プールされると言われるべきである。プーリングは会計論理の一般的フレームワークと全く首尾一貫している。持分プーリングでは、会計可能な交換は実体とその株主の一部との交換、すな

---

<sup>134</sup> *Ibid.*, p. 74.

わち所有主持分の再編成である。これは会計可能な交換を存続実体と消滅実体の株主との交換と見る買収と、異なるところである。言い換えると、企業結合は、持分プーリングでは活動の結合と見なされるが、買収においては存続会社による単なる資産の取得と見なされる。」<sup>135</sup>

そして、Schraderらは、実体について、組織理論の見地が認められるならば、株式の交付によって行われる結合は、持分プーリング会計が認められるのみでなく、多くの場合優れているとする。

Schraderらは、財務諸表の有用性の見地からも、持分プーリング法が優れているとする。パーチェス法と持分プーリング法の2つの方法のどちらが、投資者に対して有用な情報を生み出すかを示す証拠は多くない。しかしながら、財務諸表に関するある調査によると、活動資料が投資者にとって極めて適合することが示されている。プーリング法は期間比較及び企業比較のために、交換活動に関する首尾一貫した報告基準をもたらすと考えられる。

こうした対価の相違によって、企業結合に適用する会計方法を区別する議論に対して、次のような問題点を指摘することができる。

①株式の発行による企業結合と現金またその他の対価による企業とは、本質的に異なることがない。同一の企業結合が対価の相違によって異なるのは不合理である。結合会社が株式を発行するか株式以外の対価を提供するかは、結合当事会社とその株主の有用性、または事情による。つまり、株式と現金その他の資産・負債は対価の代替物にすぎない。もし、株式を交付するか現金を交付するかによって、取得資産の処理を異なることすれば、通常の資産購入取引において、株式を発行して資産を購入したならば、買い手はその資産を売手の帳簿価額で計上しなければならないことになる。しかし、こうした場合、買い手がその資産を発行株式の発行価額で計上することは、一般的に認められる原則である。したがって、結合に際して株式を交付するか現金を交付するか、原価主義を基調とする企業会計においては、交付した対価の現金等価額で計上するのが論理的である。

②株式の交付による結合を株主グループの結合と見ることは、現実的でない。株式の交付による企業結合は単に株主持分の再編成にすぎないとされるが、株主持分を再編成

---

<sup>135</sup> Schrader, W. J., R. E. Malcom and J. J. Willingham, "In Support of Pooling," *Financial Executive* (December 1969), p. 63.

することは、これまでの個別の会社が結合し、それぞれの会社の株式持分の価値が異なるためである。こうした個々の会社の結合を、あたかも結合前から結合しているかのように処理することは、企業の実質を反映しないことになる。資本や資産が同一であっても、それらが意味を持つのは特定の会計実体においてである。

## 5. 会計主体論アプローチ

企業結合を買収と持分プーリング、あるいは買収と公正価額プーリングに分類する見解は、企業結合に対する一定の立場から考えられることである。支配主体アプローチと相対的規模アプローチは経営者の見地、対価アプローチと所有主持分アプローチは株主の見地からのものである。Burton によれば、会計主体論アプローチは企業結合をどのような立場から見るか、すなわち、経営者の立場から見るか、株主の立場から見るかによって、企業結合の性格、会計方法を統一的に把握する見解である<sup>136</sup>。Burton は、「明らかに存続実体が存在しないで、個々の企業実体の所有主持分及び債権者持分が実質的に再構成されるような企業結合を、事実上のリオーガニゼーションとして、新しい会計責任の基礎はすべての資産及び持分について生じ、帳簿は記録された現在の資産価額をもって再出発しなければならない」と主張する<sup>137</sup>。つまり、存続主体が明らかに存在しない企業結合を公正価額プーリングとする。そして、こうしたリオーガニゼーションの性格を有する企業結合は極めて限られ、それは除けば、すべての企業結合は実際上本質的に類似し、交換される対価の性質、結合当事会社の規模、その他の基準はこの本質を変えるものではなく、その会計方法を営業活動の見地と株主の見地からのアプローチとする<sup>138</sup>。Burton により、企業実体について純粋に営業活動の見地がとられるならば、2つの営業実体とその経済的性格に何ら主要な変化なく結合される場合には、企業結合によって生じる企業実体は2つの企業の単なる合計と見なすことができるとして、持分プーリングの議論が強いとする。これに対して、株主の見地は、企業を単なる営業実体となるのではなく、主に株主の見地から見るものであり、会計理論の仮定に深く関係性を持っている。こうした株主の見地からは、企業結合は、結合前の株主が所有している当座資産の運用、または所有主持分を分担することによる持分投資であるとし、買収会計が持分プーリング会計よりいっそうよく企業結合

<sup>136</sup> Burton, *op. cit.*, pp. 86-89.

<sup>137</sup> *Ibid.*, p. 86.

<sup>138</sup> *Ibid.*, p. 86.

を反映することとする<sup>139</sup>。

Burton の見解と他の見解の異なる点は次のとおりである。まず、持分プーリングの主張は、一般的に株式の発行による企業結合に限定されていることであり、それに対して Burton は持分プーリングを営業実体の見地から捉え、交換する対価に関係なく、したがって、現金で株式を取得した企業結合の場合にも持分プーリング会計を認める。すなわち、現金を支払対価としての結合は、自己株式の買入に類似することとして、1つの会社の現金が他の会社の持分を消却するために使われたと考える。支払った現金と結合によって増加した資産の帳簿価額の差額だけ、存続会社の持分を減ずることによって処理される。また、持分プーリングは、一般に、被結合会社の株主の継続性を論拠として株主の見地から主張されていることであり、それに対して、バードンは株主の見地からではなく、取得会社の見地から企業結合を買収としていることにおいて対照的なものになる。

Burton は、これら2つのアプローチのうち、株主の見地が会計理論の基礎をなしているとして、株主の見地をとり、買収会計が持分プーリングよりいっそう現実を反映することであると結論する<sup>140</sup>。したがって、Burton は存続実体が明らかに存在しないリオーガニゼーションの場合には公正価額プーリング会計が適用され、それ以外の企業結合は買収会計が適用されることになる。結果的に、Wyatt の見解と同じになる。しかしながら、Burton が存続実体が明らかに存在しない場合以外の企業結合について、営業活動の見地と株主の見地によって、会計方法の適用を区別していることには問題がある。営業活動の見地と株主の見地は存続実体が存在する場合に適用することは、営業活動の見地と株主の見地が適用する前に、存続実体の識別が前提とされることになる。したがって、買収会計と持分プーリング会計はこれらの見地によるものではなく、存続実体の識別によることになる。Burton は存続実体の株主の見地から買収会計を主張するが、これは存続実体の営業活動の見地からもいえることであり、株主の見地から買収会計を適用する理論的必然性は存在しない。むしろ、営業実体の見地から企業結合を把握するほうが、企業結合の現実の実態を反映する。したがって、Burton の見解により、営業活動の見地と株主の見地は、企業結合の会計方法の決定と論理的な関係は存在しない。Burton の主張の基本的な論拠は、これらの見地ではなく、存続実体の識別可能性であると考えられる。

---

<sup>139</sup> *Ibid.*, pp. 86-88.

<sup>140</sup> *Ibid.*, p. 88.



## 6. すべての企業結合に持分プーリング会計を適用する見解

前述の企業結合会計論は、企業結合の経済的に基づいて、企業結合を買収と公正価額プーリング、または買収と持分プーリングの2つに分類し、それぞれの企業結合は異なる会計方法を適用することである。このような企業結合会計論は、二元説と呼ぶことができる。これに対して、すべての1つの会計方法で処理する企業結合会計論は一元説と呼ぶことができる。一元説は主に財務諸表の有用性のアプローチから主張される。

すべての企業結合に持分プーリング会計を適用する見解は、Snavelyによって主張される。Snavelyは財務諸表の有用性の見地から、事業の継続性があるかぎり、結合がどのように行われるかに関係なく、持分プーリング法は買収法より有用な財務諸表をもたらすと論じる。その論点を要約すれば、次のようになる<sup>141</sup>。

- ①持分プーリング反対論に内在している議論においては、資産が重要な経済的交換事象において取得される場合、有用な財務諸表を作成するために、使うことのできる唯一のドル数値は、交換に伴う資産の市場価額であると仮定されている。この考え方においては、企業結合と資産の取得とは重要な差異がないと仮定されている。しかし、この仮定は現実には一致しない。結合により取得した資産は、結合後も結合前のまま同じ状態で継続して利用され、企業結合と他の資産取得との間には、明らかに重要な差異があるからである。
- ②持分プーリング会計は、企業結合がどのように行われても、買収会計によるよりいっそう有用な財務諸表をもたらす。すなわち、ほとんどのような企業結合においても、被結合会社の資産の帳簿価額は、その市場価額よりも結合後の財務諸表において有用なことであり。企業価値を見積る人々及び企業経営を評価する人々とは、主に期間比較及び他社との企業比較に基づいて評価する。持分プーリング会計はこれらの比較を容易にする。というのは、まず、買収会計は被結合会社の資産を市場価額で評価する。企業結合時における資産の市場価額はその帳簿価額とは相当異なる。買収会計を適用すれば、たとえ会社やその営業活動ないし収益力は実際上何らの変化がなくても、財務諸表に変化をもたらす。また、買収会計によれば、資産に新しい価額を付し、減価

---

<sup>141</sup> Snavely, H. J., "Pooling is Good Accounting," *Financial Analysts Journal* (November 1968, pp. 86-88.

償却費に変化をもたらすから、結合から生じる経済性は不明瞭になる。持分プーリング会計は、結合前の資産及びそれに基づく費用の数値をそのまま使うから、結合後の企業の財務諸表と結合前の企業のそれとの比較は、買収会計による比較よりも、結合が有利であったかどうかをいっそう明瞭に示す。そして、他の会社は資産の基準を変更していないのから、持分プーリング会計によれば、結合前と同じ基準に基づいて他の会社を比較することができる。

- ③ARB 第 48 号により、持分プーリング会計の基準及び重要な主体は何かということは、被結合会社の事業の継続性を必要とするものを除いては不必要である。なぜなら、結合会社が被結合会社の株式全部に対して現金を支払った場合でも、結合前の営業活動が継続する結合は、すべてプーリング会計で処理しなければならないからである。

このように、Snavelly は、被結合会社の事業の継続を基礎に、比較可能性に基づく財務諸表の有用性の見地から、すべての結合に持分プーリング会計を適用すべきことを主張する。こうした帳簿価額の比較に基づく財務諸表の有用性は、二元説において株式の交換による企業結合を持分プーリングとする 1 つの論拠とされている。そして、それは原価主義に適合するとされる。しかし、帳簿価額の特定の会計主体のもとで意味を持つものであるから、会計主体を決定しないで帳簿価額による財務諸表が比較可能であるとはいえない。

また、Snavelly は被結合会社の株主に対する現金の交付にも持分プーリング会計を適用すべきとしている。持分プーリング会計により被結合会社から受け入れた資産を帳簿価額で計上する場合、交付現金額と帳簿価額に差額が生じる。Snavelly は、この差額を別個の資産として計上し、ある合理的な期間にわたって償却すべきであると、持分プーリングにおいてのれんの計上・償却を認めている。しかし、資産の帳簿価額と交付現金額の差額を資産として計上することは、実質的に買収会計であり、現金と株式を区別しない Snavelly の考え方と別物になる。現金と株式を区別しない場合には、資産の帳簿価額と交付現金額の差額は、Burton のように株式持分から控除すべきである。

## 7. すべての企業結合に買収会計を適用する見解

米国会計学会(American Accounting Association : AAA)の基礎的会計理論報告書作成委員会は、買収と持分プーリングについて、次のように持分プーリングを廃止し、企業結合を買収とすべきことを主張している。「2つの企業の結合という重要な市場取引によって作り出された新しい交換価値を、本質的に無視するという処理が投資決定に適合するとい

うことは、単に疑問があるという程度の問題ではない。ある機械を購入したときには、売手の帳簿におけるその帳簿価額は買手の記録のために適合しないと考えられる。同じことは会社を合併または購入したときにも妥当する。本委員会は、そのような取引においては、多くの場合、検証可能性と不偏性を支える十分な証拠があり、しかもそのような取引から生じた利用目的の適合する交換価値は認識すべきであると考えて、持分プーリング手法をみとめないことを勧告する。」<sup>142</sup>ただし、委員会は、買収と持分プーリングについてのみ取り上げ、公正価額プーリングについては触れていない。AAAの委員会は、会計を経済的意思決定に必要な情報を提供するものとして、財務諸表の有用性を重視するが、上記の見解は売手と買手という会計主体的に認識されている。

#### 8. すべての企業結合に公正価額プーリング会計を適用する見解

すべての企業結合を公正価値プーリング会計で処理すべきとする見解は、Philips や Backman などが主張する。Philips は企業結合を、結合後の主体の方針と目的に対する支配に基づいて、買収と持分プーリングに分類する。すなわち、結合当事会社の1つによる会計方針に対する支配が認められるときは取得、事業及び所有主持分が結合当事会社のいずれによって明らかに支配されていないときは持分プーリングとする。この意味では、Philips の見解は、支配主体の識別可能性による二元説に属するものである。

Philips は、経営者は一般に結合後の新しい組織を支配する意図をもって取得方針を形成するものであり、企業結合は経営者による資本プロジェクト計画の特殊な形態にすぎないと論じ、持分プーリングはほとんど生じないし、望ましくなく、投資提案の承認に際して誤りをもたらすとされる。したがって、企業結合は、實際上、買収の性格を持つことになる。しかし、買収においては、被取得会社の資産は現在の価額で記録されるが、取得会社の資産は購入時の原価のままであり、結合後の財務諸表では異なる価額が結合されることになる。これは資産の実現という概念に従うことから生じる。そして、経営者及び投資家の投資意思決定のために有用な情報の見地から、意味ある業績の比較を容易にするため、結合会社の資産の歴史的な原価も取替価額に修正することを主張する<sup>143</sup>。

<sup>142</sup> AAA, *A Statement of Basic Accounting Theory* (1966), p. 33.

<sup>143</sup> Philips, L. C., "Accounting for Business Combinations," *Accounting Review* (April 1965), pp. 377-381.

Backman は、経済学の立場から企業結合会計を批判し、取得価額が帳簿価額を超えるのは、大部分、一般価格インフレによるものであり、それが被結合会社及び結合会社に共に影響し、結合会社の証券の市場価額にも反映しているとして、被結合会社の資産のみを再評価することを問題にする<sup>144</sup>。

財務諸表の有用性の見地から公正価値プーリング会計を認めることとしても、それは、結合後の会社を新実体と見ることによる公正価額プーリングとは異なる。取得原価主義に基づく今日の企業会計においては、特定の企業実体の立場から取得原価が決定される。したがって、新実体の下での公正価額プーリングは取得原価で決定される。したがって、新実体の下で公正価額プーリングは取得原価主義の適用である。しかし、財務諸表の有用性の見地に基づく公正価額プーリング会計は、こうした会計主体の認識がないため、取得原価主義の適用ではない。確かに、買収会計では、結合の会社において公正価額と帳簿価額とが混合することは、取得原価主義を基調とする企業結合会計において通常生じることであり、企業結合会計のみに見られることではない。これらの議論は、企業会計全体にかかる問題であり、取得原価主義を基礎として争われている企業結合会計論争とは、異なるものである。

## 9. その他の見解

企業結合の会計方法を企業結合の経済的性格、あるいは財務諸表の有用性に基づいて首尾一貫して決定するのではなく、資産の評価については財務諸表の有用性、株主持分の分類については企業結合の性格によって決定する見解がある。Hendriksen は、買収と持分プーリングの区別を適切な存続実体の選択と積択によるとし、これらの企業結合の分類を支配主体アプローチによって考察する。しかし、Hendriksen は、「結合される資産の評価と結合される持分の分類は、別個に分析され、処理されなければならない。結合における株主持分の分類が資産の評価方法によって定められ、またはその逆であるという明瞭な証拠は、会計理論上存在しない」と、資産の評価と株主持分の処理別個の問題として捉え、一般の買収会計及び持分プーリング会計とは異なる会計処理法を提示している<sup>145</sup>。

---

<sup>144</sup> Backman, J., "An Economist Looks at Accounting for Business Combinations," *Financial Analysts Journal* (July 1970), p. 46.

<sup>145</sup> Hendriksen, E. S., *Accounting Theory* (Irwin, 1965), p. 445.

まず、資産の評価について、買収の場合には、純資産は、交換に際して提供した株式の市場価値によって測定されるが、これが正しいのは伝統的な取得原価主義によるためではなくて、市場価値による原価が結合後の企業にとって資産の現在価値のもっともよい尺度であるためであるとする。また、持分プーリングの場合には、一般に結合前の当事会社における資産の帳簿価値を結合することに対して、それは、所有主持分が継続するときは、歴史的な原価がもっとも客観的、もっとも適切な評価基準であるという伝統に基づくと説明する。しかし、Hendriksen は、外部の投資者や経営者によって行われる大部分の意思決定のためには、現在価値がもっとも適切であるとし、たとえ持分プーリングと考えられる結合の場合であっても、歴史的な原価ではなく現在の取替原価で記録されなければならないとする。こうした意思決定に役立つ、つまり、財務諸表の有用性の見地から、企業結合が買収か持分プーリングかに関係なく、結合当事会社の資産は取替原価で再評価されるべきであると主張する<sup>146</sup>。したがって、資産の評価については、Hendriksen の見解は、財務諸表の有用性に基づく公正価値プーリング会計と同一の主張である。

しかしながら、株主持分の分類については、企業結合の性格に従っている。すなわち、取得会社が株式を発行して他の会社の資産または株式を取得するときは、結合後の企業の解釈によって次のように異なるところがある<sup>147</sup>。

- ①全く新しい会計主体が生じる。
- ②会計主体は取得会社のみからなる。
- ③単一の会計主体として、すべての結合当事会社が存続する。

これらによる処理は、公正価値プーリング会計、買収会計、持分プーリング会計と同一である。そして、③の持分プーリング会計は、結合後の所有主持分が、結合前と同様の持分権をもって継続する場合に論理的であるとされる。そして、相対的規模、経営者の継続、結合後の企業の資産の評価基準は、株主持分の分類を決定するにあたって関係がないとする。

Hendriksen の見解は、会計主体アプローチが株主持分のみ適用され、資産の評価について時価主義を適用することに特異性がある。すなわち、買収の場合には、取得会社の利益剰余金のみが存続するが、その資産は公正価値で評価され、結合に際して取得会社の資

---

<sup>146</sup> *Ibid.*, pp. 445-446.

<sup>147</sup> *Ibid.*, pp. 446-447.

産が評価替えされる。また、持分プーリングの場合には、各結合当事会社の利益剰余金は存続するが、各会社の資産は評価替えされる。これは、存続会社の資産について公正価額で評価されるのであるから一種の時価主義の適用と考えられる。

## 第6章 持分プーリング会計の限定適用

### 1. APBO 第16号

1960年代に入ってから、企業結合後の利益をより多く見せるために、経営者が持分プーリング法を濫用していることが大きな問題になった。この状況に対応するために、米国公認会計士協会（The American Institute of Certified Public Accountants：AICPA）から、会計原則審議会意見書第16号（Opinions of the Accounting Principles Board No.16 Business Combination：APBO 第16号）が公表された。

APB意見書は、表6-1のように、提案から発表まで、多くの手続きを経ることが必要である。1963年APBO第5号は発表されたが、WyattはAPBにおいては企業結合会計と密接な関係にあるのれん会計の調査研究書が完成するまで、企業結合会計の検討を遅らせることについて論じた<sup>148</sup>。また、企業結合会計について相違する見解があり、同協会においても、統一の見解にして企業結合会計基準の改訂版を発表することは、極めて困難であった。

表6-1 APB意見書の作成プロセス

| ステップ |   |
|------|---|
| 1    | APB計画委員会は、審議会委員、米国公認会計士協会会員、その他によって提出された提案に基づいて、会計調査研究(ARS)のための問題を推薦する。 |
| 2    | 会計調査研究のための問題が全体審議会によって承認される。  |
| 3    | 会計調査研究書が完成した公表される—内容は審議会によって全くコントロールされない。                               |
| 4    | APB計画委員会は審議会の討議の問題に推薦する（ときには、討議が会計調査研究に先んずることもある）。                      |
| 5    | APB委員が任命される—通常、3～5名の審議会委員、ときにはAPB委員                                     |

<sup>148</sup> Wyatt, A. R., "Accounting for Business Combinations: What Next?" *Accounting Review* (July 1965), p. 527.

|    |  |
|----|--|
|    | でないものが任命されることもある。  |
| 6  | APB 会議において討議、会議間の連絡、審議会委員による現在の会計実務に見られる関係のある事例の検討。                        |
| 7  | APB 委員会による討論質問書の作成。  |
| 8  | APB 委員会と関係がある者から選出された個人及びグループによる討議質問書の完成。                                  |
| 9  | 特定の問題に関する討論・調整・インフォーマルな投票。   |
| 10 | 公聴会一関係者は立場を記載した用紙を提出し、見解を論じる。  |
| 11 | 第 1 回意見書の起草。   |
| 12 | 討論・調整・インフォーマルな投票。  |
| 13 | 第 2 回意見書の起草。   |
| 14 | 討論・調整・インフォーマルな投票。  |
| 15 | コメントを受けるため、関係者グループへ私的に草案を回覧。   |
| 16 | 第 3 回以上の起草。  |
| 17 | 公開草案として承認—2/3 以上の賛成票。  |
| 18 | 公開草案のコピー 100,000 部を米国公認会計士協会会員全員、ニューヨーク取引所及び米国株式取引所の上場会社の役員、アナリスト、銀行などへ送付。 |
| 19 | 公開草案に対するコメントに照らして意見書を修正する。その修正によって意見書の実質が相対的に変化する場合には、別の公開草案作成期間を設ける。      |
| 20 | ABP 委員会によって投票のための草案の作成。  |
| 21 | 採用の承認—2/3 以上の賛成票。  |
| 22 | 意見書が採用され、米国公認会計士協会会員に郵送される。  |

出所：武田安弘『企業結合会計の研究』（白桃書房、1982）、199 頁。

1960 年代頃、コングロマリット企業は拡大成長するために、持分プーリング会計を手段として企業結合を行っていた。持分プーリング会計の濫用があり、その財務諸表における報告利益を高め、人為的に 1 株当たり利益を高めて、株価の高騰をもたらすために盛んに



用いられた。こうした株価の高騰は必ずしも収益力を伴うものではなかった。実際、1960年代末の株価の低落期には、コングロマリット企業の株価ほど低落傾向が激しい。しかも、その会計処理及び表示は、公認会計士によって一般に認められた会計原則に準拠しているとして監査報告書に記載され、証券取引委員会（SEC）もこれを承認していた。このため、企業結合会計は混乱し、一般に認められた会計原則に対する社会的信頼性は喪失し、企業結合会計とくに持分プーリング会計は盛んにジャーナリズムにおいて取り上げられ、社会問題化されるようになった。

1970年2月23日に、APBは意見書の公開草案「APB意見書の提案：企業結合と無形資産」を発表した。この草案は、AICPAの常任副会長Savoieによれば、企業結合が行われたとき、その結合を投資家や一般大衆に公正に報告することを目的として作成されたものである。草案は次の点において、ARB第48号と基本的に異なっている<sup>149</sup>。

(1) 会計上の企業結合形態ないし企業結合の分類として使われていた買収と持分プーリングの用語は、パーチェス法と持分プーリング法として、企業結合の会計処理の意味に使われていること。

これらの会計方法は代替法としてではなく、1つの方法は特定の企業結合全体に適用しなければならない。部分買収・部分プーリングは認められない。

(2) ARB第48号において持分プーリング会計の最も基本的な条件とされていた所有主持分の継続性は示されず、同等規模の会社間の結合で、かつ議決権付普通株式が発行される場合に持分プーリング法を適用するという具合に、持分プーリング法の適用を大幅に限定し、大部分の結合をパーチェス法で処理すべきことを要求したこと。

このことは、結果的には草案がこれまでより強く企業結合における会計主体を認識し、企業結合会計がこうした会計主体に行うべきこと強調している。この場合、規模は結合当事会社の相対的議決権付普通株式持分によって測定され、同等規模は、一方の結合当事会社の議決権付普通株式が、他方のその少なくとも3分の1であることを求めている。

(3) 持分プーリング法の条件が数多く設定され、これらの条件すべてに適合しない結合取引は、すべてパーチェス法によって処理されなければならないと、持分プーリング法の条件を強制的に適用していること。

---

<sup>149</sup> Savoie, L. M., "New Report," *Journal of Accountancy* (April 1970), p. 4&10.

ARB 第 48 号では、企業結合は総合的に判断され、持分プーリング法の条件すべてに適合しなくとも、持分プーリング法で処理されることが可能であった。そのため、会計実務において持分プーリング法が濫用された。こうした持分プーリング法の濫用の可能性を除去するため、草案は持分プーリング法の条件を細かに設定するとともに、条件すべてに適合する場合にのみ持分プーリングの適用を認めることとした。

(4) 持分プーリング法の濫用は、会計報告の方法が通じて行われたので、会計報告の公正性を保持し、濫用の可能性を除去するため、企業結合の会計報告について詳細な規定を設けたこと。

(5) のれんを資産として処理し、40 年を超えない期間にわたって、原則として定額法により組織的に償却することを強制したこと。

## 2. 持分プーリング会計の条件とその適用

草案において持分プーリング法は、結合当事会社の属性、結合取引を行う方法、及び計画された取引の有無の 3 つに分類され、次のような 11 の条件を設けられた<sup>150</sup>。

### (1) 結合当事会社

①各結合当事会社は、結合計画が開始される前少なくとも 2 年間、能動的独立した会社であること。

②各結合当事会社は、他の各結合当事会社の規模の 3 分の 1 より小さくないこと。すなわち、各結合当事会社は他の結合当事会社の規模の 3 倍を超えないこと。

### (2) 結合取引

①結合は、単一の取引で行われるが、あるいは結合計画が開始されたあと、1 年以内に一定の計画に従って行われること。

②会社は、結合計画が実行される日に、他の会社の議決権付普通株式持分の実質的全部と交換に、その社外議決権付普通株式の大部分と同一の権利をもつ普通株式のみを発行すること。

③各結合当事会社の個々の普通株主の相対的持分は、結合を行うため、証券の交換によって再編成されないこと。

---

<sup>150</sup> Accounting Principles Board (APB), *Exposure Draft, Proposed APB Opinion: Business Combinations and Intangible Assets* (1970), para. 44-47.

- ④結合後の会社において普通株式持分に与えられる議決権は、株主によって行使できること。株主は、ある期間こうした権利を奪われることも制限されることもないこと。
- ⑤結合を行うために株式を発行する会社以外の当事会社は、通常の配当以上を分配し、結合計画が開始された後、普通株式数を正常な株数以上取得しないこと。
- ⑥結合は結合計画が実行される日に決定され、証券の発行その他の対価に関する計画規定を未解決のままにしておかないこと。

### (3) 取引の計画

- ①結合後の会社は、結合を行うために発行された普通株式の全部または一部を直接または間接に消却し、再取得することに同意していないこと。
- ②結合後の会社は、結合当事会社の旧株主のために、例えば、結合に際して発行される株式を担保とする借入金の保証といった、他の財務上の取決めに関与していないこと。それは實際上、持分証券の交換を否定するものである。
- ③結合後の会社は、重複設備や過剰設備を除去し、各当事会社の通常の経営過程において処分されるような資産を除去することを除いて、結合後2年以内に結合当事会社の資産の重要な部分の処分を意図する計画をしないこと。

## 3. 持分プーリング会計の条件に対する反響

草案において持分プーリング法の条件に対して、賛否両論の意見が表明されている。SECの委員長 Budge は、上院反トラスト小委員会において、「これらの基準がそのまま採用されるならば、持分プーリング会計の利用は真のプーリング概念を反映するような企業結合に限定されることになる。そしてそれは、数においてほとんどない。これらの制約は財務報告の曖昧なことと不確実性を除去することに大きな効果がある。」と論じた<sup>151</sup>。また、SECの主任会計担当官 Barr は、1969年の初めに3分の1の規模基準について、「会計基準として適切な基準ではないが、実際問題として、相当的規模テストを課すことは現在では望ましいと思われる」と述べた<sup>152</sup>。

しかしながら、この提案に対して反対する議論も極めて多かった。APBが受けたコメントは約860件があり、このうち約90%は草案の1つまたは複数に反対するものである<sup>153</sup>。

<sup>151</sup> Budge, H. H., "New Report," *Journal of Accountancy* (April 1970), p. 10.

<sup>152</sup> Barr, A., "Letter to Mr. Reed K. Storey," *SEC Comment No.40* (March 1969), p.5.

<sup>153</sup> Zeff, S. A., *Forging Accounting Principles in Five Countries* (Stipes Publishing Company,

Backman は「これら基準は、潜在的な合併当事会社を減じるから、中小企業が合併することができないようにする。したがって、中小企業の市場性がかなり減じられる。さらに、新会社を出発することの動機を失って、影響を受ける産業における競争度合を低めることになる。大会社が合併、及び取得を通じて成長する能力はかなり制約される」と批判している<sup>154</sup>。

こうした反論はとくに会計事務所と企業側から強い。アーンスト・アンド・アーンスト及びアーサー・アンダーセン会計事務所は草案に反対するステートメントを発表し、財務担当取締役協会は、草案における重要な要素に反対する書簡を APB に送付した。例えば、ニューヨーク証券の副社長 Wakefield は、次のように草案を批判している<sup>155</sup>。

(1) APB によって提案された企業結合会計方法の変更は、一定条件のもとで持分プーリングを認めているようであるが、それは実際には企業結合のために持分プーリング法を除去するものである。ここ数カ月のニューヨーク株式取引所に提出された届出書を検討してみると、結合目的のため株式を発行した 391 件のうち、新しい基準の下では持分プーリング法で処理できるものは 1 つもない。旧基準の下では、これらの結合のうち 323 件、すなわち 82.5% が持分プーリングとして処理されていた。提案された要件の下では、これらの結合はパーチェス法で処理されなければならない。提案された基準が実施されるならば、これらの企業結合を行うことができなくなる。

(2) 草案における基準が採用されるならば、個々の投資家は当該会社が結合をしたとすれば、その利益の可能性、したがって、証券の価値を評価すると相当損われることになる。さらに、こうした変更は投下資本をいっそう効果的に利用する結合を排除するから、ひどい経済的ショックを受け、国民経済を損うであろう。これはまた、新企業の設立を断念させることになる。

(3) 持分プーリング会計は、持分証券が交換されるとき、企業結合を処理するもっともよい方法であるのみではなく、唯一の正しい方法である。持分プーリングにおいて、結合後の貸借対照表は 2 つの旧貸借対照表を結合することによって作成される。資産は真の歴史的原価で評価される。過去の期間の純利益と 1 株当たり利益は、会社が報告期間に

---

1972), p. 214.

<sup>154</sup> Backman, *op. cit.*, p. 42.

<sup>155</sup> Wakefield, B. R., "The Accounting Principles Board is on the Wrong Track," *Financial Analysts Journal* (July 1970), pp. 33-36.

結合されたとすれば、これらが欠けていることは、報告される結果を検討すれば明らかである。買収会計というマジックにおいては、売上高と利益はともに相当の増加を示すことが期待できる。持分プーリングにおいて、結合当事会社の結合前の営業活動の結果が結合される。売上と利益は結合前の期間と首尾一貫しているし、比較可能であり、真の成長の傾向が報告される。

利益が成長する傾向は証券を評価することにおそらくもっとも重要な要素である。利益の成長趨勢 20%の会社が成長趨勢ないの同等規模の他の会社と結合すれば、持分プーリング会計においては、その結合は 10%の成長率を示すことになる。しかし、買収会計においては、結合会社は成長率ゼロの会社を結合しても、成長率減少の傾向は報告しないで、20%という相当高い趨勢を示すことができる。もし、すべての結合を買収会計として処理すれば、取得会社の内部成長がゼロであっても、こうした偽装の趨勢は無限化することができる。

(4) さらに信用できないことは、被結合会社の普通株式の価値が結合会社の議決権付普通株式の 3分の1未満である場合には、被結合会社の資産は現在の市場価額で評価され、3分の1以上の場合には歴史的な原価で評価されなければならないことである。したがって、株価の高い会社によって取得されたときには、被結合会社の資産は現在の市場価額に引き上げられ、同一の会社が株価の低い他の会社によって取得されるときには歴史的な原価で評価されることになる。これに何の意味があるのか。資産の評価基準はどうして取得者の株価によって処理されなければならないのか。こうした恣意的な限定によってもたらされる混乱は、結合交渉が開始されるときにおける会社の相対的規模に適用されるのみではなく、さらに取得会社の株価の変動によって混乱が大きくなる。

(5) 持分プーリング会計はインスタント利益を計上できると批判されるが、結合を意図している会社が持分プーリング法においてインスタント利益を計上できる方法は絶対にならない。会社が結合においてインスタント利益を計上できる唯一の方法は、買収会計を通じてである。ある会社が高い株価収益率を受けるとする主な理由は、これらの会社が将来における 1株当たり利益の相当の成長が達成することを期待されるからである。

被結合会社の株主が低い株価収益率の証券と株価収益率が高い証券を交換するのは、①高められる現在 1株当たり利益を将来の 1株当たり利益の成長と交換するか、②被結合会社の利益の成長を改善することを期待するからである。

(6) 持分プーリング会計のもとでは、情報はすべての投資家に利用可能であり、投資家は

結合後の成長の見通しを再評価することができる。一方で、買収会計のもとでは、結合後の成長の見通しについて合理的な再評価のために必要な情報は利用できない。

(7) 結合会社は持分プーリング後一定の資産を処分し、利益を報告する。もちろん、被結合会社は同じ資産を結合前に処分して同様に利益を報告することができる。資産の売却によって生じる利益を報告することの濫用は、本当は持分プーリングとは全く関係ない。かくして、Wakefield は、次のように対価の相違による企業結合会計が、投資者にとって明らかに論理的で意味があり、理解が容易であるとする。

①結合に際して、持分証券が発行されるときは、その結合を持分プーリング法で処理すること。

②結合に際して、現金または負債証券が使われるときには、その結合をパーチェス法で処理すること。

③会計は、可能なときはいつでも歴史的な原価に基づき、帳簿価額を超える超過額をのれんとして処理すること。

④のれんは、剰余金に対して直接償却することが認められる。

⑤結合前の期間は、両方法の下で再表示されること。

また、アーサー・アンダーセン会計事務所は、草案に反対し、同社としての提案をしている。その提案は次のようになる<sup>156</sup>。

①すべての企業結合は、同一の基準に基づいて処理されること。

②取引に含まれる有形資産及び識別できる権利の価値について、十分な会計を提供すること。

③のれんの真の性格を認識すること。

④過去における企業結合会計の濫用を除去すること。

⑤直截で理解しやすいこと。

⑥投資者、及び貸借対照表、損益計算書のその他の利用者に対して、もっとも公正な結果を提供するために、基本的な会計原則が必要であること。

これらの目的を達成するため、同社はその解決策として、次の会計処理法を提案している。

---

<sup>156</sup> Arthur Anderson & Co., *Before the Accounting Principles Board of the AICPA Proposed Opinion: Business Combinations and Intangible Assets* (May 15, 1970), pp. 15-16.

- ①取得会社は、取得したすべての有形資産及び識別できる権利の公正価額、並びに適切な負債を記録しなければならない。
- ②取得に際しての対価が、現金か負債の発行か株式かに関係なく、同一の会計が行われなければならない。
- ③取得した資産の公正価額と、支払った現金・発行した負債証券・負担した負債との差額は、株主持分に加えまたは株主持分からの控除として示さなければならない。
- ④取得会社が識別できない場合には、結合後の会社は新会社として処理されなければならない。
- ⑤被結合会社の利益は、結合の日から歴史的な財務諸表で示さなければならない。結合目的の財務諸表として添付される結合損益計算書は、当期及び結合前のすべての期間について示さなければならない。

つまり、同事務所は、結合当事会社間における支配権の識別可能性に基づいて、持分プーリング会計と買収会計の分類を提案している。このように、草案に対して、新たな提案や各種のコメントがある。Nelson and Strawser は、ARB 第 48 号の下で行われている会計実務、APB 草案、及びアーサー・アンダーセン会計事務所の提案の 3 つについて、財務アナリスト連盟、米国公認会計士協会、及び米国会計学会の会員各 250 名から選び、その意見を調査した結果を発表している<sup>157</sup>。有効な回答数は 479 で回答率は 63.9%である。その内訳は、米国会計学会 72%、財務アナリスト連盟 60%、米国公認会計士協会 59%である。

表 6-1 企業結合会計方法の順位

| 企業結合の会計基準           | 順位          |     |     |
|---------------------|-------------|-----|-----|
|                     | 第 1         | 第 2 | 第 3 |
| 現在の実務               | 39 (8.2%)   | 128 | 312 |
| APB の草案             | 130 (27.1%) | 239 | 110 |
| アーサー・アンダーセン会計事務所の提案 | 310 (64.7%) | 112 | 57  |

出所：Nelson K. and R. H. Strawser, “A Note on APB Opinion No.16,” *Journal of Accounting Research* (Autumn 1970), pp. 284-287.

<sup>157</sup> Brenner V. C. and R. E. Shuey, “An Empirical Study of Support for APB Opinion No.16,” *Journal of Accounting Research* (Spring 1972), pp. 200-208.

この調査において、表 6-1 は 3 つの企業結合会計基準のうちもっとも望ましい順位を表すものである。これにより、回答者の多数（64.7%）がこれら 3 つのうちアーサー・アンダーセン会計事務所の提案がもっとも望ましい企業結合会計基準であることがわかる。

表 6-2 はさらに調査された団体別により、企業結合会計基準のうちもっとも望ましい順位を表すものである。表 6-1 と同じの結果があり、アーサー・アンダーセン会計事務所の提案した企業結合会計処理方法がもっとも望ましいものになる。この調査によれば、企業結合会計に関心をもっている大部分の人々は、APB の草案以外の方法を望んでいることが明らかである。

表 6-2 団体別企業結合会計方法の順位

| 企業結合の会計基準               | 順位            |    |    |               |    |    |              |    |     |
|-------------------------|---------------|----|----|---------------|----|----|--------------|----|-----|
|                         | 調査された団体<br>協会 |    |    | 財務アナリスト<br>連盟 |    |    | 米国公認会計学<br>会 |    |     |
| 順位                      | 1             | 2  | 3  | 1             | 2  | 3  | 1            | 2  | 3   |
| 現在の実務                   | 21            | 36 | 90 | 8             | 51 | 91 | 10           | 41 | 131 |
| APB の草案                 | 44            | 69 | 34 | 24            | 72 | 54 | 62           | 98 | 22  |
| アーサー・アンダーセン会計事務所<br>の提案 | 82            | 42 | 23 | 118           | 27 | 5  | 110          | 43 | 29  |

出所：Nelson K. and R. H. Strawser, "A Note on APB Opinion No.16," *Journal of Accounting Research* (Autumn 1970), pp. 284-287.

また、Brenner and Shuey は、財務アナリスト連盟の会員、米国公認会計協会の会員及びフォーチュン誌掲載の 500 社のコントローラーを対象として、草案において提案された持分プーリングの条件それぞれについて支持の程度を調査している。この調査の結果により、次のことが明らかにされている<sup>158</sup>、

- (1) 各グループとも、大部分は、パーチェス法と持分プーリング法とは代替法ではなく、企業結合の状況によっていずれかの会計処理方法を選択すべきこと。また部分買収・部

<sup>158</sup> *Ibid.*, pp. 220-208.



分プーリングの概念を認めていない。

(2) 各グループの大多数は、持分プーリング法を適用するための条件として、次の4つを重要と考えていること。

①各結合当事会社は、少なくとも2年間自律的独立していることが重要であること。

②3分の1の規模基準は重要でないこと。

③結合取引の属性は、持分プーリング法の適用を決定するときに重要であること。

④計画された取引のないこと。

このように、草案に対して、とくに3分の1の規模基準に反するものが多いため、APBは1970年6月26日に投票する。その投票の結果で、3分の1の基準を9分の1に緩和した。しかし、その後賛成票を投じた委員の考えが変わり、APBはふたたび決定のやり直しをしなければならないことになる。

#### 4. APBO第16号における持分プーリングの基本的考え方

APBの草案は、規模基準を除くすべての条件を持分プーリング法の条件として、1970年8月にAPBO第16号「企業結合」及びAPBO第17号「無形資産」として発表された。APBO第16号はパーチェス法と持分プーリング法、両方ともに認めている。これら2つの方法は、会計実務上同一の企業結合に対する代替的な方法ではなく、条件いかんによっていずれかの方法を適用し、1つの方法は1つの結合全体に適用されなければならない。1つの結合にパーチェス法と持分プーリング法を適用する、いわゆる部分買収・部分プーリング法は認められない。部分買収・部分プーリングと持分プーリング法の遡及的適用による利益の過大表示を防止するため、持分プーリング法はその適用条件すべてを満たす場合のみ適用することになり、それ以外の場合にはパーチェス法で処理され、持分プーリング法の適用条件は強制的に適用されている。APBはこれまで持分プーリング法が会計実務上あまりに濫用されていたため、その防止措置が必要と考えられ、会計研究公報において持分プーリング法の条件がいくつか欠けても、持分プーリング法として処理したこととは異なる。その限りでは、APBO第16号は、持分プーリング法とパーチェス法を経営者の意思によって選択することをできなくし、これらの方法が代替法であるという批判に応えたことになる。

APBO第16号においては、持分プーリング会計の本質は、結合当事会社の株主が議決権付普通株式の交換によって結合し、結合後の会社の株主となり、危険と権利を相互に分担

することである。APBO 第 16 号は、持分プーリング法の本質について、次のように述べている。

「持分プーリング法は、これまで独立していた 2 つ以上の普通株主持分、及びこれらの持分によってあらわされる結合後の権利と危険を、1 つの持分として示すことを意図している。この方法は、株主グループが資産を引き出し、投資することではなく、実際には、結合後の会社におけるそれぞれの持分を決定する比率で、議決権付普通株式を交換していることを示す。株式の交換によって既存の議決権株式持分を結合することは、持分プーリング法によって処理される企業結合の本質である。各会社の株主持分はその同一性を失い、すべて結合後の危険と権利を相互に分担する。」<sup>159</sup>

APB 草案においては、大部分の結合にはパーチェス法が適用され、同規模の会社間で議決権付普通株式を交換して結合する場合に、持分プーリング法が適用されるべきこととされていた。しかし、APBO 第 16 号では、規模基準は全く持分プーリング法の条件とされていない。この点は、APBO 第 16 号と APB 草案のもっとも基本的に異なるところである。APB 草案と比べて、APBO 第 16 号における持分プーリング法の適用条件は極めて緩和されることになる。また、一連の会計研究公報においては、持分プーリングの基本的条件は所有主持分の継続性である。しかし、APBO 第 16 号においては、結合当事会社の旧株主が結合後の会社の株式を売却することは禁じられていない。このため、APBO 第 16 号では、持分プーリング法の適用条件として所有主持分の継続性は失われているとされている。しかし、APBO 第 16 号は、持分プーリング会計を行う前 2 年間に、持分プーリングを意図して、結合当事会社の議決権付普通株式を減ずるような株式の買入れ、及び売却する株主のその後の取引で会社資源の使用を禁じているから、所有主持分の継続性に対する要求は明らかに存在する。

##### 5. 持分プーリング会計の適用条件

APBO 第 16 号における持分プーリング法の適用条件は、結合当事会社の属性、持分の結合方法、及び計画された取引の存在の有無の 3 つに分け、合計 12 の条件が設けられている。第 1 グループの条件は結合前における結合当事会社の属性に関するものである。第 2 グル

---

<sup>159</sup> Accounting Principles Board (APB), *Opinion No.16, Business Combinations* (1970), p. 45&47.

ープの条件は会社の結合に際して用いられる結合方法に関するものである。第3グループの条件は結合後に生じる一定の事象に関するものである。

(1) 結合当事会社の属性

- ①各当事会社は結合計面前2年間他の会社から独立していたか。
- ②各結合当事会社は相互に独立しているか。

(2) 持分の結合方法

- ①単一の取引または特定の計画が1年以内に完了したか。
- ②会会社の実質的全部の普通株式に対して普通株式が発行されたか。
- ③結合を行うために普通株式持分に変化が生じたか。
- ④結合を行うために自己株式を取得したか。
- ⑤株主は比例的所有主持分を留保しているか。
- ⑥所有主の議決権が制限され、奪われたか。
- ⑦結合計画実施後、条件付株式が発行可能か。

(3) 計画された取引の存在の有無

- ①結合のために発行した株式を消却再取得することに同意しているかどうか。
- ②結合当事会社が1つの所有者のために何らかの取決めをしているかどうか。
- ③資産の重要部分を処分する計画があるかどうか。

## 6. 結合当事会社に関する条件

APBO第16号において、持分プーリング法を適用するための結合当事会社の属性に関する条件は、次のようになる。

- ①結合当事会社は、それぞれ自律的であり、結合計画が開始される前2年以内に他の会社の子会社または部門ではなかったこと。
- ②各結合当事会社は、それぞれ他の当事会社から独立していること。

①の自律性は、各結合当事会社が他の会社の子会社や一部門として、実質的な企業実体の一部分ではないという、いわゆる各結合当事会社自体の一般的独立性を意味する。APBO第16号では、持分プーリングの本質は結合当事会社全体が結合して危険と権利を相互に分担すると考えられているから、企業の一部のみを結合することは持分プーリングの

理念に反する<sup>160</sup>。APBO第16号が持分プーリングの条件としてこうした企業全体の結合を設けたことは、部分買収・部分プーリングを排除し、持分プーリング法の適用を制約するためと考えられる。これに対して、Wyattは、個人企業組合企業がいくつかの事業を別個の企業として営んでいる場合、持分プーリング法を適用するためには、これらの事業全体を全部結合しなければならないと批判している<sup>161</sup>。

Fritzemeyer and Carmichaelによれば、結合当事会社が理論的に子会社であるということよりは、親会社と子会社また子会社相互の関係がいっそう重要であるとされている。例えば、ある人が2つの別個の企業を所有し、2つの企業が食糧雑貨店である場合、これらの2つの企業は単一種類の事業の一部であり、2つの企業が法的に別個の企業であっても、これは無視しなければならないから、これら企業の1つのみを含む結合はパーチェス法として処理されなければならない。これに対して、1つの企業が食糧雑貨店で他の1つ自動車販売店である場合には、個人は2つの関係のない事業を営んでいるから、これらの1つの事業のみを含む結合は、持分プーリング法の他の条件すべてに適合すれば、持分プーリング法として処理される。この場合には、事業の種類が単一の企業の指標である<sup>162</sup>。また、1人の個人が2種以上の事業を所有している場合、これらのうち2種類以上の事業を含む結合は単一の方法で処理されなければならない。例えば、食糧雑貨店と自動車販売店とが他の関係ない会社と結合される場合、1つの企業をパーチェス法、他の企業を持分プーリング法で処理することはできない<sup>163</sup>。

結合計画開始日は、株式交換比率を含めて、計画の主要条件が公表されるが、結合当事会社のいずれかの株主に正式に知らされる日か、結合当事会社の1つの株主が交換の申請書を受けた日のいずれか早いほうの日である。この場合、株主交換比率は将来客観的手段によって絶対的に決定可能であるかぎり、1対1か2対1のように、実際の交換比率を知らせる必要はない。このように、結合は主要条件が設定され、公に公表され、または正式に株主に伝達されるまでは開始されない。

---

<sup>160</sup> Fritzemeyer, J. R. and D. R. Carmichael, ed., "Accounting & Auditing Problems," *Journal of Accountancy* (December 1971), p. 70.

<sup>161</sup> Wyatt, A. R., "Inequities in Accounting for Business Combinations," *Financial Executive* (December 1972), p. 32.

<sup>162</sup> Fritzemeyer and Carmichael, *op. cit.*, p. 70.

<sup>163</sup> *Ibid.*, pp. 70-71.

結合当事会社が他の会社の子会社でないことは、持分プーリング法の条件であるが、完全所有の子会社が親会社の議決権付普通株式を発行して、他の会社と結合するときは、親会社が持分プーリング法の条件すべてに適合しているかぎり、その子会社は自律的な会社と考えられる。これは、子会社が親会社に完全に所有されているときは、子会社は親会社の一部と考えられ、子会社と他の会社との結合は実質的にその親会社と他の会社の結合であり、企業全体が結合し、危険・権利の分担の理念に適合すると考えられる。言い換えれば、親会社によって完全に所有されていない子会社は、一部は親会社、他の部分は非支配株主によって所有され、持分プーリングの基礎である危険・権利の全体的分担という理念に適合しないと考えられた<sup>164</sup>。

この完全所有子会社に関する条件の適用は、当初、子会社を持分プーリング法で処理する結合の当事会社として認められなかった。完全所有子会社を持分プーリングの当事会社と認めたのは、例外とされていた。しかしながら、次の2つの例外を認めることに圧力がかけられる<sup>165</sup>。1つ目は完全所有、それは実際に100%の所有を意味するかどうかということである。APBはこの問題を審議して、持分プーリング法の適用を受けるためには、完全所有の子会社は90%以上を所有されている子会社であるという解釈を認めた。この解釈によって、90%以上所有されている子会社は、結合対価としてその親会社の株式を発行すれば、持分プーリングの当事会社になる。

多くの人々が関心を持っているのは、株式取引所において売買されている子会社の株式を持つ大株主が、差別されるということであった。というのは、等しい子会社であっても、持分プーリング法の適用を受けることができる会社と受けることができない会社と生じるからである。APBはこの問題を検討し、被結合会社か結合会社として、持分プーリングの当事会社となることができるという個別の解釈を認めた。その根拠は、子会社株主のうち親会社以外の株主が、持分プーリング会計の有利性を受けることができないのは妥当ではないことである。

1970年10月31日までは、親会社によって50~80%の株主を所有されている子会社は、結合会社か被結合会社として持分プーリングの当事会社になることができる。また、90~100%の株式を所有されている子会社は、原則により結合に際して親会社の株式を発

---

<sup>164</sup> Wyatt, *op. cit.*, p. 29.

<sup>165</sup> *Ibid.*, p. 29.

行すれば、持分プーリングの当事会社になることができる。しかしながら、80～90%の株式を所有されている子会社は、どのような場合にも持分プーリングの当事会社になりえないことになる。そして、1970年10月31日以降80%またはそれ未満の株式を所有されている子会社は、いずれの場合にも持分プーリングの当事会社になりえない。子会社は、所有主持分の比率によって、このような幅広く異なる会計が要求されるのである。Wyattは、こうした処理を便宜性と会計実務からの圧力によるルールの恣意性のみが、これに対する解答を与えると、批判する<sup>166</sup>。

②の独立性は、結合当事会社相互の独立性を意味する。この独立性は、結合計画が開始され実行される日に、いずれの当事会社も他の当事会社の議決権付普通株式を、その社外株式総数の10%を超えて所有していないことを意味する。持株比率の計算のためには、結合計画開始日以後、結合を行うために発行された議決権付普通株式と交換に取得する議決権付普通株式は、当事会社相互間の投資から除かれる。また、結合計画開始日と結合計画実行日のいずれかの日に当事会社相互間の投資が社外株式総数の10%を超えていなくとも、結合計画開始日と結合計画実行日との間に、結合当事会社が他の当事会社の議決権付普通株式の10%を超える株式を所有していれば、持分プーリング法は適用されない。

この条件は、他の当事会社の持分を相当有する会社が、議決権付普通株式以外の手段で取得しないようにするためのものである。APB第48号においては、10%以下の株式を現金で取得し、残余的株式をプールした場合、実務上、部分買収・部分プーリングと解された。この条件は、こうした部分買収・部分プーリングを禁じたものである。したがって、非支配株主持分を議決権付普通株式と交換に取得する場合には、パーチェス法で処理しなければならない<sup>167</sup>。

## 7. 持分の結合に関する条件

APBO第16号においては、持分プーリングの本質は、結合当事会社の株主が既存の議決権付普通株式を交換して結合後の会社の株主になり、結合後の危険と権利を相互に分担することになる。したがって、一部の普通株主グループに対して利益や資産の分配について優先権を与え、結合当事会社に重要な非支配株主持分を残しておくといった、相対的議決

---

<sup>166</sup> *Ibid.*, p. 29&30.

<sup>167</sup> Gunther, S. P., "Pooling Purchase Goodwill, A Review of APB Opinion 16 and 17," *New York Certified Accountant* (January 1971), p. 26.

権を変更するような普通株式の交換は、持分プーリングの理念に矛盾することになる。また、普通株式を現金、その他の資産や負債によって取得すること、企業結合に使用する目的で自己株式を取得すること、その他普通株式持分を減ずる取引は、既存の株式持分を合併するという理念に反する。このため、APBO第16号は、持分プーリング法を適用するための持分の結合について、7つの条件を設定している。

(1) 結合は単一の取引で行われるが、特定の計画に従って結合計画開始後1年以内に完了すること。

この条件は、一連の取引において段階的に一部ずつ株式を取得することによって、ある会社が他の会社の株式を100%取得しても、持分プーリング法を適用して、部分買収・部分プーリングの実務を排除するためである。しかしながら、ある結合が持分プーリング法の条件に適合しなければ、1年以上遅らせて、新しい結合計画として適用条件に適合させることにより、持分プーリング法を適用することができる。

(2) 会社は結合計画完了の日に、結合の相手会社の実質上すべての議決権付普通株式と交換に、自社の議決権付普通株式の大部分と同一の権利をもつ普通株式のみを発行して交付する。

持分プーリングの本質は、議決権付普通株式の交換にあるから、この条件は持分プーリングの中心となるものである。議決権付普通株式の交換に際して、端株の整理や合併に反対する株主が所有している株式に対して、現金その他の資産を交付する取決めは一定限度内において認められるが、現金その他の資産を按分比例的に交付することは認められない。

この条件において、議決権付普通株式の実質の全部は、社外議決権付普通株式の少なくとも90%を意味する。この90%の計算は、被結合会社の株式について行われるが、結合当事会社間で議決権付普通株式の相互持合をしている場合には、多少複雑となる。なぜなら、持分プーリングでは結合会社は便宜の問題であり、被結合会社が有する結合会社株式は、被結合会社の株式と同等に取扱われ、つまり自己株式と見なされ、その株数は交換比率によって被結合会社株式数に換算されなければならないからである。結合会社の株式と交換される被結合会社の株式は、被結合会社が結合日に有する社外株式であるから、次の株式は交換株式数から除かれる。

①結合会社及びその子会社が、結合計画を開始する日に所有している被結合会社の株式

②結合計画の開始日と結合日の間に、結合会社が自社の議決権付普通株式を発行する以

外の方法により取得した被結合会社の株式

③結合日以後に社外にある被結合会社の株式

また、被結合会社が所有する次の結合会社株式も、株式交換比率に基づいて、被結合会社株式数に換算され、被結合会社の議決権付普通株式の同等数として、交換株数から除かれなければならない。

①総合計画が開始された日に被結合会社が所有している結合会社の議決権付普通株式

②結合計画の日と結合日との間に、被結合会社が取得した結合会社の議決権付普通株式  
次の例で計算を説明する。

①J社はB社を持分プーリングによって結合すべく計画し、1979年3月1日にB社の社外普通株式1株に対して、J社の普通株式2株を発行した。

②結合計画日の1979年1月1日に、J社の普通株式は50,000,000株であり、B社の発行済普通株式は5,000,000株で、自己株式として普通株式100,000株を所有している。

③1979年1月1日に、J社はB社の普通株式200,000株を所有し、B社はJ社の普通株式300,000株を所有している。

④1979年2月1日に、J社はB社の普通株式150,000株を現金で取得した。

1979年3月1日の株式交換の日におけるB社の社外株数は、交換目的のために次のように計算される。

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 1979年1月1日発行済株数      | 5,000,000 |
| 所有している自己株式数         | (100,000) |
| 結合計画日にJ社が有する株数      | (200,000) |
| 計画日以後、J社が購入した株数     | (150,000) |
| 1979年3月1日における社外普通株式 | 4,550,000 |

1979年3月1日に、J社は同日におけるB社の社外普通株式を取得するために、J社の普通株式9,100,000株を発行する。ここでの問題は、この結合が90%の条件を満たすかどうかである。このために、株式交換比率によって、B社が所有するJ社株式数をB社株式数の同等数として交換され、当事会社間の相互持合株数で社外株数の修正計算を行われなければならない。社外株同等計算は次のように行われる。



|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 1月1日における発行済株数         | 5,000,000 |
| 結合日に有する自己株式           | (100,000) |
| 結合日における社外株総数          | 4,900,000 |
| 結合計画日におけるJ社の有する株数     | 200,000   |
| 結合計画後J社が取得した株数        | 150,000   |
| B社が所有するJ社株式のB社株式同等数   | 150,000   |
|                       | (500,000) |
| 交換の日におけるB社の社外普通株式の同等数 | 4,400,000 |

結合日におけるB社の社外普通株式の90%は、4,410,000(4,900,000×90%)株であるから、J社が取得したB社株式の同等数4,400,000株は、B社の社外普通株式の90%を満たさないから、この株式交換による結合は持分プーリング法で処理できない。

この結合において、J、B社両社とも、他の当事会社の社外普通株式総数の10%以内の株式しか所有していない。すなわち、J社の社外普通株式数の10%は5,000,000株、B社はJ社の株式300,000株を所有し、B社の社外普通株式数の10%は490,000、J社はB社の株式350,000株を所有する。したがって、ある結合当事会社が有する他の当事会社の株式に対する投資が、その社外株式総数の10%以下であっても、結合がこの持分に関する条件に適合しないこともあることになる。

APB第48号においては、議決権付優先株式や転換優先株式を使って結合する場合、持分プーリング法による処理がなされていた。APBO第16号においては、こうした結合に持分プーリング法は適用できないから、議決権付優先株式や非議決権転換優先株式を発行して、1株当たり利益を高める可能性は除去されることになる。しかしながら、被結合会社が議決権付普通株式を45%、議決権付優先株式を55%発行している場合、その議決権付普通株式の全部と結合会社の普通株式を交換しても、被結合会社を支配することはできないことになる。したがって、結合後の会社は1つの企業であるが、相互に危険を分担するという持分プーリングの理論で説明できない部分が生じる<sup>168</sup>。

<sup>168</sup> Wyatt, *op. cit.*, p. 34.

また、持分プーリング法においては、端株や反対株主に対する支払いは持分プーリングの一部として処理されるが、結合後における非支配株主からの普通株式の買入れはパーチェス法で処理される。Pivar はこれを部分買収・部分プーリングの混乱と見るが、非支配株主持分の取得と企業結合とは個別の取引と見るべきである。さらに、ある結合をパーチェス法で処理したい場合には、結合目標会社に対する投資を 10%以上にして、持分プーリング法の適用条件に適合しないようにすればよい<sup>169</sup>。したがって、持分プーリング法の適用は制約されるが、パーチェス法の適用は放置されることになる。

(3) どの結合会社も、結合計画開始後 2 年以内または結合計画開始日と完了日の間において、結合の計画のために議決権付普通株式の持分を変動させないこと。結合の計画のための変動とは、株主に対する分配、有価証券の追加発行、交換及び償還を含むものである。

結合を意図する変化には、株式に対する分配及び有価証券の追加発行・交換・消却が含まれる。株主に対する正常な配当以下の分配は、この条件における変化ではない。配当の正常性は、その期間及び以前の配当方法と記録に基づいて決定される。

企業結合を考慮して議決権付普通株式持分の変化をもたらす場合に持分プーリング法ができないとすれば、会計がその事業の一部を補完するため、他の会社との結合を計画するとともに、除去したいと考えている事業を分割する場合には、持分プーリング法は適用できないことになる。というのは、企業分割は普通株式の変化に伴うからである。また、持分プーリング法の適用は、企業全体が結合される場合に限定されているから、こうした結合には持分プーリング法は適用できないことになる。したがって、持分プーリング法の適用条件は企業分割、企業の正常な活動を制約することになる。持分プーリング法を適用するため、こうした企業の正常な活動を妨げる必要があるのか、理解できないことである。企業分割と結合とは別個の行為である。また、資産の処分が後日行われる関係のない結合の会計処理法に影響を与える<sup>170</sup>。

(4) 各結合会社は結合以外の目的によってのみ議決権付株式を再取得し、またいかなる会社も結合計画開始日から終了日まで、通常の株式数以上を再取得してはならない。

結合以外の目的で取得した自己株式には、結合計画が開始される少なくとも 2 年前に、

---

<sup>169</sup> Pivar, S., "Implementation of APB Opinion NO.16 and 17," *Journal of Accountancy* (November 1972), p. 61.

<sup>170</sup> Wyatt, *op. cit.*, p. 31.

自己株式取得の組織的なパターンが設定されている場合には、ストック・オプション、補償計画、その他の経常的な分配が含まれる。自己株式取得の組織的なパターンは、それが新しいストック・オプションや補償計画の採用と一致していれば、2年より少ない期間に設定することができる。取得した議決権付普通株式の正常な自己株式数は、結合計画が開始される前、自己株式の取得のパターンによって決定される。結合計画開始日後における他の当事会社による発行会社の議決権付普通株式の取得は、本質的に、発行会社が自社の普通株式を再取得したことと同じと見なされる。

企業結合を目的として自分株式を現金で取得し、これを結合に際して使用することは、被結合会社の株式を現金で取得することと同じくなり、持分プーリングの理念に反することになるため、この条件が設けられた。しかしながら、結合目的以外の自己株式の取得をストック・オプションなどの組織的なパターンをもつものに限定するとすれば、例えば、現金で自己株式の買入れに利用すれば、持分プーリング法を適用できないことになる。しかし、こうした自己株式の買入れとその後の結合とは関係ない。APBの解釈では、自己株式の取得は反証のないかぎり結合目的のために取得したものと見なされる。

(5) 結合のための株式交換の結果、結合する会社における個々の普通株主間の持分比率が結合前のように変化しない。

この条件は、株式を交換する個々の普通株主が、結合が行われる前の相対的な議決権付普通株式持分に全く比例して、議決権付普通株式持分を受取することを意味する。したがって、どの普通株主も、結合後の会社における議決権付普通株式持分のうち、その潜在的な分け前を拒絶されないし、また放棄もされない。

(6) 結合の結果できた会社における普通株所有者持分に与えられる議決権が株主により行使しうること。株主は一定期間その権利を行使することを拒みたり制限されないことである。

この条件は、ある株主の支配を留保することができるように、議決権信託契約などの濫用を除去するために設けられた。

(7) 結合は結合計画完了日に確定する、また証券の発行もしくはその他の対価に関する計画のいかなる条項も、未確定であってはならない。

この条件は、結合後の会社が当事会社の結合前の株主に、後日、事情次第で追加的な株式を発行し、その他の対価の交付を認めないことである。また、結合後の会社が、対価に関する条件が解決されたときに、普通株主に譲渡し、会社に返還する普通株式またはその

他の対価を、条件付証券預り機関に発行して交付しないことを意味する。

しかしながら、結合当事会社が記録した金額と異なる金額で後日対価に関する条件を解決する場合、結合のために発行した普通株式数を変更する契約は定めることができる。

この条件は、結合条件を未決定のままにしておいて、持分プーリング法を利用して、利益を得ることができないようにするため設けられた。

#### 8. 持分の結合と矛盾するような取決めをしないことに関する条件

企業結合に際して、持分プーリング法を利用するため、結合交渉や結合条件を決めるとき、普通株式持分の結合と首尾一貫しない取決めをして、企業結合を行った後、取り決めた取引を行うことがある。それで、次のように3つの条件が設けられている。

- (1) 結合存続会社は、結合のために交付された普通株式の全部または一部の償還ないしは再取得に、直接的または間接的に同意しないこと。
- (2) 結合存続会社は、結合される会社の旧株主の利益のために、その他の財務的契約、例えば、事実上持分証券の交換を否定することとなる交付株式を担保とする貸付保証契約のような契約を結ばないこと。
- (3) 結合存続会社は結合後2年以内に、結合された会社の資産の重要な部分を処分することを意図しもしくは計画してはならないこと。ただし、各会社の結合前からの通常の営業過程での処分及び重複ないしは過剰設備の除去は含まない。

持分プーリングに対するもっとも大きな批判の1つは、結合しただけで、結合会社が結合後に受入資産を売却することによって、売却資産の公正価額とその簿価との差額を即時的に利益として計上することができることである。この持分プーリング法の条件は、結合期間のインスタント利益計上を除去するのに役立つ。しかしながら、インスタント利益は、受入資産が適切に評価されない場合には、パーチェス法の下でも生じる。また、この条件は2年を限度としているが、2年を過ぎて処分すれば、同じくインスタント利益は生じる。それは、単にインスタント利益の計上を遅らせるだけである。しかも、通常の営業過程における資産の処分は認められているから、その効果は最低限の効果しか持たない<sup>171</sup>。したがって、Backmanによれば、2年の待機期間をなくし、インスタント利益が実現したとき、これは完全に開示するほうが適切である。市場や経営の状況は2年以内に急激に変化する

---

<sup>171</sup> *Ibid.*, p. 34.

から、2年の規制は経営者の意思決定を不当にし、株主に大きな犠牲を強いことになる。

#### 9. APBO 第16号における持分プーリング会計適用条件の非論理性

APBO 第16号においては、持分プーリングの本質は株式の交換によって議決権付普通株式持分を結合し、結合後の危険と権利を相互に分担することとされている。しかしながら、APBO 第16号は、株式の発行によって行われる結合においては、株式を発行し、普通大きいほうの会社が取得会社としている<sup>172</sup>。とすれば、買収において結合当事会社の1つが取得会社となるのであるから、持分プーリングは、こうした取得会社を識別できないときに適用することが論理的である。しかし、APBO 第16号は、取得会社の識別可能性を持分プーリング法の適用条件としないで、パーチェス法による会計処理における取得会社の決定の問題として取り上げているにすぎない。

また、株式の交換によって持分プーリング法が適用され場合でも、結合当事会社の間で株式持分の評価が行われている。それにもかかわらず、持分プーリング法により結合当事会社の帳簿価額を引き継ぐことは、こうした評価を財務諸表に示さないことになり、企業結合の実態を示さないことになる。結合に際して、結合当事会社の帳簿価額を引き継ぐことは、結合前から1つの企業であるかのように示すことであり、これまでの別個の会社が結合するという結合の概念に反することになる。株式の結合によって、各当事会社の株主持分の同一性が失われ、結合後の危険と権利を相互に分担するのであれば、結合当事会社の帳簿価額を引続くという論理は生じない。むしろ、こうした場合、結合当事会社の持分評価をして、同等の持分をもって結合し、これを会計記録の基礎とするほうが持分プーリングの理念に適するし、論理的であるといえる。したがって、APBO 第16号の持分プーリング法の適用条件は非論理であり、こうした持分プーリング法の条件は単に持分プーリング法の濫用を防止し、その利用や制約する意図に止まり、これまでの企業結合会計論争を解決することになっていない。持分プーリング法の条件ではその利用を相当制限しているが、他方その効果は意図されているほど大きくないと考えられる<sup>173</sup>。そして、持分プーリング法の条件は、持分プーリングが望ましいときには、その条件に適合することになり、パーチェス法の適用が望ましいときには、これらの条件に適合しないようにすればよいこ

<sup>172</sup> APB Opinion No.16, *op. cit.*, para. 70.

<sup>173</sup> Rea, H. C., "More on Pooling Interests, Practitioners Crum," *Journal of Accountancy* (March 1972), pp. 83-85.

とになる。パーチェス法と持分プーリング法は、企業結合に際しての会計政策によって決定される方法であることを意味する。そして、APB が企業側の圧力を受け、また見解の相違のため、草案に見られた大部分の企業結合をパーチェス法で処理するという考えを退け、折衷的な基準を設け、結合の実態を示さない非論理的な基準にならなければならない。

Wyatt は、こうした APBO 第 16 号の姿勢を次のように激しく批判している。「APB は、これまでの恣意的なルールに関連して指摘されてきた抜け穴を防ぐための試みとして、APBO 第 16 号を発行した。健全な解決に達成することに失敗した。それがもたらしたものは、①投資家に対して誤解をもたらす、②事務的な基準に基づいて意思決定をしようとする業界における人々に我慢できない、③何らかの分別のある基準に基づいて管理することを不可能にする状況である。会計原則は完全に放棄されてしまった。」<sup>174</sup>

そして、APBO 第 16 号を廃棄して、企業結合会計について適切な基準を設定するため、新たに出発すべきことを主張し、企業結合会計の諸問題を解決するため次のアプローチを提唱している<sup>175</sup>。

- (1) 取得会社は、取得したすべての有形資産及び識別できる権利、並びに適切な負債を、公正価額で記録しなければならない。
- (2) 提供した対価が現金であろうと、負債あるいは発行される株式であろうと関係なく、その会計は同じでなければならない。
- (3) 取得した資産の公正価額と交付した現金、その他の対価及び承継した負債との差額は株主持分に加え、または株主持分から控除しなければならない。
- (4) 取得会社が識別できないまれな場合には、その結合は新実体として処理されなければならない。
- (5) 被結合会社の利益は、結合の日から歴史的な財務諸表として表示されなければならない。結合目的の損益計算書は、現在及び過去年度全体の表示のために作成されなければならない。

---

<sup>174</sup> Wyatt, *op. cit.*, p. 29.

<sup>175</sup> *Ibid.*, p. 35.

## 第7章 APBO 第16号以降の持分プーリング会計

APBO 第16号は、持分プーリング法とパーチェス法の適用条件を詳細に規定しただけでなく、この2種類の会計方法による会計処理及び会計報告の基準を詳細に規定した。持分プーリング法とパーチェス法の会計処理は大きく異なる。APBO 第16号において、結合時と結合年度末の会計報告について、会計基準が設定されている。

### 1. 持分プーリング法における会計報告基準

APBO 第16号は持分プーリング法における会計報告基準として、財務諸表の提供方式、結合後の資産処分の開示、企業結合期日、及び開示事項の4つを設定している。

#### (1) 財務諸表の提供方式

持分プーリング法においては、既存の2つ以上の結合当事会社が結合後も継続すると見なされる。このため、結合時の貸借対照表は、法律による修正、内部取引の消去、及び結合会社の投資勘定と被結合会社の資本勘定の相殺消去など以外に、各当事会社の結合直前の財務諸表に載っている金額をそのまま結合して作成される。

結合当事会社間において会計方法が異なる場合でも、持分プーリング法においては会計方法を統一する必要がない。しかしながら、当事会社にとって会計方法の変更は適切な場合、会計方法を統一するため、資産及び負債の帳簿価額を修正することができる<sup>176</sup>。Finney and Millerによれば、こうした場合、違いが発生する項目は次のとおりである<sup>177</sup>。  
①減価償却及び維持の方法、②貸倒引当金、③棚卸評価の方法、④無形資産の会計処理、⑤投資の評価、⑥偶発損失引当金、⑦役員給料、⑧資産計上の方法、⑨固定資産の評価、⑩見越し及び繰延べの方法、⑪剰余金の記帳。なお、こうした会計方法の修正を行う場合、これらの修正は過去に遡及し、過年度の財務諸表を表示し直すことが必要である<sup>178</sup>。

持分プーリング法において結合年度末の財務諸表は、過年度の財務諸表と比較可能するため、各当事会社の過年度の財務諸表が再表示される。結合年度と過年度の財務諸表は、

<sup>176</sup> APB Opinion No.16, *op. cit.*, para. 52.

<sup>177</sup> Finney H. A. and H. E. Miller, *Principles of Accounting, Intermediate*, 5th ed. (Prentice-Hall, 1960), p. 598.

<sup>178</sup> APB Opinion No.16, *op. cit.*, para. 52.

同一基準に基づいて表示されなければならない。また、結合年度の財務諸表は、結合が期中に行われても、期首に結合が行われたものとして作成される。したがって、結合後の会計の財務諸表には、各当事会社の期首から結合期日まで、結合期日から期末までの営業活動の結果が含まれる。しかし、結合前と結合後の営業活動は区別して表示する必要がある。APBO 第 16 号は、期首から結合期日までにおける各当事会社の収益、非経常損益、及び純利益を脚注で表示する形式で区分表示することを要求している。

同一の基準で、結合前と結合後の経営活動の成果を表示するために、結合前における各当事会社の取引が流動資産、流動負債、収益、売上原価及び期首の利益剰余金に与える影響を可能かぎり除去しなければならない。ただし、固定資産及び固定負債を含めて、非経常的な内部取引、及び 1 株当たり利益に与える影響については、除去しないことが認められている。この場合には、これを開示しなければならない。

このように、各当事会社の過年度財務諸表の再表示、及び結合期日前における当事会社の重要項目の脚注表示により、結合後の会社において、結合前の当事会社の情報不十分提供という欠点が改善されることになる。しかし、被結合会社の活動が、結合後の会社に与える影響を分析するために必要な情報については、何ら述べていない。財務情報の利用者は結合の経済的・財務的なインパクト、とくに将来の利益とキャッシュ・フローに与えるインパクトを理解するために情報が必要である。このため、内部成長と結合による成長を区別することは重要である<sup>179</sup>。

## (2) 結合後の資産処分の開示

1960 年代の持分プーリング会計に対して、もっとも批判された問題の 1 つは、企業結合を持分プーリング法で処理し、結合後、結合によって取得した資産の売却であり、そのインスタント利益を計上することである。それで、APBO 第 16 号は、持分プーリング法の条件として、重複設備や過大設備を除いて、結合後の会社は、結合後 2 年以内に、被結合会社の資産の重要部分を処分することを意図するまた計画することは禁じられる。さらに、インスタント利益を明らかにするため、会計報告において、重複または過剰設備以外の資産の処分による損益を特別に開示することを要求している<sup>180</sup>。すなわち、結合後の会社は、結合当事会社の資産の重要な部分、または分離可能なセグメントの処分による損益を別個

<sup>179</sup> Financial Accounting Standards Board (FASB), *Accounting for Business Combinations and Purchased Intangibles*, FASB Discussion Memorandum (1976), pp. 83-84.

<sup>180</sup> APB Opinion No.16, *op. cit.*, para. 60.



に開示し、その損益が結合後の会社の純利益と比較して重要であり、かつ資産の処分が結合後2年以内に行われるときは、その処分利益から税金を控除した額を非経常利益として表示しなければならない。

しかしながら、被結合会社またはその重要な資産の処分による損益を次の2つの形態に分類される<sup>181</sup>。第1形態は、企業結合時新しい会計の基礎が認識されたとき生じる損益、つまり、被結合会社の資産・負債の帳簿価額と結合時その公正価額の差額である。第2形態は、結合の日から資産を処分する日までの損益、つまり、結合時被結合会社の資産・負債の公正価額と売却する日のその公正価額の差額である。

通常の経営活動以外にこれらの資産を結合後処分することは、処分による損益との関連において、別個に識別され処理されるべき未記録の増価の結果である。また、被結合会社の識別可能資産について、既存の会計の基礎が継続するために必要な条件は、これらの資産が結合後の企業において、営業活動時継続して使用されることである。結合後、そうでないことを判定した場合には、結合時の会計処理は誤っていたことになる。したがって、それは修正されなければならない。少なくとも、結合時に新しい会計の基礎が認識されていたならば生じる処分損益と示すため、特別の開示がなされなければならない<sup>182</sup>。

### (3) 企業結合の記録日

企業結合の記録日は、結合後の会計の財務諸表に表示される営業活動の時間の範囲を決定するから、重要である。米国においては、会計年度末近くまたは会計年度終了後に企業結合を行って、被結合会社の利益は結合会社の利益に加えることになり、そこで予定した1株当たり利益が増加することになる。APBO第16号は、企業結合を結合期日に記録すべきである。歴史的事実を示すことによって、結合会社おける公正な表示を確保し、利益操作を排除される。これとともに、企業結合が会計年度末に完了していないが、その年度の財務諸表を公表する前に完了した場合には、結合の実態及び結合が財政状態と経営成績に与える影響を当該財務諸表の脚注に補足情報として開示すること、つまり、偶発事象の脚注表示を要求している<sup>183</sup>。

Burton は、もし首尾一貫した方式を採用するなら、会計年度終了後の持分プーリング法について、①結合当事会社の影響の開示を遡及的に再表示する現在の実務を認めるか、②

<sup>181</sup> FASB, *op. cit.*, p. 80.

<sup>182</sup> *Ibid.*, p. 81.

<sup>183</sup> APB Opinion No.16, *op. cit.*, para. 61&62.

基本的な財務諸表には報告主体の直接支配下にある企業の当該年度の結果のみを示し、その時点以後の活動を別個に報告し、脚注にプロフォーマ基準による結合の方法、いずれかをとるすべてであると論じる<sup>184</sup>。

#### (4) 企業結合に関する開示事項

APBO 第 16 号は、企業結合に持分プーリング法で処理される場合の開示事項を次のように規定している<sup>185</sup>。

- ①結合後の会社は、当該期間に持分プーリング法によって処理された結合が行われることは、その財務諸表に示さなければならない。当期の表示及び過年度の表示の基準は、見出しまたは脚注によって財務諸表に開示することができる。
- ②結合後の会計の財務諸表における注記は、結合後行われる期間に次の事項を開示し、かつ持分プーリング法によって処理したことを開示しなければならない。
  - (a) 結合当事会社の名称と簡単な説明。ただし、結合前における当事会社の名称が結合後の会社に引き継がれた場合には、当該引き継がれた会社については除く。
  - (b) 会計処理は、すなわち持分プーリング法によること。
  - (c) 結合に際して発行された株式に関する説明と株数。
  - (d) 当期の純利益に結合される、結合前における当事会社の営業活動の結果の明細。これには、収益、非経常損益、純利益、その他の株主持分の変化、及び内部取引の金額と会計処理法が含まれる。
  - (e) 結合当事会社が同一の会計実務を採用するために、その純資産を修正した場合、その修正の性質は、その変更が各当事会社の結合前の報告純利益、及び当期の比較財務諸表における純利益に与える影響の記述。
  - (f) 結合当事会社の会計期間の変更によって生じる利益剰余金の増減の明細。この明細には、少なくとも、営業活動の結果の報告から除外された期間の収益、費用、非経常損益、純利益、株主持分のそのたの変化を含めなければならない。
  - (g) 当期の財務諸表及び財務要約に表示される結合後の金額とともに、結合を行うために株式を発行する会社が、結合前に報告した収益及び利益の金額の調整。結合を行うために新会社が設立された場合には、過年度における結合利益を含む当事会社

---

<sup>184</sup> Burton, *op. cit.*, p. 47.

<sup>185</sup> APB Opinion No.16, *op. cit.*, para. 63&64.

の利益を開示することができる。

(h) 財務諸表に注記することによって開示される情報には、結合当事会社の株主に提供する企業結合原案に関する情報として、プロファーマ基準に基づく情報を含めなければならない。

③企業結合が財務諸表を公表する前に行われるが、財務諸表作成日に完了していないか、または財務諸表作成日後に開始される場合には、その結合の影響の明細を財務諸表に注記しなければならない。その明細には、結合が財務諸表作成日に行われるかのよう  
に、収益、純利益、1株当たり利益、及び予想される会計方法の変更の影響を含めなければならない。

FASB の調査によれば、ほとんどすべての財務情報利用者はこれらの開示事項を極めて有用であると考えている<sup>186</sup>。とくに、1株当たり利益については説明が必要である。持分プーリング法の場合には、結合当事会社の結合前の財務諸表が修正されて再表示されるから、結合に伴う修正・変更の影響を開示しなければならない。

## 2. パーチェス法における会計報告基準

APBO 第 16 号はパーチェス法における会計報告基準として、財務諸表における開示事項、プロファーマ財務諸表、被結合会社の個別財務諸表の開示と修正、結合期日の 4 つを設定している。

### (1) 財務諸表における開示事項

パーチェス法では、企業結合は取得会社が被取得会社の取得することは、通常の経営過程において資産を購入する時と同じように考える。したがって、被結合会社の資産・負債は公正価額で、取得会社の資産・負債と結合され、結合期日における貸借対照表が作成される。結合後の損益計算書は、持分プーリング法の場合と異なり、被結合会社の営業活動の結果が結合期日以後の期間のみ計上して作成される。また、結合後の会社の財務諸表と比較されるのは、取得会社の結合前の財務諸表である。しかし、取得会社の結合前の財務諸表と結合後のそれを単純に比較することはできないため、パーチェス法において、プロファーマ基準による財務諸表の表示と、当該企業結合が利益を与える影響を開示することが必要である。

---

<sup>186</sup> FASB, *op. cit.*, Appendix D-25.

APBO 第 16 号は、企業結合をパーチェス法で処理される場合に、財務諸表における開示は次のようになる<sup>187</sup>。

- ①取得会社の財務諸表における注記は、企業結合が行われる期間に次の事項を開示し、パーチェス法によって処理されることを開示しなければならない。
  - (a) 被結合会社の名称と簡単な説明。
  - (b) 結合の会計処理法、すなわち、パーチェス法によること。
  - (c) 被結合会社の営業活動の結果が、取得会社の損益計算書に含まれる期間。
  - (d) 被取得会社の原価及び適用可能であれば、発行されまたは発行可能な株式の数、発行されまたは発行可能な株式に割当てられる金額。
  - (e) 取得したのれんの償却計画の説明、償却方法、及び償却期間。
  - (f) 取得契約に際して定められる条件付支払、オプション、または取決め、これらについて予定している会計処理法。
- ②企業結合が行われ、パーチェス法によって処理される期間における取得会社の財務諸表の注記には、プロファーマ基準に基づいて、次の経営活動の成果を補足情報として含めなければならない。
  - (a) 取得が期首または期首に近い日に行われる場合には、期首に結合が行われるように、当期の営業活動の成果を含めること。
  - (b) 比較財務諸表が示される場合には、その期間の期首に結合が行われるように、結合直前の期間の営業活動を示すこと。

補足情報として示されるプロファーマ情報は、収益、非経常損益加減前の利益、純利益、及び 1 株当たり利益を示さなければならない。プロファーマ情報を示すために、法人税、支払利息、優先株式に対する配当、有形固定資産の減価償却費、及び無形資産の償却費、結合を記録することに際して認められた会計基準に修正されなければならない。結合取引以前の営業活動の結果に関するプロファーマ表示は、結合直前のものに限定されなければならない。

1960 年代に、パーチェス法の会計報告における問題の 1 つは、結合対価が適切に表示されていないことである。APBO 第 16 号は、取得契約に際して取決めをした条件付対価の明細と、その会計処理法を開示すること、発行されたまたは発行可能な株式の数と、その金

---

<sup>187</sup> APB Opinion No.16, *op. cit.*, para. 95&96.

額を開示すること、貸借対照表の脚注に被結合会社の原価または発行株式の市場価額を開示することを要求する。また、のれんの測定と償却については、APBO第16号はのれんの償却期間は40年を超えないことを強制的に定めている<sup>188</sup>。のれんの償却を40年以内にするれば、償却期間は企業の計画に従って決定できるし、償却方法と原則として定額法としていますが、定額法以外の方法も利用できる。このため、のれんの償却計画、償却方法、及び償却期間を脚注に開示しなければならない。

## (2) プロファーマ財務諸表

APBO第16号は比較目的のため、プロファーマ情報の開示を要求している。この財務諸表と比較される過去の財務諸表は、例えば前期の財務諸表は、前期の期首に結合当事会社が結合されたように、損益、財政状態、及び財政状態の変動の仮定的な結果を示さなければならない。

このプロファーマ財務諸表の作成に際して、次のような問題があった。まず、結合のときに、被結合会社の資産・負債に割り当てられ、または割り当てられるべき何らかの新しい会計の基礎、つまり公正価額は、これらの資産・負債の過去に遡及して適用されるかどうかである。APBO第16号は法人税、支払利息、優先株式に対する配当、減価償却費、及び無形資産の償却費を、結合を記録することに際して認識された会計の基礎に修正しなければならない。これは、新しい会計の基礎が過去に遡及して適用されなければ、プロファーマ情報が、結合後の期間の資料と比較可能な基礎に基づいて表示されないためである。このアプローチでは、結合時における資産・負債の測定は、プロファーマ情報が提示される期間の期首に遡及して適用される。FASBの調査によれば、もっとも多く指摘された困難は、取得会社と被取得会社の会計記録が適切でないことと、会計年度の差異に関連するものである。また、指摘されたもっとも多い異常は次の3つである<sup>189</sup>。

- ①重要と認められるが、プロファーマ情報において計数化できない営業活動の全体的な変化。
- ②結合前の被取得会社における損失または費用は、結合が提示された期間の期首に行われるとすれば、必ず発生するとは限らないこと。
- ③結合が提示された期間の期首に行われるとする場合の条件と、結合条件が異なること。

---

<sup>188</sup> APB Opinion No.17, *Intangible Assets* (1970), para. 29.

<sup>189</sup> FASB, *op. cit.*, Appendix E-12-14.

また、企業のセグメントの計画された処分、または結合によって生じるその他の資産・負債を含めて、経営活動の変化に対する修正を過去に遡及して適用するかどうかである。結合後の企業は、資産の重要部分と当事会社の1つ以上を処分することがある。APBO 第30号は、企業のセグメントの処分による損益の認識を含めて、企業のセグメントの営業活動の変化を、財務諸表に特別に表示すべきとしている<sup>190</sup>。これに関連する問題は、過年度のプロファーマ財務諸表が当該営業活動を中止、変更、処分するかのよう、表示されなければならない。

そして、純利益の金額が変更されるならば、これによって影響を受ける項目、例えば、利益の分配も修正されるのか、または少なくとも開示されるのかの問題である。結合に遡及的な影響を与えるプロファーマ財務諸表において、ある項目の基礎となっている金額が変更される場合、これらの項目は、実際に行われるように営業活動の結果を示すことを根拠として修正しない見解と、提示される期間に結合される場合における営業活動の結果を示す目的で、この修正を認識する見解がある。APBO 第20号において、プロファーマ基準に基づいて計算される非経常損益加減前の利益と純利益は、新たに採用された会計原則が影響する全期間に適用されるように、全期間の損益計算書の本文に表示されなければならない<sup>191</sup>。

### (3) 被取得会社の個別財務諸表の開示と修正

被結合会社が結合時及び結合後に与える影響を明らかにするためには、被取得会社の個別財務諸表を開示することが必要である。この場合、パーチェス法においては、個別財務諸表を新しい会計の基礎に基づいて開示するかどうかが問題になる。AICPAの手引書によれば、会社取得はそれ自体オリガニゼーションを構成するものではないから、被取得会社の財務諸表において、資産を再表示することは適切ではない。しかし、被取得会社にとって原価に基づく財務諸表、及び親会社にとって原価に基づく同一営業活動に関する財務諸表が、他人に対して交付するために作成される場合には、他の財務諸表が異なる基準に基づいて作成されていることを示すため、財務諸表の脚注に示す必要がある。そして、被

---

<sup>190</sup> APB Opinion No.30, *Reporting the Results of Operations Reporting the Effects of Disposal of a Segment of a Business and Extraordinary, Unusual and Infrequently Occurring Events and Transactions* (1973), para. 13.

<sup>191</sup> APB Opinion No.20, *Accounting Changes* (1971), para. 19.

取得会社の財務諸表について、こうした脚注表示はいつそう適切なことになる<sup>192</sup>。

この問題について、賛否両論の議論がある<sup>193</sup>。賛成する意見は、結合後の財務諸表は新しい会計の基礎で開示されることが適切である場合には、被結合会社の個別財務諸表もまた新しい会計の基礎を認識しなければならない。その理由は、こうした財務諸表は投資や与信の意思決定に際して、財務諸表の利用者にいつそう適切な情報を提供するからである。これに対して、反対する意見は、結合後の企業の財務諸表において新しい会計の基礎を認識しても、被取得会社の個別財務諸表については、既存の会計の基礎を留保すべきであるとする。その理由は、会社の取得は所有主持分の変化を表すが、歴史的原価主義では、個別財務諸表においては、新しい会計の基礎は確立されないからである。

#### (4) 取得期日

結合期日は、被取得会社から資産を受け取り、対価を提供した日である。しかしながら、結合会社は便宜のため、結合の開始日と完了日の間の会計年度末を結合期日として指定することができる。結合契約書において、被取得会社に対する支配権がこの指定日に移転することが定められている場合には、会計上、その指定日が結合期日とされる。結合期日を資産譲渡の日以外の日と指定した場合には、被取得会社の原価及び純利益は、会社の譲渡の日における対価に関わる計算利子だけ減じなければならない。そして、結合が行われる期間における取得会社の損益計算書には、取得会社における原価に基づいて、結合期日以後の被取得会社の利益を含めなければならない<sup>194</sup>。

### 3. APBO 第 16 号以後の企業結合会計

APBO 第 16 号は、1960 年代における持分プーリング会計の濫用状況に対して、その適用条件を詳細に設定し、持分プーリング会計の利用を制約しようと試した。APB は、1973 年に FASB に改組され、FASB は企業結合会計全般の諸問題を研究課題の 1 つに組み入れ、1976 年に「企業結合会計と買入のれん」を発表した。

APBO 第 16 号は、ニューヨーク株式取引所と米国株式取引所の全面的な支持を受けた。両株式取引所は、上場会社全社の社長に対して APBO 第 16 号を通知し、企業結合を持分プーリング法で処理する場合には、結合に際して発行する株式について届出書を提出すると

---

<sup>192</sup> AICPA, *Technical Practice Aids* (Commerce Cleaning House, 1975), para. 76.10.11.

<sup>193</sup> FASB, *op. cit.*, p. 115&116.

<sup>194</sup> APB Opinion No.16, *op. cit.*, para. 93&94.

き、その結合取引がAPBO第16号における持分プーリング法の条件に適合していることを詳細に示して、公認会計士の意見を書面で提出するように義務づけた。しかしながら、APBO第16号の発効日1970年11月1日以降においても、依然として持分プーリング法は広く利用されていた。AICPAの調査によれば、1970年代の持分プーリング法とパーチェス法の適用状況は、図表7-1のようになる。この調査によれば、持分プーリング法の適用は減少する傾向があるが、これらの企業結合において、株式による結合件数は明らかでない。

図表7-1 1970年代における持分プーリング法と買収法の利用状況

| 年度       | 1970 | 1971 | 1972 | 1973 | 1974 | 1975 | 1976 | 1977 | 1978 | 1979 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 持分プーリング法 | 139  | 100  | 102  | 89   | 50   | 31   | 43   | 48   | 48   | 39   |
| パーチェス法   | 155  | 133  | 160  | 163  | 140  | 75   | 103  | 118  | 149  | 185  |

出所：AICPA, *Accounting Trends & Techniques*, 28th ed.-34th ed.から作成。

また、Calvinの研究によれば、1972—1973年に、ニューヨーク株式取引所に上場されている会社の普通株式交換による結合総数のうち、持分プーリング法は83.15%であり、1969—1970年の79.51%より増加している<sup>195</sup>。

このように持分プーリング法が広く利用されても、1960年代におけるように持分プーリング法の適用条件を侵害して利用するのではなく、APBO第16号の持分プーリング法の適用条件は厳守されている。持分プーリング法の利用度が高いのは、規模基準が持分プーリング法の適用条件から除去されたためと考えられる。これは、一連の会計研究公報及びAPB意見書第16号及び第17号草案に対する企業サイドからの主要な反対が、規模基準に向けられたことから推察される。これは、Calvinの調査から明らかである。

Calvinの調査によれば、次のことが明らかにされている。

- (1) 相対的規模基準として、最低限5%の基準を設定すれば、持分プーリング法の約89%が除去され、10%の基準を設定すれば、持分プーリング法の約96%が除去される。した

<sup>195</sup> Calvin, E., *An In-Depth Inquiry into Current Practices in Accounting for Business Combinations* (City University of New York, 1977), pp. 46-113.



がって、会計研究公報第 48 号の規模基準が存続していたならば、持分プーリング法の大部分はパーチェス法として処理されなければならない。

- (2) この 2 年間の企業結合による収益の増加は、約 90 億ドルの収益増加のうち、約 76% は持分プーリング法によるものである。
- (3) この 2 年間の企業結合について、普通株式を用いて行われる企業結合の市場価額は、85 ドルを超えている。また、この市場価額の約 90% は、持分プーリング法で処理された。持分プーリング法による帳簿価額は、市場価額の約 3 分の 1 である。
- (4) 持分プーリング法全体の 3.2%、債務超過会社の結合で、純資産の帳簿価額はマイナスである。
- (5) 企業結合の会計方法が 1 株当たり利益に与える影響は、企業結合によって異なる。
- (6) 明らかに、企業結合に対するただ 1 つの経済的現実である。しかし、使用される会計方法によって、報告される企業結合の経済的效果は大きく異なる。

これらの調査結果からみると、APBO 第 16 号は部分買収・部分プーリングの防止には効果をもったが、持分プーリング法の利用防止については、全般的にはあまり役立たなかったといえる。そしてこれは、持分プーリング法の条件から規模基準を除去したことによる。このことは、企業結合会計は会計責任主体、つまり支配主体を基底として構築し、それを強制的に厳守しなければならないことを示している。

しかし、APBO 第 16 号は、ARB 第 40 号と異なって、持分プーリングの条件を強制し、株式取引所もこれを支援しているため、持分プーリング法の適用は 1960 年代よりかなり制約されていることは確かである。見方によれば、APBO 第 16 号は、1969 年以降の結合数の減少に貢献し、資産と利益を考慮した資本予算的方法で、いっそう健全な方法による結合を促進したと考えられる。米国における企業結合の件数及び方法は、企業環境の影響を強く受けるので、その環境を考慮しなければ、持分プーリング法の使用度について言及することはできない。

#### 4. 企業結合会計論

APBO 第 16 号は持分プーリング会計の利用を抑制することを試みたが、失敗し、その発表後も、企業結合会計に関する議論は依然として多い。これらの議論においては、これまでの企業結合会計論と基本的に異なる新しい見解はほとんど見られない。

例えば、Langer は、企業経営者の意思決定に対する会計責任を明らかにする点から、持

分プーリング会計を除去すべきであると主張する<sup>196</sup>。Langer は、Wyatt と同様に、一応は結合当事会社の経営者の意思決定に対する会計責任との関連で、パーチェス法と公正価額プーリング法を認める。しかし、結合後の会社と新実体として処理することは、取得会社の識別に際して、51 対 49%などの相対的規模について問題が生じるのが欠点であるとし、株主の議決権が多いほうの会社を取得会社とする方法が、実行が容易という長所を持つと主張する。つまり、Langer の所説は、議決権の大小によって取得会社を決定し、すべての企業結合を買収会計で処理する一元説である。

Dewberry は、どのような会計方法も次の目的に適合しなければならないとして、彼の提唱する会計方法の基礎とする<sup>197</sup>。

- (1) すべての企業結合に対して、適切な 1 つの方法がなければならない。
- (2) 結合後の財務諸表は、可能なかぎり首尾一貫し、比較可能でなければならない。
- (3) 既存の会計理論のパラメーターは、新しい基準ができるだけ首尾一貫性をもって展開できるように、観察されなければならない。
- (4) 会計方法はできるだけ単純化され、実践可能でなければならない。
- (5) 測定上の諸問題を少なくし、客観的な測定原則が守られなければならない。
- (6) 会計方法は、会計について新しく生じる枠組に対して、容易に順応しようでなければならない。

そこで、Dewberry は、結合に際して使用される対価に関係なく、すべての企業結合を 1 つの方法で処理することを提唱する。

- (1) 会計の基礎－取得会社及び被取得会社のいずれについても、資産・負債の新しい会計の基礎を認識しないで、帳簿価額で結合する。
- (2) 利益－被取得会社の利益、取得日以後の期間については、結合後の財務諸表に示されるが、取得日以前の期間の利益は再表示されない。取得日以前の被取得会社の利益剰余金は、結合後の財務諸表に含めない。
- (3) 支払った対価の公正価額が取得した純資産の帳簿価額を超える額は、結合後の財務諸表において、結合後の株主持分からの控除の形式で示される。この場合、公正価額について信頼できる指標がない場合には、帳簿価額のような基準が用いられなければならない

---

<sup>196</sup> Langer, *op. cit.*, p. 205.

<sup>197</sup> Dewberry, J. T., "A New Approach to Business Combinations," *Management Accounting* (November 1979), p. 45.

い。取得した純資産の帳簿価額が取得した子会社の原価より大きい場合には、その超過額は結合後の株主持分に加えて示される。

- (4) 原価と取得純資産の帳簿価額の差額は、取得日以後における被取得資産の損益に基づいて、結合後の利益剰余金に対して直接償却される。

この方法は、資産・負債を結合当事会社の帳簿価額で結合することにおいて持分プーリング会計に類似する。しかし、のれんまたは消極のれんを株主持分から控除または加算する形式で示すことによって、のれんの存在を示し、株主持分の区分において結合取引の経済的実質を財務諸表に反映すると意図していること、利益剰余金に対してではあるが、のれんを每期償却していくこと、被取得会社の利益剰余金を引き続がないことにおいて、買収会計に類似する。

Dewberryは、この方法の長所として、前述の目的と関連において、次のことを指摘している<sup>198</sup>。

- (1) 同一の方法がすべての企業結合に使われ、しかも会計の基礎を変更していないから、この方法は会社間の比較可能性を改善する。
- (2) この方法は、取得資産を支払った対価の額で記録しないから、既存の会計理論のパラメーターと一致しない。しかし、当該主体にとっての企業結合のもつ意味は、ルールを多少曲げてでも正当化される。
- (3) この方法は、取得資産を歴史的な原価基準に基づいて評価するから、客観的な測定原則を用い、したがって、パーチェス法より適用がもっと簡単である。
- (4) 被取得会社の利益は、取得日まで記録されないから、期間比較が高められる。
- (5) この方法は、のれんを計上しないから、測定上の利点がある。
- (6) この方法は、支払対価と取得純資産の公正価額ではなく、支払対価と取得純資産の帳簿価額との差額を測定するから、被取得会社の財務諸表が一般に認められた会計原則に従って、公正に示されているならば、消極のれんはほとんど生じない。たとえ、消極のれんが生じて、この方法によれば首尾一貫して処理される。
- (7) 新しい会計の枠組によって招来される変化に関係なく、この方法は容易に適用することができる。時価主義会計に重点をおいた新しい枠組が必要とされるならば、この方法の手続は、両当事会社の財務諸表を同一の基礎に基づいて示すから、変化しな

---

<sup>198</sup> *Ibid.*, pp. 47-49.

い。

## 5. FASB の調査研究

FASB は、企業結合会計の問題全般に検討するために、企業結合会計と買入のれんに関する調査研究を行い、1976年8月に討論資料として「企業結合会計と買入のれん」を発表した<sup>199</sup>。この調査研究は、企業結合会計と買入のれんに関する主要な見解と調査結果を整理したものであり、FASB 自体の見解を示したものではない。しかし、この討論資料から、FASB が企業結合会計を解決しようとする方向を見出すことができる。

FASB は、まず、財務会計の基礎として会計主体を重視し、その重要性を次のように述べている。「財務会計は、財務会計の諸要素、すなわち資産、負債、所有主持分、収益、及び費用と、これらの要素のいろいろなカテゴリーに影響を与える事象と取引を記述するため、会計主体を必要とする」<sup>200</sup>。そして、この会計主体を基礎として、企業結合時における識別可能資産及び負債の可能な会計主体を、新しい会計の基礎の認識に基づいて、次の4つに整理している。

- ①新しい会計の基礎を認識しない方法
- ②被結合会計のみに新しい会計の基礎を認識する方法
- ③結合当事会社すべてに新しい会計の基礎を認識方法
- ④その他

①から③までの方法は、これまでの①持分プーリング、②パーチェス法、③公正価額プーリング法である。④その他の方法は、この討論資料に対する回答者の会計方法を考慮して設けられたものである。

これらの会計方法を企業結合にどのように適用するかである。FASB は、これらの会計方法の適用を決定する重要な要素として、次の3つを挙げている<sup>201</sup>。

- ①企業結合の経済的実質
- ②財務諸表利用者の情報の必要性
- ③新しい会計の基礎が生じる場合に含まれる測定問題

---

<sup>199</sup> FASB, *Accounting for Business Combinations and Purchased Intangibles*, FASB Discussion Memorandum (1976).

<sup>200</sup> *Ibid.*, p. 9.

<sup>201</sup> *Ibid.*, p. 10.

①は経済的性格アプローチ、②は財務諸表有用性アプローチと呼ばれるものである。①における経済的実質とは、結合に直接含まれる当事者によって知覚される経済的見地からの結合の本質である。この企業結合の可能な経済的実質として、次のように説明している<sup>202</sup>。

①結合当事会社は、結合前におけるそれぞれの会社の営業活動をともに行うために結合される。

②結合当事会社は他の会社の純資産に対して、支配持分を取得する。

③結合当事会社のいずれの性格または営業範囲と相当に異なるような、新しい経済実体が生じる。

①は持分プーリング法、②はパーチェス法、③は公正価額プーリング法である。こうした企業結合の経済的実質が何によって決定されるかは、すべて考察したように、色々な議論がある。FASBはその主な決定要素として、これまで提唱されてきた議論を次のように整理している<sup>203</sup>。

①企業結合に関与する当事者の結合の動機及び期待

②企業結合に際して提供される対価の形態

③企業結合が被結合会社の株主の所有主持分に与える影響

④企業結合における支配的な当事会社の識別の有無

⑤その他

⑤のその他の見解は、税法の立場を強調し、すべての非課税結合を持分プーリング、課税の対象とされるすべての結合をパーチェス法とする見解などが含まれる。

財務諸表利用者の情報の必要性は、結合後の企業の財務諸表に対する利用者の実務と必要性であり、企業結合の会計方法を決定する第2の要素である。それは、企業結合の経済的実質と個別の立場から企業結合の会計方法を決定するものであり、持分プーリング・買収・公正価額プーリングの企業結合形態とは結びつかない。

財務諸表利用者の企業結合情報の必要性については、FASBは独自の調査を行っている。この調査は、1970年のAPBステートメント第4号「企業の財務諸表の基礎となる基本的諸概念及び会計原則」(APB Statement No.4, *Basic Concepts and Accounting Principles*)

---

<sup>202</sup> *Ibid.*, p. 10.

<sup>203</sup> *Ibid.*, p. 11&32.

*Underlying Financial Statements of Business Enterprises*) と財務諸表の目的に従って、財務諸表を投資意思決定と信用授与決定の分析用具と仮定し、財務アナリスト、信用授与者、投資・信用の意思決定をするその他の職業的利用者に対するアンケート調査によっている。これらの調査によって、次のことが明らかにされている。

- ①企業結合の会計処理より十分な開示の必要性のほうが大きいとする見解
- ②企業結合の会計処理については多くの見解の相違があり、解答しえない問題を提起するから、会計処理に関係なく、企業結合の実質を知覚することができるとする見解
- ③会計処理の相違が1株当たり利益や株価収益率に重要な影響を与えるかぎり、会計処理は依然として重要であるとする見解

また、識別可能な資産及び負債の会計処理に関する見解は、次のようになる。

- ①新しい会計の基礎が生じない方法を選好するもの
- ②被結合会社の識別可能資産・負債についてのみ、新しい会計の基礎を認める方法を選好するもの
- ③すべての結合当事会社について、新しい会計の基礎を認める方法を選好するもの

この調査結果は、財務諸表利用者の間でも、最も有用な会計情報を提供するような会計方法について、意見の一致がないことを示している。

## 第8章 持分プーリング法の廃止

### 1. 持分プーリング法廃止の背景

1980年代に入ると、図表8-1及び図表8-2のように、企業結合において持分プーリング法を適用する企業数が大幅に減少することになる。1960年代において持分プーリング法を適用する企業の割合が50%近かったのに対して、1990年代においては持分プーリング法を適用する企業の割合が10%程度まで下落したことになる。その原因は、持分プーリング法の適用条件を12項目設定したAPBO第16号の発表にあると思われる。

図表8-1 1980年代における企業結合会計の実務

| 年度    | 持分プーリング法の件数 | パーチェス法の件数 | 持分プーリング法の割合 |
|-------|-------------|-----------|-------------|
| 1980年 | 34          | 159       | 18%         |
| 1981年 | 30          | 156       | 16%         |
| 1982年 | 24          | 145       | 14%         |
| 1983年 | 26          | 154       | 14%         |
| 1984年 | 23          | 194       | 10%         |
| 1985年 | 24          | 200       | 11%         |
| 1986年 | 22          | 239       | 8%          |
| 1987年 | 21          | 194       | 10%         |
| 1988年 | 14          | 216       | 6%          |
| 1989年 | 18          | 219       | 8%          |

出所：AICPA, *Accounting Trends & Techniques*, 35th ed.-44th ed.から作成。

図表 8-2 1990年代における企業結合会計の実務

| 年度    | 持分プーリング法の件数 | パーチェス法の件数 | 持分プーリング法の割合 |
|-------|-------------|-----------|-------------|
| 1990年 | 10          | 190       | 5%          |
| 1991年 | 16          | 160       | 9%          |
| 1992年 | 17          | 182       | 9%          |
| 1993年 | 21          | 200       | 10%         |
| 1994年 | 19          | 215       | 8%          |
| 1995年 | 32          | 244       | 12%         |
| 1996年 | 32          | 256       | 11%         |
| 1997年 | 38          | 278       | 12%         |
| 1998年 | 27          | 317       | 7%          |
| 1999年 | 54          | 343       | 14%         |

出所：AICPA, *Accounting Trends & Techniques*, 45th ed.-54th ed.から作成。

1998年12月G4+1<sup>204</sup>は、「企業結合の会計処理方法を1つに収斂させるための勧告」<sup>205</sup>を発表した。G4+1は、企業結合会計処理方法——持分プーリング法とパーチェス法を検討した上で、パーチェス法が採用されるべきであり、企業結合会計処理方法を一本化することを指摘した。その理由について、G4+1は次のように論じた<sup>206</sup>。まず、持分プーリング法の場合には、公正価額を反映しないことから将来予測の目的を達成することが難しい。それに対して、パーチェス法の場合には、被取得会社の資産・負債を公正価値で評価することは、情報の利用者にとって有利になる。また、持分プーリング法の概念的基礎について、幅広い合意に欠けていることが指摘された。その本質である持分の結合については、株式の交換によって実行される企業結合では所有主持分を継続することになるが、所有主持分の同一性を維持するわけではない懸念が示される。そして、財務諸表作成者、監

<sup>204</sup> G4+1は、英国、オーストラリア、ニュージーランド、カナダおよび米国の5か国の会計基準設定機関及び国際会計基準委員会から構成される。

<sup>205</sup> G4+1, *Position Paper: Recommendations for Achieving Convergence on the Methods of Accounting for Business Combinations* (International Accounting Standards Committee, 1998).

<sup>206</sup> *Ibid.*, p. 58.



査人、規制当局、財務諸表利用者にとって、パーチェス法のほうが理解しやすいことである。その3つの原因から、G4+1は、企業結合時適用される会計処理方法として、パーチェス法が適切であると結論づけた。

FASBはG4+1の「企業結合の会計処理方法を1つに収斂させるための勧告」基準設定参加者として、企業結合会計の改訂を始めた。2001年6月に、FASBは財務会計基準書第141号「企業結合」(*Statement of Financial Accounting Standards No.141: Business Combinations*、以下、SFAS 141と略称)を発表した。SFAS141によれば、企業結合の会計処理基準として、持分プーリングを廃止し、すべての企業結合の会計処理がパーチェス法で処理されることになる。その背景としては、SFAS141によれば、持分プーリング法とパーチェス法を同時に認めることの弊害が挙げられる。具体的には、企業結合の会計処理における経営者の恣意性、識別基準を設定することの困難性、比較可能性などである。つまり、1つの会計事象に対して複数の処理方法を認めることによって、経営者に選択の余地を与えてしまっているのである。加えて、異なる会計処理方法を適用する取引に恣意性があるかどうかをはっきりと確認することが難しい。さらに、経済的に類似する取引について異なる方法が適用されることにより、まったく異なる財務諸表が生み出されることで、比較可能性がなくなることも問題になる。そこで、FASBは企業結合会計において、すべてに同一の会計処理を適用する方向を打ち出したのである。

2001年のSFAS141と国際財務報告基準第3号「企業結合」(*International Financial Reporting Standards No. 3: Business Combinations*、以下、IFRS No.3と略称)によって、米国会計基準と国際会計基準において、企業結合会計処理方法はパーチェス法に一本化することになった。米国会計基準と国際会計基準にコンバージェンスするためには、2008年に日本会計基準も持分プーリング法を禁止し、パーチェス法のみ処理されることになる。

## 2. 米国における持分プーリング法の廃止

2001年公表のSFAS141及びその改訂版である2007年12月公表のSFAS141R並びにSFAS160では、企業結合の本質が支配の継続性から判断されている。企業の支配が失われたかどうかで事業投資の継続・非継続が判断され、その事業を構成する資産・負債の評価替えもそれに依存する。株主資本の投下と回収ではなく、企業資産の増加と減少に基づいて利益が測定される。このように、米国会計基準では、企業結合の経済的実質に関する判断基準が持分の継続性から支配の継続性に変化し、それに伴う利益の認識が行われること

が明らかにされている。以下に示すように、持分プーリング法の欠点としては、具体的に情報有用性、企業にとってのコスト負担、経済的な資源配分への悪影響などが挙げられる。

- (1) パーチェス法と比べて、持分プーリング法は情報有用性が低い。企業結合が行われるとき、パーチェス法で処理すれば、被取得会社は公正価値で評価することになる。それに対して、持分プーリング法で処理すれば、被取得会社は帳簿価額で評価することになり、投資家や財務諸表の利用者にとって、目的適合性が乏しい。帳簿価額で比較することにより、投資の価値を示しておらず、投資後のパフォーマンスの評価やそのパフォーマンスを他の企業と比較するための情報が提供されないことになる。また、被取得会社が所有している未認識の無形資産などが評価されず、適切にオフバランスされることができないと考えられる。
- (2) 持分プーリング法を適用すれば、付加的なコスト負担が生じることになる。財務諸表の利用者にとって、パーチェス法から作成される財務諸表と持分プーリング法から作成される財務諸表を比較するための分析コストが生じる。また、持分プーリング法によれば、結合後の利益や投資利益率を大きくすることができるため、企業は持分プーリング法の適用要件を満たすために公認会計士やコンサルタントに対して多くのコストを支払うことになると考えられる。
- (3) 持分プーリング法の適用は経済的資源の配分に悪い影響を与える。M&Aの市場において、持分プーリング法が不公平な競争市場を生み出すことになる。持分プーリング法を適用する企業は、投資金額と投資成果を報告する必要がないから、パーチェス法を適用することにより、高い対価をターゲット企業に支払うことができる。また、持分プーリング法で処理すれば、パーチェス法を適用した場合に生じる利益に対するペナルティーを支払わなくなる。この利益に対するペナルティーは株価に影響を与えることが考えられる。さらに、持分プーリング法によれば、結合後の1株当たり利益を高く報告することができる。
- (4) 持分プーリング法の根本——持分の継続には曖昧さが存在している。持分の継続とは、企業結合が株式によって行われた場合、それにより所有主持分に変化は生じず、企業結合の前後でそれぞれの株主のリスクと便益に変化が生じていないことを意味している。つまり、企業結合によって株主構成が変化するだけであり、投資の継続性が断たれるわけでもなく、事業内容に変化が生じるものではないと見なすのである。このことから、企業結合に際して被取得企業を再評価する必要がないというのが持分プーリング法の論

拠になる。持分が継続しているか否かを判断するためには、形式的には次の事象に依存することになる。例えば、企業結合による対価形態、議決権の交換割合や結合後の経営者の支配構成などである。所有主持分が合体された結合後の企業においても所有主持分が継続しているためには、対価が株式であることが必要である。持分プーリング法を適用するためには、90%の議決権付普通株式の交換が要件、といった人為的な判定基準も生まれたのである。また、企業結合前後でリスクと便益に影響を及ぼさない点を重視することから議決権の行使が制限されないことや個々の株主間の持分比率が変化しないことも重要な適用要件となる。企業が所有する資産・負債に対する支配に変化が生じているので、これを認識すべきである。会計の新たな基礎を認識することが必要となる。ここで留意すべきは、所有主持分グループの構成が毎期変化していても、会社が所有している資産に影響しないことから会計認識は必要ない。しかし、企業実体が支配する経済的資源が取引によって変化するときには、企業自体が支配する新しい資産に影響を与えることになり、この場合に新たな会計の基礎を認識する必要がある。経営者が所有する経営資源に変化が生じた場合には、会計記録に反映させるための行為が必要になる。そのため、相対的規模が同等な企業の結合の場合には、結合後の企業は結合前の企業と組織や事業が大幅に変化することが予想される。

以上の4つの中で最も批判されたのは、企業結合時における被取得会社の無形資産のオフバランスの問題である。米国において、財務情報の透明性を求めることから、無形資産の評価への関心は非常に高まっている。FASBが持分プーリング法の廃止を公開草案で提示したときから米国産業界ではこれに対し強い反対があったが、これは持分プーリング法によれば被取得企業の有する無形資産を公正価値で評価しなくともよいという点に深く関係しているように思われる。産業構造の中心が重厚長大型産業からソフト産業へ移行したことを背景に、持分プーリング法はソフト産業にとって非常に使い勝手のよい方法であったのである。持分プーリング法を好む企業というのは、例えば、知的財産やブランドネーム、著作権、顧客名簿、研究開発資産などの無形資産を多く所有している企業である。持分プーリング法によれば、これらの無形資産は帳簿価額で記録され、また取得に際し多くの無形資産は記録されず、結合前の価格すなわちゼロのままということになる。これにより、企業は購入した無形資産から得られる利益を報告することができるが、取得したはずの無形資産を償却する必要はなく、利益への償却負担が生じることがないのである。無形資産の公正価値が巨額であれば、当該方法は企業に多くのメリットをもたらすことになる。

SFAS141 が注目される理由は、合併と買収の経済的類似性と取得原価主義との整合性である。まず、合併と買収の経済的類似性は、結合会社は株式を発行し、その分の株式を売却して現金を得ることになり、その現金は企業結合時、支払対価として利用される。そのような結合は株式を交付する結合とは経済的に同一であると考えられる。さらに、持分プーリング法は企業結合のうち、買収者と非買収者が容易に識別できない合併に限られる。そのような合併は、実務上、存在することが少ないから、持分プーリング法の不採用の論拠になる。

また、取得原価主義との整合性は、企業結合に際して、歴史的な原価で取引を記録するのではなく、交換する項目は公正価値で企業結合すべきという考え方による。持分プーリング法は企業結合時から将来にわたる当該企業の財務諸表の信頼性を損なうことになる。

このように、SFAS141 は本質的にすべての企業結合は買収であり、したがって、すべての企業結合はパーチェス法で処理すべきという結論づけている。

### 3. IASB における持分プーリング法の廃止

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）が 2004 年に IFRS No. 3 を公表して、企業結合の会計処理をパーチェス法に一本化するとともに、のれんを非償却とする改訂を行った。IFRS No. 3 では 1 つの企業が他の 1 つ以上の企業または事業の支配を獲得する企業結合の会計処理方法として唯一パーチェス法が適切であるとされ、ほとんどの企業結合は 1 つの企業が他の企業または事業の支配を獲得する結果となり、したがって、ほとんどの企業結合について取得企業を識別することができる結論づけている。IASB が持分プーリング法を廃止する理由とは、次のようなものである。

#### (1) 理論根拠の欠如

持分プーリング法の基礎となるのは、企業結合が結合当事会社間ではなく株主間取引によって生じるという考え方である。この考え方によれば、持分プーリング法の下では、結合当事会社は、結合取引に直接参加しているとは見られていない。所有者が株主持分を交換する取引に参加していると見る。企業結合が企業間取引としての企業買収に当たればパーチェス法を、また株主間取引である持分の結合にあたれば持分プーリング法を、それぞれに適用する。

しかし、交渉の過程においては結合当事会社自身が深く関与しているため、企業結合は結合当事会社を直接の当事者とするものである。IFRS No.3 は企業結合が企業間取引によ

って始まり、企業間取引の結果として行われるものであることに着目し、企業結合を実行するために必要な交渉を行うのは企業であって所有者ではないことを主張する。

持分プーリング法の理論根拠のもう1つは、持分の継続である。持分プーリング法の使用は、持分証券が主な対価の支払手段であるような企業結合に限定されている。そのような取引においては、所有者の持分は完全または実質的に継続しており、新たな持分は相殺されず、また新たな資産は生み出されず、結合後の所有者持分は結合前の所有者持分割合と比例しており、かつ取引の意図が継続して一体となった経営上の戦略を有することから、持分プーリング法が適用される。

この主張に対する反論は、結合当事会社の資産と負債をどのように認識するかを支払われる対価の性質によって決定すべきではないという点から指摘できる。また、確かに株式交換による企業結合では所有主持分は継続することになるが、所有主持分の同一性が維持されるわけではない。なぜなら、結合後に株主が有することになるリスクと収益性は、その株主が結合前に有していたリスク、収益性と同一ではないからである。すなわち、持分は企業結合の結果として変質しているのである。したがって、結合後では株主は異なるリスクと収益性に直面している可能性がある。

## (2) 情報有用性の低下

IASBのフレームワークは、財務諸表の目的は広範な利用者が経済的意思決定を行うあたり、企業の財政状態、経営成績及び財政状態の変動に関する有用な情報を提供することである。結合前企業の所有者は企業結合の結果として、結合前企業の純資産に対する残存持分を保有している。持分プーリング法の適用によって提供される情報は、このような残存持分を反映できず、したがって目的適合性に欠ける。すべての結合企業の資産と負債が、結合日現在の公正価値ではなく、結合前の帳簿価額で認識されるので、結合後企業の財務諸表の利用者は、企業結合の結果として結合企業から生じると期待される将来キャッシュ・フローの性質、時期および範囲を合理的に評価できない。

IASBのフレームワークでは、財務諸表の目的のもう1つは受託した資源に対する経営者の説明責任を表すことである。持分プーリング法では企業結合で交換された価値が無視されるため、持分プーリング法の適用によって提供された情報では、経営者が行った投資及びその後の成果に対する説明責任を保つことができない。

IASBは、持分プーリング法はどのような状況においてもパーチェス法より優れた情報を提供できない理由は、たとえ対等合併が存在するとしても、持分プーリング法は適切な会

計処理方法にはならないと結論づけた。

### (3) 恣意性を働かせる誘因の存在

従来の二元的アプローチはパーチェス法と持分プーリング法の両方を認めていたが、1つの企業結合において、どちらでも任意に選択適用してよいわけではない。2つの会計方法は自由に選択可能な代替的方法ではなく、企業結合取引の実態に応じて使い分けなければならないものであった。しかし、実質的類似する取引について1つ以上の会計方法を要求することは、特に2つの方法が全く異なる結果を生じさせるならば、報告主体にとって望ましい会計結果を達成するために取引を作り変える動機を作る。

パーチェス法では、取得原価が取得された企業の純資産の公正価値を上回る場合、のれんを計上することになる。従来の会計基準に従えば、のれんの償却により、将来期間では会計利益を大きく減少する。これに対して、持分プーリング法ではのれんの計上が行われないため、利益に対する償却費の影響を回避することができる。また、減価償却などについても企業結合前の低い帳簿価額に基づいて処理することができる。持分プーリング法は、企業結合後長期にわたり取得企業の費用負担を軽減し、報告利益を押し上げることになる。したがって、経営者はのれんが生じる企業結合では持分プーリング法に対する選好が強くなると考えられる。

## 4. 日本における持分プーリング法の廃止

IFRS や FASB では、会計基準のコンバージェンスに関して問題があるとされ、パーチェス法に一本化されている。それを受けて日本でも 2008（平成 20）年 12 月に「企業結合に関する会計基準」が改正されて、持分プーリング法が廃止されている。

2008（平成 20）年 3 月の企業結合専門委員会は、持分プーリング法について、国際的な会計基準をめぐる環境が大きく変わる中で企業分析を行うアナリストにとっては、国内外の企業間における比較可能性の確保は極めて重要であり、こうした中で、持分プーリング法については、適用事例がごくわずかになっている状況に鑑み、特に国際的な摩擦を避けるという観点からも廃止するべきであると考えた。パーチェス法に統一することによるメリットとしては、以下のようなものが考えられる。

- ①パーチェス法のほうが企業結合後のガバナンスが明確
- ②パーチェス法による合併のほうが持分プーリング法によるよりも合併後のパフォーマンス（利益や ROA の改善）が良いという調査結果の存在

③現状の全く異なる 2 つの会計処理を企業がある程度（適用基準はあるが）任意に選べるということは、財務諸表の客観性という点で問題が全くないとは言えない

会計基準のコンバージェンスが会計基準設定の最優先課題とされている中であって、のれんの償却を行う点とともに持分プーリング法の適用が選択可能であるということ自体が日本会計基準と国際的会計基準の間の差異の象徴的存在として取り上げられるケースが多い。例えば、のれん償却を行わないで済むことが持分プーリング法を選択する理由になるという見方もあり、2 つの会計処理の並存が恣意性の温床となっているとの疑いを生じさせている。

一方、持分プーリング法の廃止を支持する理由としては、以下のようなものが挙げられる。

- (1) 2003（平成 15）年 10 月の企業結合会計基準の公表以降、日本における企業結合を巡る環境が大きく変化している。実際、企業結合会計基準が適用されてからまだ 1 年あまりという状況ではあるものの、持分プーリング法が適用される事例が実際に発生する場合は極めて限られており、現在においては持分プーリング法が定められていること自体に対する否定的な見方が増えていると考えられる。
- (2) 国際的な会計基準では既に数年前に持分プーリング法を廃止しており、直近の改定でもこの部分に関する見直しの議論も発生していないため、今後これが改められる可能性も低い。このため、日本のみ持分プーリング法の定めを残し続けることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を確保できない状況が続く可能性がある。
- (3) 持分プーリング法については日本の会計基準と国際的な会計基準の間の差異の象徴的な存在として取り上げられることが多く、日本の会計基準に対する国際的な評価の面で大きな障害になっているとも言われている。

企業結合会計基準制定当時において持分プーリング法を残した論拠は今なお肯定されるものの、日本の会計基準に対する国際的な評価のいかんは、直接海外市場で資金調達をする企業のみならず、広く日本の資本市場や日本企業に影響を及ぼすと考えられる。このため、会計基準のコンバージェンスを推進し、持分プーリング法を廃止するほうが、日本の企業会計基準全体に対して良い影響をもたらすと考えられる。

1960 年代以降、持分プーリングは多くの批判に晒され、21 世紀の今日では会計史上の問題としてしか取り扱われなくなってしまった。制度会計において持分プーリング法が復

活する可能性は、ほとんどないと考えられる。ただし、現実の企業経済において持分プーリング法の適用が妥当するような対等合併は今後も起こるだろうし、会計思考としての「持分プーリング」まで全面的に否定する必要はないと思われる。たとえ制度会計において廃止されようとも、持分プーリング法の根底にある考え方や利害関係者の調整機能については、今後も議論を続けていくことが望まれる。



<参考文献>

- American Accounting Association (AAA), *A Statement of Basic Accounting Theory* (1966).
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), *Accounting Trends & Techniques*, 22nd ed. (1968).
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), *Accounting Trends & Techniques*, 23rd ed. (1969).
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises, APB Statement No.4* (1970).
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), *Accounting Trends & Techniques*, 25th ed. (1971).
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), *Technical Practice Aids* (Commerce Clearing House, 1975).
- Accounting Principles Board (APB), *APB Opinion No.6, Status of Accounting Research Bulletins* (1965).
- Accounting Principles Board (APB), *Exposure Draft, Proposed APB Opinion: Business Combinations and Intangible Assets* (1970)
- Accounting Principles Board (APB), Opinion No.16, *Business Combinations* (1970).
- Accounting Principles Board (APB), Opinion No.17, *Intangible Assets* (1970).
- Accounting Principles Board (APB), Opinion No.20, *Accounting Changes* (1971)
- Accounting Principles Board (APB), Opinion No.30, *Reporting the Results of Operations Reporting the Effects of Disposal of a Segment of a Business and Extraordinary, Unusual and Infrequently Occurring Events and Transactions* (1973).
- Arthur Anderson & Co., *Accounting and Reporting Problems of the Accounting Profession*, 3rd ed. (1969).
- American Institute of Accountants (AIA), *Accounting Research Bulletins No.40, Business Combinations* (1950).
- American Institute of Accountants (AIA), *Accounting Research Bulletins No.43 Business*

- Combinations* (1953).
- American Institute of Accountants (AIA), *Accounting Research Bulletins No.48 Business Combinations* (1957).
- Arthur Anderson & Co., *Before the Accounting Principles Board of the AICPA Proposed Opinion: Business Combinations and Intangible Assets* (May 15, 1970).
- Backman, J., "An Economist Looks at Accounting for Business Combinations," *Financial Analysts Journal* (July 1970), pp. 39-48.
- Barr, A., "Accounting Aspects of Business Combination," *Accounting Review* (April 1959), pp.175-181.
- Barr, A., "Letter to Mr. Reed K. Storey," *SEC Comment No.40* (March 1969), p.5.
- Bedford, N. M., K. W. Perry and A. R. Wyatt, *Advanced Accounting, An Organizational Approach*, 3rd ed. (John Wiley, 1973).
- Bennett, R. J., *Corporation Accounting* (Ronald Press, 1917).
- Beyer, R., "Goodwill and Pooling of Interest: A Reassessment," *Management Accounting* (February 1969), pp.9-15.
- Black, W. M., "Certain Phases of Merger Accounting," *Journal of Accountancy* (Mach 1947), pp.214-220.
- Brenner V. C. and R. E. Shuey, "An Empirical Study of Support for APB Opinion No.16," *Journal of Accounting Research* (Spring 1972), pp.200-208.
- Briloff, A. J., "Distortions Arising from Pooling-of-Interests Accounting," *Financial Analysts Journal* (March 1968), pp.71-80.
- Briloff. A. J., "The " Funny-Money " Game," *Financial Analysts Journal* (May 1969), pp.73-79.
- Budge, H. H., "New Report," *Journal of Accountancy* (April 1970), p.10.
- Burck, G., "The Merger Movement Rides High", *Fortune* (February 1969), pp.79-82&158-161.
- Burton, J. C., *Accounting for Business Combination, the Research of Financial Executives Institute* (1970).
- Calvin, E., *An In-Depth Inquiry into Current Practices in Accounting for Business Combinations* (City University of New York, 1977).

- Dewberry, J. T., "A New Approach to Business Combinations," *Management Accounting* (November 1979), pp.44-49.
- Eigen, M. M., "Is Pooling Really Necessary?" *Accounting Review* (July 1965), pp.536-540.
- Eiteman, D. S., *Pooling and Purchase Accounting*, Bureau of Business, Research, Graduate School of Business Administration (University of Michigan, 1967).
- FEI Surveys, "Accounting for Business Combinations," *Financial Executive* (August 1969), pp.30-34.
- Financial Accounting Standards Board (FASB), *Accounting for Business Combinations and Purchased Intangibles*, FASB Discussion Memorandum (1976).
- Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement of Financial Accounting Standards No.141: Business Combinations* (2001, revised 2007).
- Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement of Financial Accounting Standards No.160: Noncontrolling Interests in Consolidated Financial Statements, an amendment of ARB No. 51* (2007).
- Finney H. A. and H. E. Miller, *Principles of Accounting, Intermediate*, 5th ed. (Prentice-Hall, 1960).
- Fisch, J. H. and M. Mellman, "Pooling of Interest: The Status of the Criteria," *Journal of Accountancy* (August 1968), pp.42-48.
- Fritzemeyer, J. R. and P. A. Pacter, ed., "Accounting for Business Combinations: The Evolution of an APB Opinion," *Journal of Accountancy* (August 1969), pp.64-67.
- Fritzemeyer, J. R. and D. R. Carmichael, ed., "Accounting & Auditing Problems," *Journal of Accountancy* (December 1971), p.70-72.
- G4+1, *Position Paper: Recommendations for Achieving Convergence on the Methods of Accounting for Business Combinations* (International Accounting Standards Committee, 1998).
- Griffin, C. H., T. H. Williams and K. D. Larson, *Advanced Accounting*, 4th ed. (Irwin, 1980).
- Gunther, S. P., "Pooling Purchase Goodwill, A Review of APB Opinion 16 and 17," *New York Certified Accountant* (January 1971), p.26.
- Harmon, D. P., Jr., "Pooling of Interests: A Case Study," *Financial Analysts Journal* (March

- 1968), pp.82-88.
- Hendriksen, E. S., *Accounting Theory* (Irwin, 1965).
- Hinkelman, H. I., *Accounting for Business Combinations* (New York University, 1964).
- International Accounting Standards Board (IASB), *International Financial Reporting Standards No. 3: Business Combinations* (2017).
- Kester, R. B., *Accounting: Theory and Practice*, 2nd ed. (Ronald Press, 1925).
- Kieso, D. E., *The Development of An Accounting Concept of Business Combination* (University of Illinois, 1963).
- Langer, R. D., *Account as a Variable in Mergers* (Arno Press, 1978).
- Lauver, R. C., "The Case for Pooling," *Accounting Review* (January 1966), pp.65-74.
- Letter to the Editor, *Journal of Accountancy* (April 1951), pp.532-533.
- Murphy, J. E., JR., "Earnings Growth and Price Change in the Same Time," *Financial Analysts Journal* (January 1968), pp.97-99.
- Moonitz, M. and L. H. Jordan, *Accounting: An Analysis of Its Problems*, Vol. 2 (Rinehart and Winton, 1964).
- National Association of Accountants (NAA), *Financial Reporting for Security Investment and Credit Decisions*, NAA Research Studies in Management Reporting No.3 (1970).
- Nelson K. and R. H. Strawser, "A Note on APB Opinion No.16," *Journal of Accounting Research* (Autumn 1970), pp.284-289.
- Paton, W. A.(ed.), *Accountants' Handbook*, 2nd ed. (Ronald Press, 1932).
- Pivar, S., "Implementation of APB Opinion NO.16 and 17," *Journal of Accountancy* (November 1972), pp.58-62.
- Philips, L. C., "Accounting for Business Combinations," *Accounting Review* (April 1965), pp. 377-381.
- Rappaport, L. H., "Accounting at the SEC," *New York Certified Public Accountant* (1959).
- Rappaport, L. H., *SEC Accounting Practice and Procedure*, 3rd ed. (Ronald Press, 1972).
- Rayburn, F. R., *A Study of the Effect of Accounting Principles Board Opinion No. 16 on the Use of Pooling of Interests Accounting for Business Combinations and of Institutional Enforcement of the Pooling Criteria of Opinion No. 16* (University of Alabama, 1974).

- Rea, H. C., "More on Pooling Interests, Practitioners Crum," *Journal of Accountancy* (March 1972), pp.83-85.
- Retz, D. J., "Business Combinations: Pooling or Purchase?" *Management Accounting* (February 1973), pp.45-46&50.
- Sandberg, M., "The Income Tax Subsidy to Reorganizations," *Columbia Law Review* (January 1938), pp.102-103.
- Sapienza, S. R., "Distinguishing between Purchase and Pooling," *Journal of Accountancy* (June 1961), pp.35-40.
- Sapienza, S. R., "Pooling Theory and Practice in Business Combinations," *Accounting Review* (April 1962), pp.263-278.
- Sapienza, S. R., "An Examination of AICPA Research Study No.5 Standards for Pooling," *Accounting Review* (July 1964), pp.682-590.
- Sapienza, S. R., "Discussion of Purchase versus Pooling of Interests: The Search for a Predictor," *Empirical Research in Accounting: Selected Studies, Journal of Accounting Research* (1967), pp.205-209.
- Savoie, L. M., "New Report," *Journal of Accountancy* (April 1970), p.4&10.
- Schrader, W. J., R. E. Malcom and J. J. Willingham, "In Support of Pooling," *Financial Executive* (December 1969), p.63.
- Shuckett, D. H., H. J. Harlan, J. Brown and E. J. Mock. *Financing for Growth* (American Management Association, 1971).
- Snavely, H. J., "Pooling is Good Accounting," *Financial Analysts Journal* (November 1968), pp.85-90.
- Spacek, L., "The Merger Accounting Dilemma-Proposed Solutions," *Financial Executive* (Feb 1974), p.40-54.
- Van Pelt III, J. V., "Accounting for Acquisition: What should be done," *Management Accounting* (Feb 1996), pp.16-18.
- Wakefield, B. R., "The Accounting Principles Board is on the Wrong Track," *Financial Analysts Journal* (July 1970), pp.33-36.
- Wertz, W. W., "Corporate Consolidation, Reorganizations and Merger," *New York Certified Public Accountant* (1945), pp.379-387.

- Wilcox. E. B., "Business Combination: An Analysis of Merger, Purchases, and Related Accounting Procedure," *Journal of Accountancy* (Feb 1950), pp.102-107.
- Wildman, J. R. and W. Powell, *Capital Stock without Par Value* (A. W. Shaw, 1928).
- Wright, R. F., "Corporate Mergers, Acquisitions and Divestitures," *New York Certified Public Accountant* (January 1967), pp.23-31.
- Wyatt, A. R., *A Critical Study of Accounting for Business Combination*, AICPA, Accounting Research Study No.5(1963).
- Wyatt, A. R., "Accounting for Business Combinations: What Next?" *Accounting Review* (July 1965), pp.527-535.
- Wyatt, A. R. and D. E. Kieso, *Business Combinations: Planning and Action* (International Textbook Company, 1968).
- Wyatt, A. R., "Inequities in Accounting for Business Combinations," *Financial Executive* (December 1972), pp.28-35.
- Zeff, S. A., *Forging Accounting Principles in Five Countries* (Stipes Publishing Company, 1972).
- 黒川行治「APB 意見書第 16 号に至る会計基準の変遷—企業結合のタイプの識別基準を中心に—」『合併会計をめぐる米国財務会計基準の動向』第 3 部第 1 章（企業財務制度研究会、1996）。
- 武田安弘「アメリカ合併会計の変遷-1-」『地域分析：愛知学院大学産業研究所所報』第 12 巻第 3 号（1974）、27-37 頁。
- 武田安弘『企業結合会計の研究』（白桃書房、1982）。
- 松井和夫『コングロマリットと証券市場』（日本証券経済研究所、証券資料第 113 号、1972）。